

平成 20 年

第 3 回 十島村議会定例会会議録

開会 平成 20 年 9 月 25 日 (木)

閉会 平成 20 年 10 月 3 日 (金)

十 島 村 議 会

## 平成20年第3回（9月） 十島村議会定例会

### 第1号（9月25日）（木）

|     |          |                                                                       |    |
|-----|----------|-----------------------------------------------------------------------|----|
| 1.  | 開 会      | .....                                                                 | 1  |
| 2.  | 日 程 報 告  | .....                                                                 | 1  |
| 3.  | 日 程 第 1  | 会議録署名議員の指名.....                                                       | 1  |
| 4.  | 日 程 第 2  | 会期の決定 .....                                                           | 1  |
| 5.  | 日 程 第 3  | 会期日程の決定 .....                                                         | 2  |
| 6.  | 日 程 第 4  | 諸般の報告 .....                                                           | 2  |
| 7.  | 日 程 第 5  | 行政報告 .....                                                            | 2  |
| 8.  | 日 程 第 6  | 一般質問 .....                                                            | 8  |
| 9.  | 日 程 第 7  | 報告第12号 元浦港改修工事の工事請負契約締結の<br>専決処分の承認を求めることについて .....                   | 18 |
| 10. | 日 程 第 8  | 報告第13号 東之浜港改修工事の工事請負契約締結の<br>専決処分の承認を求めることについて .....                  | 23 |
| 11. | 日 程 第 9  | 議案第43号 鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更について ...                                   | 26 |
| 12. | 日 程 第 10 | 議案第44号 鹿児島県市町村土地開発公社の解散について .....                                     | 27 |
| 13. | 日 程 第 11 | 議案第45号 鹿児島県市町村土地開発公社各支社の業務に<br>係る財産について .....                         | 28 |
| 14. | 日 程 第 12 | 議案第46号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団<br>体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について .... | 29 |
| 15. | 日 程 報 告  | .....                                                                 | 29 |
| 16. | 散 会      | .....                                                                 | 29 |

## 第2号（9月26日）（金）

|     |          |                                                                |          |
|-----|----------|----------------------------------------------------------------|----------|
| 1.  | 開 会      | .....                                                          | 31       |
| 2.  | 日 程 報 告  | .....                                                          | 31       |
| 3.  | 日 程 第 1  | 議案第 47 号 十島村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正<br>する条例の制定について                | ..... 31 |
| 4.  | 日 程 第 2  | 議案第 48 号 十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の一部<br>を改正する条例の制定について             | ..... 32 |
| 5.  | 日 程 第 3  | 議案第 50 号 指定管理者の指定について（宝島堆肥舎施設）                                 | ..... 34 |
| 6.  | 日 程 第 4  | 議案第 49 号 十島村農業用施設の設置及び管理に関する条例の一<br>部を改正する条例の制定について            | ..... 34 |
| 7.  | 日 程 第 5  | 議案第 51 号 指定管理者の指定について（平島農産物集出荷施設）                              | ..... 37 |
| 8.  | 日 程 第 6  | 議案第 52 号 予算補正について（平成 20 年度十島村一般会計 補<br>正予算第 2 号）               | ..... 38 |
| 9.  | 日 程 第 7  | 議案第 53 号 予算補正について（平成 20 年度十島村国民健康保<br>険特別会計 補正予算第 2 号）         | ..... 52 |
| 10. | 日 程 第 8  | 議案第 54 号 予算補正について（平成 20 年度十島村老人保健医<br>療特別会計 補正第 2 号）           | ..... 54 |
| 11. | 日 程 第 9  | 議案第 55 号 予算補正について（平成 20 年度十島村船舶交通特<br>別会計 補正第 3 号）             | ..... 55 |
| 12. | 日 程 第 10 | 議案第 56 号 予算補正について（平成 20 年度十島村介護保険特<br>別会計（介護保険事業勘定） 補正予算第 2 号） | ..... 59 |
| 13. | 日 程 第 11 | 議案第 57 号 予算補正について（平成 20 年度十島村簡易水道特<br>別会計 補正第 3 号）             | ..... 60 |
| 14. | 日 程 第 12 | 認定第 1 号 平成 19 年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定につ<br>いて                       | ..... 65 |
| 15. | 日 程 第 13 | 認定第 2 号 平成 19 年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決<br>算の認定について                 | ..... 65 |
| 16. | 日 程 第 14 | 認定第 3 号 平成 19 年度十島村老人保健医療特別会計歳入歳出決<br>算の認定について                 | ..... 65 |
| 17. | 日 程 第 15 | 認定第 4 号 平成 19 年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の<br>認定について                   | ..... 65 |
| 18. | 日 程 第 16 | 認定第 5 号 平成 19 年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の<br>認定について                   | ..... 65 |
| 19. | 日 程 第 17 | 認定第 6 号 平成 19 年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の<br>認定について                   | ..... 65 |
| 20. | 日 程 第 18 | 同意第 3 号 十島村副村長の選任について                                          | ..... 75 |

|     |        |                              |    |
|-----|--------|------------------------------|----|
| 21. | 日程第 19 | 同意第 4 号 教育委員会委員の任命について ..... | 79 |
| 22. | 日程第 20 | 同意第 5 号 教育委員会委員の任命について ..... | 81 |
| 23. | 日程第 21 | 議案第 58 号 村有財産の処分について .....   | 83 |
| 24. | 日程報告   | .....                        | 88 |
| 25. | 散 会    | .....                        | 88 |

### 第3号（10月3日）（金）

|     |          |                                                                    |     |
|-----|----------|--------------------------------------------------------------------|-----|
| 1.  | 開 会      | .....                                                              | 89  |
| 2.  | 日 程 報 告  | .....                                                              | 89  |
| 3.  | 日 程 第 1  | 認定 第 1 号 平成 19 年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定について .....                        | 89  |
| 4.  | 日 程 第 2  | 認定 第 2 号 平成 19 年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算<br>の認定について .....              | 89  |
| 5.  | 日 程 第 3  | 認定 第 3 号 平成 19 年度十島村老人保健医療特別会計歳入歳出決算<br>の認定について .....              | 89  |
| 6.  | 日 程 第 4  | 認定 第 4 号 平成 19 年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の<br>認定について .....                | 89  |
| 7.  | 日 程 第 5  | 認定 第 5 号 平成 19 年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の<br>認定について .....                | 89  |
| 8.  | 日 程 第 6  | 認定 第 6 号 平成 19 年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の<br>認定について .....                | 89  |
| 9.  | 日 程 第 7  | 議案 第 59 号 十島村高速観光船「ななしま 2」の設置及び管理に<br>関する条例の一部を改正する条例の制定について ..... | 98  |
| 10. | 日 程 第 8  | 議案 第 60 号 特定離島ふるさとおこし推進事業交通安全施設整備<br>工事請負契約の締結について .....           | 101 |
| 11. | 日 程 第 9  | 議案 第 61 号 特定離島ふるさとおこし推進事業口之島フリイ岳<br>展望台施設整備工事請負契約の締結について .....     | 106 |
| 12. | 日 程 第 10 | 議案 第 62 号 十島村地域イントラネット基盤施設整備工事請負<br>契約の締結について .....                | 109 |
| 13. | 日 程 第 11 | 発議 第 2 号 十島村議会会議規則の一部を改正する規則について .....                             | 112 |
| 14. | 日 程 第 12 | 陳情 第 3 号 新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出に<br>ついての陳情書 .....                 | 113 |
| 15. | 日 程 第 13 | 発議 第 3 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書 .....                                  | 114 |
| 16. | 日 程 第 14 | 陳情 第 4 号 郵政民営化法の見直しに関する陳情書 .....                                   | 114 |
| 17. | 日 程 第 15 | 発議 第 4 号 郵政民営化法の見直しに関する意見書 .....                                   | 115 |
| 18. | 日 程 第 16 | 議員派遣の件 .....                                                       | 115 |
| 19. | 日 程 第 17 | 閉会中の議会運営委員会の継続調査の件 .....                                           | 116 |
| 20. | 閉 会      | .....                                                              | 116 |

# 平成20年第3回（9月）十島村議会定例会

## 会期日程

| 月  | 日  | 曜日 | 船 | 日 程 | 備 考                                                         |
|----|----|----|---|-----|-------------------------------------------------------------|
| 9  | 25 | 木  | 入 | 本会議 | 議会運営委員会                                                     |
| 9  | 26 | 金  | 出 | 本会議 |                                                             |
| 9  | 27 | 土  |   |     | 勉強会（決算）                                                     |
| 9  | 28 | 日  | 入 |     |                                                             |
| 9  | 29 | 月  | 出 |     | 決算審査特別委員会（総務課）<br>一般・基金<br>決算審査特別委員会（住民課）<br>国保・老人・介事・介サ・基金 |
| 9  | 30 | 火  |   |     | 決算審査特別委員会（住民課）<br>一般・基金<br>決算審査特別委員会（経済課）<br>簡水             |
| 10 | 1  | 水  | 入 |     | 決算審査特別委員会（経済課）<br>一般・船舶・基金<br>全員協議会（定期船運航）                  |
| 10 | 2  | 木  |   |     | 決算審査特別委員会（教育委員会）<br>一般・基金<br>（総括質疑）<br>（採決）                 |
| 10 | 3  | 金  | 出 | 本会議 |                                                             |
| 10 | 4  | 土  |   |     |                                                             |
| 10 | 5  | 日  | 入 |     |                                                             |

平成20年第3回（9月）十島村議会定例会 提出案件一覧表

| 月日    | 曜 | 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 日程 |
|-------|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 9月25日 | 木 | <p>&lt;議会運営委員会&gt;</p> <p>第 1 会議録署名議員の指名<br/>第 2 会期の決定<br/>第 3 会期日程の決定<br/>第 4 諸般の報告<br/>第 5 行政報告</p> <p>第 6 一般質問<br/>永田和彦 議員 ①行政組織改革後、一年半を経過しての現状について<br/>日高助廣 議員 ①本村における保健・医療・福祉の今後の方策について</p> <p>第 7 報告 第 12号 専決処分：元浦港改修工事の工事請負契約締結<br/>第 8 報告 第 113号 専決処分：東之浜港改修工事の工事請負契約締結</p> <p>第 9 議案 第 43号 鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更<br/>第10 議案 第 44号 鹿児島県市町村土地開発公社の解散について<br/>第11 議案 第 45号 鹿児島県市町村土地開発公社各支社の業務に係る財産について</p> <p>第12 議案 第 46号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 1  |
| 9月26日 | 金 | <p>第 1 議案 第 47号 条例改正：十島村重度心身障害者医療費助成条例の一部改正</p> <p>第 2 議案 第 48号 条例改正：十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の一部改正（宝島堆肥舎施設追加）<br/>第 3 議案 第 50号 指定管理者の指定（宝島堆肥舎施設→宝島畜産組合長 松下征克）</p> <p>第 4 議案 第 49号 条例改正：十島村農業用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正（平島農産物集出荷）<br/>第 5 議案 第 51号 指定管理者の指定（平島農産物集出荷施設→平島自治会長 日高春美）</p> <p>第 6 議案 第 52号 予算補正（20年度一般会計 補正第2号） +105,493 → 3,597,381 千円<br/>第 7 議案 第 53号 予算補正（20年度国保特会 補正第2号） + 3,884 → 91,232 千円<br/>第 8 議案 第 54号 予算補正（20年度老人特会 補正第2号） + 0 → 20,395 千円<br/>第 9 議案 第 55号 予算補正（20年度船舶特会 補正第3号） + 82,639 → 1,068,616 千円<br/>第10 議案 第 56号 予算補正（20年度介事特会 補正第2号） + 1,785 → 76,098 千円<br/>第11 議案 第 57号 予算補正（20年度簡水特会 補正第3号） + 26,009 → 67,359 千円</p> <p>第12 認定 第 1 号 決算認定：平成19年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定について<br/>第13 認定 第 2 号 決算認定：平成19年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について<br/>第14 認定 第 3 号 決算認定：平成19年度十島村老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について<br/>第15 認定 第 4 号 決算認定：平成19年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定について<br/>第16 認定 第 5 号 決算認定：平成19年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について<br/>第17 認定 第 6 号 決算認定：平成19年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>第18 同意 第 3号 十島村副村長の選任について<br/>第19 同意 第 4号 教育委員会委員の任命について<br/>第20 同意 第 5号 教育委員会委員の任命について</p> <p>第21 議案 第 58号 有財産の処分について</p> | 2  |
| 9月27日 | 土 | 議案勉強会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 3  |
| 9月28日 | 日 | 保岡衆議院議員との懇談会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 4  |

| 月 日   | 曜 | 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 日程 |
|-------|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 9月29日 | 月 | <決算審査特別委員会><br><br>総務課（一般）<br><br>住民課（国保・老人・介護）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 5  |
| 9月30日 | 火 | <決算審査特別委員会><br><br>住民課（一般）<br><br>経済課（簡水）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 6  |
| 10月1日 | 水 | <決算審査特別委員会><br><br>経済課（一般・船舶）<br><br><b>【全員協議会】</b><br>①船舶運航                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 7  |
| 10月2日 | 木 | <決算審査特別委員会><br><br>教育委員会（一般）<br><br>総括質疑<br><br>委員会採決<br>（委員長報告作成）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 8  |
| 10月3日 | 金 | 第 1 認定 第 1 号 決算認定：平成19年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定について<br>第 2 認定 第 2 号 決算認定：平成19年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について<br>第 3 認定 第 3 号 決算認定：平成19年度十島村老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について<br>第 4 認定 第 4 号 決算認定：平成19年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定について<br>第 5 認定 第 5 号 決算認定：平成19年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について<br>第 6 認定 第 6 号 決算認定：平成19年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について<br><br>第 7 議案 第 59号 十島村高速観光船「ななしま 2」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例<br>第 8 議案 第 60号 特定離島ふるさとおこし推進事業交通安全施設整備工事請負契約の締結<br>第 9 議案 第 61号 特定離島ふるさとおこし推進事業口之島フリイ岳展望台施設整備工事請負契約の締結<br>第10 議案 第 62号 十島村地域インターネット基盤施設整備工事請負契約の締結<br><br>第11 発議 第 2号 十島村議会会議規則の一部を改正する規則について<br><br>第12 陳情 第 3号 新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出についての陳情書<br>第13 発議 第 3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書<br><br>第14 陳情 第 4号 郵政民営化法の見直しに関する陳情書<br>第15 発議 第 4号 郵政民営化法の見直しに関する意見書<br><br>第16 議員派遣の件<br>第17 議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続調査の件 | 9  |



(議決結果)

平成20年第3回(9月)十島村議会定例会

| 議案番号    | 件名                                                    | 議決年月日      | 議決結果 | 議決番号    |
|---------|-------------------------------------------------------|------------|------|---------|
| 報告 第12号 | 専決処分の承認を求めることについて(元浦港改修工事の工事請負契約の締結)                  | 20. 09. 25 | 承認   | 承認 第11号 |
| 報告 第13号 | 専決処分の承認を求めることについて(東之浜港改修工事の工事請負契約の締結)                 | 20. 09. 25 | 承認   | 承認 第12号 |
| 議案 第43号 | 鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更について                              | 20. 09. 25 | 原案可決 | 議決 第43号 |
| 議案 第44号 | 鹿児島県市町村土地開発公社の解散について                                  | 20. 09. 25 | 原案可決 | 議決 第44号 |
| 議案 第45号 | 鹿児島県市町村土地開発公社各支社の業務に係る財産について                          | 20. 09. 25 | 原案可決 | 議決 第45号 |
| 議案 第46号 | 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について | 20. 09. 25 | 原案可決 | 議決 第46号 |
| 議案 第47号 | 十島村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について                    | 20. 09. 26 | 原案可決 | 議決 第47号 |
| 議案 第48号 | 十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について                 | 20. 09. 26 | 原案可決 | 議決 第48号 |
| 議案 第50号 | 指定管理者の指定について(宝島堆肥舎施設)                                 | 20. 09. 26 | 原案可決 | 議決 第49号 |
| 議案 第49号 | 十島村農業用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について                | 20. 09. 26 | 原案可決 | 議決 第50号 |
| 議案 第51号 | 指定管理者の指定について(平島農産物集出荷施設)                              | 20. 09. 26 | 原案可決 | 議決 第51号 |
| 議案 第52号 | 予算補正について<br>(平成20年度十島村一般会計 補正予算第2号)                   | 20. 09. 26 | 原案可決 | 議決 第52号 |
| 議案 第53号 | 予算補正について<br>(平成20年度十島村国民健康保険特別会計 補正予算第2号)             | 20. 09. 26 | 原案可決 | 議決 第53号 |
| 議案 第54号 | 予算補正について<br>(平成20年度老人保健医療特別会計 補正第2号)                  | 20. 09. 26 | 原案可決 | 議決 第54号 |
| 議案 第55号 | 予算補正について<br>(平成20年度船舶交通特別会計 補正第3号)                    | 20. 09. 26 | 原案可決 | 議決 第55号 |
| 議案 第56号 | 予算補正について<br>(平成20年度十島村介護保険特別会計(介護保険事業勘定) 補正予算第2号)     | 20. 09. 26 | 原案可決 | 議決 第56号 |
| 議案 第57号 | 予算補正について<br>(平成20年度簡易水道特別会計 補正第3号)                    | 20. 09. 26 | 原案可決 | 議決 第57号 |
| 同意 第 3号 | 十島村副村長の選任について                                         | 20. 09. 26 | 同意   | 同意 第 3号 |
| 同意 第 4号 | 教育委員会委員の任命について                                        | 20. 09. 26 | 同意   | 同意 第 4号 |
| 同意 第 5号 | 教育委員会委員の任命について                                        | 20. 09. 26 | 同意   | 同意 第 5号 |

| 議案番号    | 件 名                                            | 議決年月日      | 議決結果 | 議決番号       |
|---------|------------------------------------------------|------------|------|------------|
| 議案 第58号 | 村有財産の処分について                                    | 20. 09. 26 | 原案可決 | 議決 第58号    |
| 認定 第 1号 | 平成19年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定について                     | 20. 10. 03 | 認定   | 認定 第 1 号   |
| 認定 第 2号 | 平成19年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について               | 20. 10. 03 | 認定   | 認定 第 2 号   |
| 認定 第 3号 | 平成19年度十島村老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について               | 20. 10. 03 | 認定   | 認定 第 3 号   |
| 認定 第 4号 | 平成19年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定について                 | 20. 10. 03 | 認定   | 認定 第 4 号   |
| 認定 第 5号 | 平成19年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について                 | 20. 10. 03 | 認定   | 認定 第 5 号   |
| 認定 第 6号 | 平成19年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について                 | 20. 10. 03 | 認定   | 認定 第 6 号   |
| 議案 第59号 | 十島村高速観光船「ななしま 2」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 20. 10. 03 | 原案可決 | 議決 第59号    |
| 議案 第60号 | 特定離島ふるさとおこし推進事業交通安全施設整備工事請負契約の締結について           | 20. 10. 03 | 原案可決 | 議決 第60号    |
| 議案 第61号 | 特定離島ふるさとおこし推進事業口之島フリイ岳展望台施設整備工事請負契約の締結について     | 20. 10. 03 | 原案可決 | 議決 第61号    |
| 議案 第62号 | 十島村地域イントラネット基盤施設整備工事請負契約の締結について                | 20. 10. 03 | 原案可決 | 議決 第62号    |
| 発議 第 2号 | 十島村議会会議規則の一部を改正する規則について                        | 20. 10. 03 | 原案可決 | 発議議決 第 2 号 |
| 陳情 第 3号 | 新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出についての陳情書                | 20. 10. 03 | 採択   | 陳情採択 第 1 号 |
| 発議 第 3号 | 新たな過疎対策法の制定に関する意見書                             | 20. 10. 03 | 原案可決 | 発議議決 第 3 号 |
| 陳情 第 4号 | 郵政民営化法の見直しに関する陳情書                              | 20. 10. 03 | 採択   | 陳情採択 第 2 号 |
| 発議 第 4号 | 郵政民営化法の見直しに関する意見書                              | 20. 10. 03 | 原案可決 | 発議議決 第 4 号 |
|         | 議員派遣の件                                         | 20. 10. 03 | 決定   |            |
|         | 閉会中の議会運営委員会の継続調査の件                             | 20. 10. 03 | 決定   |            |

平成20年9月25日(木)

1. 出席議員は次のとおりである。

|     |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|
| 1 番 | 日 | 高 | 助 | 廣 | 君 |
| 2 番 | 永 | 田 | 和 | 彦 | 君 |
| 3 番 | 前 | 田 | 功 | 一 | 君 |
| 4 番 | 平 | 泉 | 二 | 太 | 君 |
| 5 番 | 平 | 田 | 傳 | 義 | 君 |
| 6 番 | 用 | 澤 | 満 | 男 | 君 |
| 7 番 | 有 | 川 | 和 | 則 | 君 |
| 8 番 | 日 | 高 |   | 通 | 君 |

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

|             |   |   |   |   |   |       |
|-------------|---|---|---|---|---|-------|
| 村           | 長 | 敷 | 根 | 忠 | 昭 | 君     |
| 副           | 村 | 長 | 福 | 満 | 征 | 一郎 君  |
| 教           | 育 | 長 | 齊 | 脇 |   | 司 君   |
| 総           | 務 | 課 | 長 | 肥 | 後 | 政 司 君 |
| 経           | 済 | 課 | 長 | 松 | 下 | 賢 次 君 |
| 教育委員会教育総務課長 |   |   | 久 | 保 | 源 | 一郎 君  |
| 会 計 管 理 者   |   |   | 福 | 澤 | 章 | 二 君   |

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

|         |   |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|---|
| 議会事務局書記 | 日 | 高 | 尚 | 子 | 君 |
|---------|---|---|---|---|---|

平成20年9月26日(金)

1. 出席議員は次のとおりである。

|     |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|
| 1 番 | 日 | 高 | 助 | 廣 | 君 |
| 2 番 | 永 | 田 | 和 | 彦 | 君 |
| 3 番 | 前 | 田 | 功 | 一 | 君 |
| 4 番 | 平 | 泉 | 二 | 太 | 君 |
| 5 番 | 平 | 田 | 傳 | 義 | 君 |
| 6 番 | 用 | 澤 | 満 | 男 | 君 |
| 7 番 | 有 | 川 | 和 | 則 | 君 |
| 8 番 | 日 | 高 |   | 通 | 君 |

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

|             |   |   |   |   |   |       |
|-------------|---|---|---|---|---|-------|
| 村           | 長 | 敷 | 根 | 忠 | 昭 | 君     |
| 副           | 村 | 長 | 福 | 満 | 征 | 一郎 君  |
| 教           | 育 | 長 | 齊 | 脇 |   | 司 君   |
| 総           | 務 | 課 | 肥 | 後 | 政 | 司 君   |
| 経           | 済 | 課 | 松 | 下 | 賢 | 次 君   |
| 教育委員会教育総務課長 |   |   | 久 | 保 | 源 | 一郎 君  |
| 会 計 管 理 者   |   |   | 福 | 澤 | 章 | 二 君   |
| 住民課村民室主幹    |   |   | 肥 | 後 | 勇 | 喜 君   |
| 住民課村民室主事    |   |   | 隈 | 元 | 仁 | 志 君   |
| 住民課健康福祉室主幹  |   |   | 伊 | 瀬 | 知 | 智 子 君 |

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

|         |   |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|---|
| 議会事務局書記 | 日 | 高 | 尚 | 子 | 君 |
|---------|---|---|---|---|---|

平成20年10月3日(金)

1. 出席議員は次のとおりである。

|     |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|
| 1 番 | 日 | 高 | 助 | 廣 | 君 |
| 2 番 | 永 | 田 | 和 | 彦 | 君 |
| 3 番 | 前 | 田 | 功 | 一 | 君 |
| 4 番 | 平 | 泉 | 二 | 太 | 君 |
| 5 番 | 平 | 田 | 傳 | 義 | 君 |
| 6 番 | 用 | 澤 | 満 | 男 | 君 |
| 7 番 | 有 | 川 | 和 | 則 | 君 |
| 8 番 | 日 | 高 |   | 通 | 君 |

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

|             |   |   |   |   |   |                     |
|-------------|---|---|---|---|---|---------------------|
| 村           | 長 | 敷 | 根 | 忠 | 昭 | 君                   |
| 副           | 村 | 長 | 福 | 満 | 征 | 一郎 君                |
| 教           | 育 | 長 | 齊 | 脇 |   | 司 君                 |
| 総           | 務 | 課 | 長 | 肥 | 後 | 政 司 君               |
| 経           | 済 | 課 | 長 | 松 | 下 | 賢 次 君               |
| 教育委員会教育総務課長 |   |   | 久 | 保 | 源 | 一郎 君                |
| 会           | 計 | 管 | 理 | 者 | 福 | 澤 章 二 君             |
| 経済課地域整備室長   |   |   | 松 | 田 | 清 | 徳 君 (日程第9、議案第61号のみ) |

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記      日   高   尚   子   君

# 平成20年第3回（9月）十島村議会定例会 議事日程（第1号）

平成20年9月25日（木） 午前・午後 1 時 00 分開議

| 日程   | 議案番号    | 件 名                                                   | 議決結果 | 議決番号 |
|------|---------|-------------------------------------------------------|------|------|
|      |         | 【議会運営委員会】                                             |      |      |
|      |         |                                                       |      |      |
| 第 1  |         | 会議録署名議員の指名                                            |      |      |
| 第 2  |         | 会期の決定                                                 |      |      |
| 第 3  |         | 会期日程の決定                                               |      |      |
| 第 4  |         | 諸般の報告                                                 |      |      |
| 第 5  |         | 行政報告                                                  |      |      |
| 第 6  |         | 一般質問（永田和彦議員→村長）                                       |      |      |
|      |         | 一般質問（日高助廣議員→村長）                                       |      |      |
|      |         |                                                       |      |      |
| 第 7  | 報告 第12号 | 専決処分の承認を求めることについて（元浦港改修工事の工事請負契約の締結）                  |      |      |
| 第 8  | 報告 第13号 | 専決処分の承認を求めることについて（東之浜港改修工事の工事請負契約の締結）                 |      |      |
| 第 9  | 議案 第43号 | 鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更について                              |      |      |
| 第 10 | 議案 第44号 | 鹿児島県市町村土地開発公社の解散について                                  |      |      |
| 第 11 | 議案 第45号 | 鹿児島県市町村土地開発公社各支社の業務に係る財産について                          |      |      |
| 第 12 | 議案 第46号 | 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について |      |      |
|      |         |                                                       |      |      |
|      |         |                                                       |      |      |
|      |         |                                                       |      |      |
|      |         |                                                       |      |      |
|      |         |                                                       |      |      |

## 平成20年第3回（9月）十島村議会定例会 議事日程（第2号）

平成20年9月26日（金） 午前・午後 10 時 00 分開議

|      | 議案番号    | 件 名                                               | 議決結果 | 議決番号 |
|------|---------|---------------------------------------------------|------|------|
| 第 1  | 議案 第47号 | 十島村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について                |      |      |
| 第 2  | 議案 第48号 | 十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について             |      |      |
| 第 3  | 議案 第50号 | 指定管理者の指定について(宝島堆肥舎施設)                             |      |      |
| 第 4  | 議案 第49号 | 十島村農業用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について            |      |      |
| 第 5  | 議案 第51号 | 指定管理者の指定について(平島農産物集出荷施設)                          |      |      |
| 第 6  | 議案 第52号 | 予算補正について<br>(平成20年度十島村一般会計 補正予算第2号)               |      |      |
| 第 7  | 議案 第53号 | 予算補正について<br>(平成20年度十島村国民健康保険特別会計 補正予算第2号)         |      |      |
| 第 8  | 議案 第54号 | 予算補正について<br>(平成20年度老人保健医療特別会計 補正第2号)              |      |      |
| 第 9  | 議案 第55号 | 予算補正について<br>(平成20年度船舶交通特別会計 補正第3号)                |      |      |
| 第 10 | 議案 第56号 | 予算補正について<br>(平成20年度十島村介護保険特別会計(介護保険事業勘定) 補正予算第2号) |      |      |
| 第 11 | 議案 第57号 | 予算補正について<br>(平成20年度簡易水道特別会計 補正第3号)                |      |      |
| 第 12 | 認定 第 1号 | 平成19年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定について                        |      |      |
| 第 13 | 認定 第 2号 | 平成19年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について                  |      |      |
| 第 14 | 認定 第 3号 | 平成19年度十島村老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について                  |      |      |
| 第 15 | 認定 第 4号 | 平成19年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定について                    |      |      |
| 第 16 | 認定 第 5号 | 平成19年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について                    |      |      |
| 第 17 | 認定 第 6号 | 平成19年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について                    |      |      |
| 第 18 | 同意 第 3号 | 十島村副村長の選任について                                     |      |      |
| 第 19 | 同意 第 4号 | 教育委員会委員の任命について                                    |      |      |
| 第 20 | 同意 第 5号 | 教育委員会委員の任命について                                    |      |      |
| 第 21 | 議案 第58号 | 村有財産の処分について                                       |      |      |

# 平成20年第3回（9月）十島村議会定例会 議事日程（第3号）

平成20年10月3日（金） 午前・午後 10 時 00 分開議

| 日程   | 議案番号    | 件 名                                           | 議決結果 | 議決番号 |
|------|---------|-----------------------------------------------|------|------|
| 第 1  | 認定 第 1号 | 平成19年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定について                    |      |      |
| 第 2  | 認定 第 2号 | 平成19年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について              |      |      |
| 第 3  | 認定 第 3号 | 平成19年度十島村老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について              |      |      |
| 第 4  | 認定 第 4号 | 平成19年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定について                |      |      |
| 第 5  | 認定 第 5号 | 平成19年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について                |      |      |
| 第 6  | 認定 第 6号 | 平成19年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について                |      |      |
| 第 7  | 議案 第59号 | 十島村高速観光船「ななしま2」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |      |      |
| 第 8  | 議案 第60号 | 特定離島ふるさとおこし推進事業交通安全施設整備工事請負契約の締結について          |      |      |
| 第 9  | 議案 第61号 | 特定離島ふるさとおこし推進事業口之島フリイ岳展望台施設整備工事請負契約の締結について    |      |      |
| 第 10 | 議案 第62号 | 十島村地域イントラネット基盤施設整備工事請負契約の締結について               |      |      |
| 第 11 | 発議 第 2号 | 十島村議会会議規則の一部を改正する規則について                       |      |      |
| 第 12 | 陳情 第 3号 | 新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出についての陳情書               |      |      |
| 第 13 | 発議 第 3号 | 新たな過疎対策法の制定に関する意見書                            |      |      |
| 第 14 | 陳情 第 4号 | 郵政民営化法の見直しに関する陳情書                             |      |      |
| 第 15 | 発議 第 4号 | 郵政民営化法の見直しに関する意見書                             |      |      |
| 第 16 |         | 議員派遣の件                                        |      |      |
| 第 17 |         | 閉会中の議会運営委員会の継続調査の件                            |      |      |
|      |         |                                               |      |      |
|      |         |                                               |      |      |
|      |         |                                               |      |      |
|      |         |                                               |      |      |



## 平成 20 年第 3 回（9 月）十島村議会定例会

9 月 2 5 日（木）

### △開会宣言

#### ○議長（日高通君）

只今から、平成 20 年第 3 回（9 月）十島村議会定例会を開会します。

### △開議宣告

#### ○議長（日高通君）

これから、本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配布致しております議事日程の通りであります。

### △欠席届

#### ○議長（日高通君）

お知らせを致します。本会議に出席要求をしておりました住民課長が体調不良のため、欠席するということであります。住民課関係の答弁につきましては担当者が出席して対応するというところでございますので、議員の皆様方はご了解をお願いしたいと思います。

### △会議録署名議員の指名

#### ○議長（日高通君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を致します。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定によって、3 番、前田功一君及び 4 番、平泉二太君を指名致します。

### △会期の決定

#### ○議長（日高通君）

日程第 2、会期決定の件を議題と致します。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 10 月 3 日までの 9 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日から10月3日までの9日間に決定致しました。

△会期日程の決定

○議長（日高通君）

日程第3、会期日程決定の件を議題と致します。

お諮りします。

会期日程につきましては、配布致しております日程表の通りと致したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。よって、そのように決定を致しました。

△諸般の報告

○議長（日高通君）

日程第4、諸般の報告を行ないます。

はじめに、会議・研修会関係についてご報告いたします。6月定例会におきまして議員派遣の決定を致しました常任委員長研修会につきましては、村政座談会の日程と重なりましたことから総務・経済両常任委員長、議会運営委員長の3名ともに欠席した旨、報告を受けております。

次に、村長より「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づきます「平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率について」の報告を受けております。議員各位には、同法律に関する概要、解説資料を添えまして事務局から送付させたところではありますが、内容の詳細につきましては決算審査の折にでもご確認いただければと思います。

次に、監査結果の報告を行います。監査委員より、今年の6月定例会以後に実施されました6月、7月、8月、9月の例月出検査結果についての報告がありました。これらの内容につきましては、お手元に配布致しておりますので、お目通し願います。

最後に、先の6月定例会を主な内容としました「議会だより」第42号を、9月17日に発行致しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

△行政報告

○議長（日高通君）

日程第5、行政報告を行います。

村長から行政報告についての申し出がありました。

これを許可します。

村長 敷根忠昭君。

「村長 敷根忠昭君登壇」

○村長（敷根忠昭君）

こんにちは。

平成20年第3回村議会定例会の開会にあたりまして、当面する諸問題の推移及び行政報告を申し上げます。

まず、平成20年度の普通交付税が8月15日に確定しましたのでその概要を報告いたします。

本年度の本村の普通交付税決定額は、前年度に比べ42,005千円の増（対前年度比3.14%）の1,378,551千円となり、引き続き前年度を上回っております。また、臨時財政対策債発行可能額は、前年度に比べ2,736千円の減（対前年度比6.32%）の40,522千円となり、5年連続の減となっております。なお、普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の合計額は、前年度に比べ39,269千円の増（対前年度比2.85%）となり、3年連続の増となっております。普通交付税決定額の特徴を見てみますと、基準財政収入額で前年度に比べ3,003千円の減（対前年度比3.32%）となっております。これは、固定資産税の償却資産の自然減により前年度に比べ5,095千円の減（対前年度比17.91%）、反対に揮発油等に係る暫定税率の空白期間の影響を心配された地方譲与税では前年度に比べ2,353千円の増（対前年度比10.07%）となっております。今後心配されるのは、固定資産税の償却資産で新たな資産の増加は見込めないことから、ますます減少傾向が予想され、基準財政収入額にも大きく影響してくると思われます。

次に、基準財政需要額で前年度に比べ38,937千円の増（対前年度比2.72%）となっております。これは、地方再生対策費が大きく影響し、42,860千円の増となっております。

地方再生対策費は、平成20年度から新たに創設された項目であり、「地方経済の活性化・農山漁村の活性化・基礎的條件の厳しい集落の生活機能の維持・農地、森林がもつ多面的機能の維持」といった地域再生に必要な経費を包括的に算定されております。基本的には、人口・耕地及び森林面積によって需要額が決定されます。他に、地域振興費で前年度に比べ10,796千円の増（対前年度比9.01%）となっております。これは、離島を多く抱える本村のような条件不利地への対策として隔遠地補正の級地（5級地）による補正率が1.45ポイント上昇したことが影響しています。

また、消防費で単位費用・補正係数の増により前年度と比べ2,344千円の増（13.92%）、港湾費で単位費用及び補正係数の増・外郭施設延長の増・平成19年度許可同意分算入等により前年度と比べ3,027千円の増（対前年度比4.07%）となっています。

反対に、公債費では公債費負担適正化計画に基づく過疎対策事業債及び辺地対策事業債の発行額減少や償還終了等により前年度と比べ18,329千円の減（対前年度比2.76%）となっております。

以上が、普通交付税決定に係る状況となりますが、本年度に大きく増加した要因は、地域再生対策費の創設によるものが大きいことがわかります。しかし、この項目は、疲弊する地方の再生に要する経費の財源措置として「当分の間」の措置として「地方再生対策費」を設けるようになっており、決して、恒久的なものではないということから、今後の財政運営については普通交付税の動向を注視しながら慎重に進めるべきと考えております。

新規採用職員の件についてご報告申し上げます。

フェリーとしま乗組員の職員採用を本年7月1日付けで行っております。同乗組員については、本年3月31日付けで自己都合による退職者が1名発生し、同年6月まで欠員状態で運航していたところです。6月に採用試験を実施し新規職員を採用しております。よって、定期船の船員配乗要員は、正規職員22名、臨時職員5名で運航しております。本年度の村政座談会につきましては、7月中に全島で終了しております。

村政座談会の開催は、申し上げるまでもなく住民の声を村政に反映させ、村の振興方針に活かす目的として毎年開催しているところです。幸いにしまして天候にも恵まれ一部変更はあったものの

住民の協力の中、無事終わることができたことに厚くお礼を申し上げるところです。本年度も各島から多くの要望質問が出されております。集落内の生活環境整備、産業振興対策等 70 件を超える内容でした。本村の財政構造は、依存財源が約 9 割を占める中において、全てのものに應えることは出来ませんが、本年度は予想を超える普通交付税の伸びがあったことから緊急性の高いものを今回の補正予算に計上しております。また、今回の村政座談会においては、私の村政 3 期目のスタートということもあり、村政運営の方針についても住民に丁寧にご説明申し上げたところです。

平成 20 年度鹿児島県消防学校現地指導会が、本年 7 月 22 日に中之島にて村消防団員 25 名参加の下実施されました。本指導会については、非常備消防団を対象に実施されるもので、仕事等の都合により消防学校での研修を受けられない消防団員に対して消防学校の教官が現地に赴き指導する制度であり、特に離島でのハンディを抱え、非常備消防である三島村・十島村において実施されているところです。講義・指導内容として、「①火災防御 ②救急救命蘇生法（AED 講習）③訓練礼式 ④消防器材の取扱い」を室内外で実施しました。指導会では、消防団活動に必要な知識及び技術を学び、地域防災の担い手になるべく、指導者・受講者一体となった熱の入った指導会が実施されたところです。また当村消防団は、離島消防団であるため分団員が一堂に会して訓練をする機会がなく、組織で行動する訓練が実施できたことは非常に意義深いことであったと思います。また、本指導会を通じて分団員同士の交流も図ることができ、今後の消防防災活動に貢献するものと考えているところです。

本年 4 月、陸上自衛隊第 12 普通科連隊国分駐屯地に着任した岩村連隊長兼司令が、本村を視察したいとのことから、同自衛隊所有のヘリコプターで私も搭乗し、2 日間の日程で案内したところです。視察の目的は、本村の地理的特性を把握し、防災及び災害派遣時の計画作成の資料とするとともに、2009 年トカラ列島皆既日食のための事前調査を兼ねたものでもあります。視察機材については、高機動車を積載した大型輸送ヘリコプター（CH-47）で、2 日目こそ天候の影響から時間短縮を余儀なくされたが、ほぼ計画どおり実施することができました。島内では、主に港湾、学校（グラウンド、体育館含む）、診療所等各島施設及び派遣生活上必要な物資（水・電力等）の調査を実施したところです。連隊長をはじめ自衛隊の方々には、各島での水不足の現状のほか厳しい生活環境を知ることができ、今後の防災災害派遣時の対応に非常に参考となると実感されているようでありました。また来年に控えた皆既日食へ何らかの対応を今後検討していきたいとの心強い言葉もいただいたところであります。

本庁と中之島、悪石島、小宝島及び宝島の公共施設のブロードバンド回線を整備する地域イントラネット基盤施設整備につきましては、先の 6 月議会補正で予算計上がなされたところですが、先月 11 日にこの事業に係る事業者選定委員会の設置要項を制定し、同月 14 日、鹿児島大学学術情報基盤センターの升屋教授、鹿児島県企画部情報政策課の池堂課長を含む 5 名の委員で構成する第 1 回事業者選定委員会を開催しました。翌 15 日プロポーザルによる指名業者指名通知を行い、9 月 8 日を期限とする企画提案書並びに事業費見積書の提出を求めたところです。その結果をもって、今月 16 日第 2 回事業者選定委員会を開催し、請負契約に係る優先交渉業者として西日本電信電話株式会社が選定されました。また、今月 24 日付けで総務省から国庫補助事業に係る決定がなされたので早急に契約交渉を成立させ、本議会定例会において追加議案として、この契約案件を提出したいと考えております。工事につきましては、3 月までに導通試験を含め、完了する予定としております。昨年度から引き続き行っているパソコン教室につきましては、本年度、口之島、中之島及び悪石島を実施する計画で進めておりますが、口之島におきましては、今月 2 日から 5 日までの 4 日間開催し、4 日間で延べ 43 名、実人員にしますと 18 名の方が受講しています。中之島につきましては、今月 10 日から 13 日の 4 日間を予定していましたが、台風 13 号の接近により延期し、開催を 10 月以降に再度、計画しなすこととしております。残りの悪石島につきましては、9 月 27 日から 30 日までの 4 日間の開催を予定しています。

鹿児島税務署による税務現地調査の調査状況についてご報告いたします。平成 18 年度の宝島、19 年度の中之島に続き、本年度は口之島と平島で鹿児島税務署員が現地に乗り込み実施されました。口之島は 5 月 20 日から 25 日まで、平島は 6 月 24 日から 29 日までの日程で、民宿経営者、畜産業従事者等を中心に収入金額、必要経費等を既存申告書並びに関係諸資料等を過去 5 年間に遡り調査

されたところですが。また、今回は前回までと違い、一般の給与所得者も調査の対象になっております。結果として、追加賦課について、5年遡った者が3名、3年遡った者が11名、1年遡った者が1名となり、今回の補正予算にそれぞれ計上しております通り、住民税（県民税含む。）で口之島8名分、918,900円、平島7名分、1,404,300円が追加賦課となったところです。また、国民健康保険税につきましても、所得が修正されたことにより、過去に遡って課税されたことから2,112,000円の国保税追加徴収になります。この税務署による所得調査は、今後もし残りの島を含め順次調査すると聞いているところです。

次に畜産振興についてご報告申し上げます。5月、6月、8月の子牛セリ市の状況は、平均で前年同期と比較しメス牛で55,525円減の200,888円、去勢牛は112,682円減の254,125円と価格が下落し畜産農家にとって大変厳しい環境となっておりまして、その中におきまして、口之島で受精卵移植による子牛が7月から9月にかけて3頭誕生しております。このことは、「その他牛淘汰」を目指す本村の和牛改良を促進し、畜産経営に大きな期待を抱かせるものであります。島の食材を活かした地産地消に向けて、県の農政普及課の指導のもと、NPO法人、結プラザの協力を得て伝統料理、郷土料理等の聞き取り調査を行いました。その結果をもとに来年度の皆既日食や民宿経営に活用していく予定であります。

皆既日蝕のプレイベントを7月30日から8月3日に中之島において開催し、村内外から小中学生34名が参加し、交流学習会、星空観望会、皆既日食についての講演等を実施致しました。8月1日にはシベリア皆既日食に口之島小中学校の中村まちさんを派遣し、皆既日食を体験してもらうとともにブロードバンド中継をしていただきました。

皆既日食対策につきましては、輸送、水・食事、宿泊等の受け入れ体制や、住民生活の保全、自然環境の保護等様々な問題が山積しておりますが、メディアの方々には十島村の現状を理解していただくために来年の皆既日食とおなじ時期に現地を案内したり、近畿日本ツールの職員がテント等での宿泊体験を行ったりして対策に生かすことにしております。また、住民説明会、準備委員会を通しまして着実に計画を進めてまいります。住民の方々のご協力無しではこの皆既日食対策は成功いたしません。議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

昨年は台風で中止しました全島を駆け巡る「トカラ列島島めぐりマラソン大会」は11月1日に開催する予定に致しております。

港湾事業の東之浜港、元浦港改修工事は8月12日専決処分にて着工をいたしており、本議会でご承認をお願いするものであります。

小宝島港の補助港湾事業は11月頃に発注を予定しております。

道路事業関係につきましては、皆既日食に係る安全対策として道路整備関係事業の入札を9月26日に予定致しております。

簡易水道事業の国庫補助事業は、悪石島地区の整備をいたしますが測量委託業者も決まり、現在実施設計中となっております。

地籍調査事業につきましては測量委託業者も決まり10月上旬より中之島のサツダ、寄木地区の測量を行うことに致しております。

次に、「フェリーと島」の運航状況についてご報告いたします。7月は、直接本村に影響がなかったものの台風7号、8号の影響により出港の延期、欠航等があったものの、8月は「フェリーとしま」就航以来の好天に恵まれ、計画通りの運航をすることができました。

9月に入りますと台風13号の影響により運航が大幅に乱れ利用者の皆様方にはご不便をおかけしました。台風13号は、当初見込みより進行速度も遅く、また、針路もなかなか定まらなかったことから、運航に支障をきたした次第であります。

8月の特別運航として、特定離島ふるさとおこし推進事業による「悪石島ボゼツアー」を実施しました。

本年度は、旧盆と新盆が重なったことから他の島の帰省客等を考慮し、ツアー日程を従来の3泊4日行程から通常運航の2泊3日行程に変更し実施しました。天候にも恵まれツアー参加者52名の方々は、十島村の自然や、お盆の伝統行事に触れることができ満足されたようです。

次に、国の航路補助制度の動向について、ご報告いたします。国は「離島航路補助制度改善検討

会」を平成 20 年 1 月に設置し検討を重ねており、8 月に中間通りまとめを発表しました。検討内容については、次の通りです。

- 1 離島航路を取り巻く環境の大きな変化
- 2 現行補助制度の基本的な問題
- 3 航路の維持・改善の基本理念
- 4 改革の期間と目標
- 5 改革のポイント
- 6 地方公共団体が自主的に島民の生活支援を行った場合の支援

この中で注目すべきは、「航路の維持・改善の基本理念」の中で「国は決して離島を見捨てない。有人離島との航路を必ず維持し、国土の一体性を堅持する」と掲げ各航路の特性を勘案し適切な航路サービスの水準確保を国の責務として「支援の考え方」で明確化する。ということです。

また、航路事業者として注目すべき点は、「改革のポイント」の中で「過去の赤字穴埋め」から「将来のリスク軽減」として

- 1 輸送需要に即した寄港地の集約等航路、運航サービス形態の見直しとして、複数航路の集約・統廃合・再編、ハブ＆スポーク型をはじめとする効率的な運航システムへの変更等輸送需要の変化に対する柔軟性を高める取り組みを推進する。
- 2 「公設・民営化、公営航路の民間委託による公設民営化の推進」として公営の離島航路においても効率的な経営ノウハウ有する民間航路事業者への委託により、航路運営の改善を図る。などが報告されています。検討会の最終報告は年内を目処にされる模様です。

本村においても「定期船運航」について、村議会の皆様方と内部検討を行い「離島航路補助制度」の改正に対応する必要があるものと思われます。

次に、食生活改善推進員・運動普及推進員・とからいきいき教室運営員の合同研修会を 8 月 21 日、22 日に開催し、運動実技、調理実習、健康づくりについての研修を行ないました。

平成 20 年度健康増進計画につきましては、食育推進基本計画とほぼ重複するため併せて計画を策定する予定としておりますが、計画の視点は、「住み慣れた島でいつまでも暮らすことが出来る村づくり」をみんなで目指すことを重視しております。また、この計画においては住民が主体的に取り組める健康づくりを推進するために、個人の力に加え、社会全体で支援していくことが重要であるとして「ヘルスプロモーション」の理念を掲げ策定しているところでございます。

今後の予定としましては、各島において健康増進計画等の説明を行なうとともにアクションプランも立てる予定にしております。

鹿児島こども病院は「十分な医療を受けることが出来ないこどもたちのために、何か自分たちで出来ることはないだろうか・・・」という故宗像修三院長のお考えから、「十島村におけるボランティア診療」を平成 7 年から実践され、以来 13 年間、鹿児島こども病院のボランティア診療は続けられています。今回、その功績がたたえられ、平成 20 年度「母子保健事業功労者知事表彰」（十島村長推薦）として表彰されることになりました。十島村としてもこのようなボランティア活動が認められ表彰されることは大変喜ばしいことと考えております。

ゴミ処理につきましては、資源ゴミのリサイクルは、今年度 4 月より開始され 8 月まではほぼ順調に実施されて来ており、4 月から 8 月までの島外搬出量は 15 トンに達しております。

また、各家庭から排出される粗大ゴミや危険物の回収時期や方法について受入先との協議を行っており、これらについても早期搬出が可能となるよう調整を進めているところでございます。

平成 20 年 9 月 2 日、宝島において身体障害者等巡回相談・判定が実施されました。これは、毎年 1 回、満 18 歳以上の身体障害者に対し、巡回して補装具の交付判定を始め身体障害者更正援護にかかる相談・判定に応じるものです。当日は整形外科 8 名、耳鼻咽喉科 3 名の計 11 人の方が相談・判定を受けました。

また、耳鼻科うち 2 名は、今後身体障害者手帳の申請をしたのち、補装具の申請も行うこととなりました。

平成 20 年 6 月の長寿医療制度の改善に伴い、

- 基礎年金だけで暮らしておられるような所得の低い世帯の方の保険料が 7 割軽減の方は 8.5 割の軽減と

なりました。

- 住民税非課税世帯のような所得の低い方（年金収入で 153 万円から 211 万円まで）の保険料の所得割が半分程度に軽減されました。
- 年金特別徴収であった納入方法について、これまで 2 年間、国民健康保険の保険料の納め忘れがなかった方ご本人は、口座振替で納入することが出来るようになりました。
- サラリーマンの夫やお子さんに扶養されていた被扶養者に対して、本年 10 月より保険料の特別徴収が開始されることとなっております。

第 4 期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を平成 20 年度中に策定することにしておりますが介護保険事業は、施設入所者が増加しており、それに伴い施設サービス給付費等が増大してきており、計画策定にあたっては、今後のサービス利用の状況や給付費の推計を厳密に行い、平成 21 年度から 23 年度の次期介護保険財政が円滑に運営出来るように関係者と協議していくこととしております。

次に、教育委員会関係についてご報告申し上げます。

本年度の小学校連合修学旅行を 6 月 11 日から 6 月 14 日まで鹿児島・熊本の行程で実施致しました。

中之島トカラ馬牧場で、6 月 14 日、雌の子馬の誕生し、これで、3 月導入した馬を入れて、雄 6 頭・雌 8 頭の計 14 頭となっております。

中学校連合交流学习を 6 月 19 日・20 日の二日間にわたり吉田北中学校及び始良総合運動公園でそれぞれ実施致しました。

7 月 1 日、平島小中学校において、県教育委員会の計画学校訪問が実施され、離島教育の現場の調査が行われました。

落語家三遊亭歌之介さんのご好意により、出前落語を 7 月 8 日、ボランティア活動として宝島で開催することができました。宝島の住民をはじめ、他の島から参加した住民を含め、しばし本物の落語を堪能できたと思われます。

7 月 14 日、定例の教育委員会が開会され、教育関係の諸問題の審議がなされております。

7 月 28 日、各島給食調理員の研修会を鹿児島市で開催しております。また、7 月 28 日・29 日の 2 日間、鹿児島市において、第 33 回十島村教育研究大会が開催され、各島の教職員が参加し、各研究テーマに基づき熱心な討論がなされました。

9 月 10 日、鹿児島大学入来牧場から譲渡を受けた、トカラ馬 2 頭が宝島に搬送されました。宝島の「トカラ馬の会」が、離島人材育成基金の助成を受け導入し、今後、飼育・管理を行い、地域資源として観光にも役立てる計画になっております。

以上、当面する村政の諸問題の推移等についてご報告申し上げましたが、本議会に上程しております議案は、専決処分の承認を求めるもの 2 件、鹿児島県市町村土地開発公社に関するもの 3 件、総合事務組合の組織・規約に関するもの 1 件、条例の一部改正に関するもの 3 件、指定管理者の指定に関するもの 2 件、予算補正に関するもの 6 件、決算の認定に関するもの 6 件、人事に関するもの 3 件、財産処分に関するもの 1 件となっております。

それぞれの議案等の説明につきましては、上程の折ご説明申し上げることといたします。

何卒よろしくご審議のうえ議決していただきますようお願い申し上げます行政報告を終わります。

ありがとうございました。

#### ○議長（日高通君）

これで、行政報告は終わりました。

これより、10 分間休憩致します。

1 時 55 分にお集まり下さい。

休憩

○議長（日高通君）

休憩以前に引き続き会議を開きます。

△一般質問

○議長（日高通君）

日程第 6、一般質問を行ないます。

一般質問の第 1 回目の質問は、登壇して行なってください。第 2 回目以降の質問及び執行部の答弁は自席から行なってください。また、質問の持ち時間は、1 人当局答弁を含めず 45 分以内とし、一般質問に対する関連質問は許可しません。

それでは、通告の順番に発言を許します。

○議長（日高通君）

2 番、永田和彦君。

○2 番（永田和彦君）

私は、今回の一般質問を行うにあたり、最近の驚くような社会情勢の混迷が、これまでは遠い空の下でのニュースでしかなかった本村に於いて、住民の生活に直面する危機と捉えた上で質問を行いたいと考えております。中央政界における福田総理大臣の突然の辞任や、先の見えない原油高、食品偽装や、食の安全に関する問題、世界的金融危機、数え上げれば切りがない、これらの不安の中で住民は日々の生活を送っています。住民の不安を取り除き、生命、財産を守ることが行政にかけられた最大の使命だと私は捉えております。そのことを踏まえた上で、通告書に従い質問を行ないます。

それでは本題に移ります。敷根村長は平成 19 年 4 月に、本村において、かつてない大規模な組織改革、課の再編を行い 1 年と半年が過ぎようとしている訳ですが、今現在の本村行政組織の状況をどのように捉えているのか伺いたい。組織改革により、住民に対するサービスの質の向上が図られたのか、併せて職員の皆様の業務効率の向上、特に業務に対する意欲、熱意を更に鼓舞するような結果が得られたのか、その点について伺いたい。住民の間には今現在においても、未だに各課及び各職員の業務分担が分かりにくいという声が聞こえてきます。特に、経済課、住民課において、そのような声が多数聞かれるような気がしています。住民サービスに直結する窓口になる機会が多い両課ですので、何らかの不具合等があると、我々住民の生活にすぐに影響が表れやすいので、そのような声を多数聞くのかとは思いますが、どのように考えておられるのか伺いたい。また、この組織改革において、各職員の業務の負担割合についても伺いたしましたが、最近特に気にかかっております。私は 3 月議会においても、この組織改革に伴う人事異動について伺いたしましたが経緯がありますが、結果として私が危惧していたことが現実となっています。特に、経済課等においては、一次産業が生活の基盤になっている関係で様々な不安を抱いている住民がいるのも事実です。更に、私が聞く範囲においては、職員の中から漏れ、聞こえてくるのは業務に対する不平不満というより、ストレートに辛い、辞めたいという末期的な声が多数あることに非情な危機感を覚えます。これらの問題を少しでも取り除くためのものが組織改革であるべきだと考えています。住民生活は、一生懸命頑張ってくれている行政職員がいてこそ守られることは言うまでもありません。そういったことも踏まえた改革が必要だと私は思います。改革に痛みは付き物とは言いますが、乗り越えて行けるものでなければ、どこかに必ず歪みが生じるはずで。そういったことを再度考える時期ではないのでしょうか。その点について村長に伺いたい。併せて、今回の組織改革により組織の効率化、スリム化、人件費の削減等、狙いがあったかと思いますが、それらに伴う問題点はなかったのか、併せて伺いたい。また、過去において、私は役場、本庁舎の移転についても質問をしたことがありますが、その際の答弁の中で、今後の本村におけるブロードバンド化が実現するこ



とが前提だということの趣旨の答弁だったかと記憶しております。その関係につきましては、先程の村長の行政報告の中にもありましたが、6月議会において地域イントラネット整備事業についての目処もついてきた現在、職員の各島出張所配置について具体的にどのように考えているのか伺いたい。何故、このことにここまでこだわるか、分かって頂きたいのは、まず職員の意識改革のため、次に職員のスキルアップのため、併せて地域コミュニティにおけるマンパワーの確保のため、そういったことが期待されるので、あえてこだわって質問を行なっております。住宅の問題、庁舎の問題等ありますが、是非とも実現して頂きたい課題であることは私だけの希望ではないことは間違いないと思っております。是非とも、敷根村長の勇気ある決断の下、具体的な今後の方向性について示して頂きたい。以上で、私の1回目の質問を終わります。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

永田議員の一般質問についてお答えを致します。まず、本村の組織機構のこの見直しにつきましては、村の行政改革大綱の記述に基づきまして取り組んだものでありまして、その内容につきましては国が進めております地方分権の推進に伴い権限移譲による事務量の増大、あるいは市町村合併の問題、三位一体改革等、行財政を取り巻く環境につきましては、内外で大きく変化をしております。現行の組織体系ではそれらを充分に対応しているとは言い難いと思っておりますが、そこで事務事業、事務分掌の精査を行い、時代に対応した課・あるいは係の再編を実施するとする課設置の見直し、方針を定めたところでございます。また、その方針を基に、庁内の各課、並びに係の業務内容の点検、庁内協議、そして組織改革に取り組んでいる団体や類似団体等に職員を派遣致しまして、その実態調査、状況等を参考に、本村の実情に応じた組織機構を立ち上げたところでございます。その見直しの方向性と致しまして、まず組織のスリム化による行財政の効率化と、住民サービスの向上。2つ目に、住民に分かり易い組織、3つ目に管理職の人員削減、4つ目に組織の機動性確立と向上、それから5つ目に業務量配分の適量化、6つ目に人員配置の均等化。これらを目的としたところでございます。これらの方向性、考え方については村政座談会でも住民に説明を致しまして理解を求め、18年12月議会で議会の議決を受けまして、昨年の4月から村長部局の組織を5課から3課に縮小、係の再編を行い現在に至っているところであります。まず、質問通告の1点目の組織改革後1年半を経過する今、現状をどのように捉えているかということでございますが、当初は職員にも戸惑いがあったと思っております。しかし、本村の置かれている現状、財源問題、あるいは業務のアンバランス辺り、私をはじめ職員も真剣に捉えて、改革しなければならないという強い意志の中で取り組んだものであります。1年6ヶ月経過する中で、まだ幾ばくの戸惑いは残っておりますが初期の方向性は間違っていないと確信をしております。2点目の組織改革に伴う問題点はなかったかということにつきましては、特に現時点では感じておりません。ただ、業務量の配分の均等化にあわせて、職員数の削減調整を行なっております。これは自主財源の乏しい本村財政にあたって、地方交付税の激減、平成12年度を境に年々減少をしまして、この7年間で496,424千円が減少する影響があります。歳出の大幅な削減対策と併せて、人件費の抑制措置にも取り組んでいるところであります。その結果、一職員の業務量が増大し不慣れなところもありますが、職員に余裕のない状態となっていることが不安要因であります。3点目の、今後の組織改革に対する方向性についてであります。今本村の新しい組織は地についたばかりでありまして、現状の組織体制を検証し、見直し点はないのか、村民ニーズはどのようなものなのか、類似自治体の状況等、また社会情勢の変化を見極め、今後も積極的に取り組んで行きたいと思っております。4点目のブロードバンド整備計画が具体的に進行している現在、各島の出張所の機能強化も含めてどのように考えているのか、職員の各島への配置も含めてということにつきましては、本年度から2か年かけて本庁と村内の公共施設間を結ぶ地域イントラネット基盤施設整備が開始されます。従って、21年度に一部、22年度で全島間が供用開始となる予定でありまして、本庁と出張所、診療所、学校間がインターネットで結ばれることになります。その結果、従来の公文書の取扱いの多くが紙文書から電子メールに、また出張所での住民票等の交付が可能。あるいはテレビ会議システムを利用した簡易な会議、行政相談と、これまでの行政環境が大きく変わることが予想されると思っております。

す。そのような中で、職員を出張所に配置させ業務を執行させるということは充分考えられます。しかし、現在の本庁勤務の職員数もギリギリの環境にあります。また、業務量をはじめ、事務内容も複雑、多岐に渡っております。現在の出張所業務に加え、住民票等の交付事務のみを本庁から配置の職員が執行するというものだけであれば、現在の本庁が機能不全に陥ることは間違いありません。そういうようなことで、本人が、職員が自分の係の仕事がその島で出来るのか、その辺が今のところ不明瞭でありまして、どのような業務が本庁から出張所に業務換え出来るのか、慎重に調査、研究を重ね、住民の意見も参考に検討していく必要があるかと思っております。従いまして、今の時点でこうするとか、ということは申し上げられませんが、一応、今申し上げたようなことで取り組んで参りたいと、そのように思っております。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

まあ、先程質問した部分についてなんですが、はっきり言いまして今現在も私、行政組織を見ていてですね、まあ先程も触れましたけれども、ここ最近の職員の皆様の状況を見ていて、やはり業務の分担とか、そういった部分においての、各職員毎のそういう差といいますか、そういった部分の歪みが恐らく今日現在も、本会議に住民課長も欠席されておられます。それから、経済課におかれましても職員の方が1名、やはり同様に病気休養ですかね、そういった形で長期に渡る休職をされていると。そういった部分。その他にも、やはり他の職員の方においても、同様になり得るような人がいたと私は聞いておりますが、そういった部分について、やはり問題点があるというふうに村長自身も先程認められたと思うのですが、そういった部分について早急に何らかの対応をして頂かないと、やはり組織も困ることも勿論出てくるでしょうし、やはりそれ以上に現場の住民生活の部分において、今後何らかの支障、今現在、既に支障が出ている部分があるかと思えます。それが大きな問題になっていないだけであって、それが蓄積していくとやはり大変な問題になり得る可能性、危険性をはらんだ問題だと思っております。そういった部分において、早急にそういう問題点の洗い出しなりした上で職員の皆様に本当に頑張ってもらえる環境をもう一度整備して頂きたい。そうすることが住民の生活の安定につながっていくと私は思っておりますので、是非その点について、村長、副村長、トップ、それから各課長の皆様も含めて、可能な限りの現時点で出来得る対応策を講じて頂きたい。そのように思っております。それと例えば、今後その先程の村長の答弁の中で、今後の組織改革については当分の間、大きな改革については考えておられないということでしたが、例えば、今現在本村において最も大きな基幹産業となり得るといえるのか、なっているというのは明らかに一次産業ですよ。畜産であったりとか、畜産に限らず一般農業、トラノオの栽培であったり、ビワの栽培であったり、柑橘類の栽培であったりとか、そういった形で生計の大部分を得られておられる方が大半だと思います。ましてや、今後公共事業の先細り、はっきり言って十島村においても公共事業についてはもう先が見えているという、今この時期において、気になるのが先程も述べましたが経済課の現場における、何と云うんですかね、今現在、経済課長1人が農業分野から土木、船舶、それら多岐に渡る部分を1人で管理をされていると、そういった部分において様々な問題があるかと思えます。今現在もどこおっている問題等があるように思っております。そういった中で、果たして今の経済課の業務の量に対して、果たして本当に経済課長1人でそれだけのものを管理して行けるのかということを、やはり私は気になっております。そういった部分で、今後の方向性の一つの考え方として、例えば経済課の中における農業分野、それからそういう土木部分との部門分けをはっきりとさせる。今、確かに各室が設けられてやっておりますけれども、なかなか各室単位での業務が、何と言いますか室全体での取り組みというのか、そういったふうに、なかなか見えないんですよね、見ていて。そういった部分での現場の責任の分担のことを考えても、やはり何らかの形で経済課については見直す必要があるんじゃないかと私は考えるんですが、その点について村長はどのように考えておられるでしょうか。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

まずは、職員のやる気があるのかなのか、ということがまず先決だと思っておりますが、ここについては、なかなか難しい面があります。それは、やはり能力的なものもあるのかと思いますし、またその人の体質的なものもあります。それぞれ個人個人が素質をもっておりますので、そこらのやはりとり方も大事なかなと思っております。全ての者が全ての仕事をマスターしている訳ではありません。ですから、人事の関係で言いますと、適材適所という言葉が出て参りますけれども、その人に合っている仕事、その人に合わない仕事、たぶん私はそれぞれあるんだと、そういうふうに思っております。しかし、一旦職員を採用しますと、その人の能力があろうがあるまいが、それは最後まで面倒を見ないといけない。本人が辞めるということが無ければ、村がお前は首を切るぞと、というような、その強硬なことは無理でございますので、そこらを我々が逐一指導をしていくと、指導も言うことを聞いてすぐ切替えが出来る人であれば、これは順調に伸びて行くと思うんですけれども、やはりそうでない人もおります。そういうことで個人差があることは事実でありまして、しかし職員全体がそうだということは私はないと、そのように思っております。ただ、それなりの職員でやっている訳ですから、職員がいっぱいおってその職に2人も3人もおけるという大きな組織であれば、それは問題はありません。我々の地域は、それだけ小さな組織でありますから、そこらをやはりしっかり捉えながらやって行かなければいけない。そこに、やはり難しい問題があることは事実だと、そういうふうに思っております。従って、そういうことがあるからと、住民の皆様にサービスの低下があってははいけないと、そこは重々考えておりますので、そこらを考えながら、そうした人事の取扱もしていかなければいけないだろうと、そういうふうに思っております。それから、産業の関係ですけれども、一次産業の関係につきましては、そういうその専門職をやって来たものが殆んどおりません。特に農業ですけれども。漁業については、だいたい水産学校を出たものを1人入れた訳ですけれども、やはりそこらが、その専門的なものがあって、我々の地域で実際に活動するような、そうした習得といいますか、そういうものが出来た人であれば、もう1から10までピンとくる訳ですけれども、なかなかそういうものが無い人については難しい問題があるだろうと思っております。従いまして、農業関係につきましては、出来るだけ県の振興局の職員をお願いするということで、指導的な立場は特にそうした者を使っていきたいということでお願いしておりますけれども、なかなか国の予算の関係、あるいは県の予算の関係、私は村でも出来ればそうした職員の再雇用をと思って、前に居りました方の後任も探してみましたけれども、とてもやはりその専門的なものでいてくれるという人は少のうございます。なかなか見つけることが出来ません。そういうような中で、少しでも良いからやはり手伝いをして欲しいということで、過去勤めてもらった人にもそういうことでお願いをしております。なかなか、その人用の問題については難しい面がありますけれども、皆様の意見を尊重しながら出来るだけ100%皆様の希望には合わないかもしれませんが、それに近づけるような取り組みはしていかなければいけないと、そういうふうに思っておりますので、その辺ご理解を頂きたいと思います。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

只今の答弁、わかる部分もあるんですが、まあ先程私が質問した部分について再度確認させて頂きたいのが、結局、その経済課における農林水産部門と土木部門との分離ですよね。それを明確にする考えはないかということに対して、どのように考えているのかを、ちょっと伺いたい。というのが、やはり先程も言いましたけれども、実際職員と話をする中でも、なかなか今の経済課の大所帯の中にいると、そういった細々した部分について、なかなか上との、うまくコミュニケーションをとりながらというのが、どうも計りにくいというか、今現在なかなか計れない状態にあるというような形で話を聞いたりします。そういった中で、はっきり言って経済課長の負担というのがかなり大きいんだろうなと、そういうふうに感じているんですよね。それで、そこら辺についてやはり再度考えるべきではないのかなと、ちょっと引っかかっているものですから、再度その点について村長に答弁を頂きたい。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

土木部門と産業部門とは、ちゃんと色分けはして、また、それなりの仕事を僕はしていると思うんですけれども。まあ、同じ課ですから、片方が欠けた場合は助け船を出す。そこはお互いに協力をして欲しいと、それは我々もお願いをしてございます。ですから、土木部門と産業部門とは、それぞれ仕事は別だというふうには、私は思っております。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

その色分けの部分はわかります。ただ、その管理職、職場の管理、課長ですよ。そうした部分においての何といいますか、職員をフォローしていかなければならない部分において、今の体制の中で経済課長1人体制ではどうなのかなと。かなり、経済課長にかかる負担も大きい、そうなってくると、それぞれ担当自体もそれを1人でかぶらないといけない。結局、同じ悪循環の中から何も変わらずに、なりかねないのではないのかなという危惧があるんですが、今後また、その点については考えていく必要があるかと私は思っております。例えば、課の問題についても、実際職員の中にも、例えば畜産部門においても、今、獣医師の先生まで入れて5名体制の中でやっている訳ですけども、職員にしても、はっきり言って正式採用された職員は1名で、後は皆様、臨時、非常勤の中でやっている訳ですよ。そうなった時に、果たして、ある時突然、自己都合であつたりとか、そういう形でポッと抜けてしまった場合に1人では、今現在の状況の中で、とてもじゃないけど自分1人では不安ですという声を聞く訳ですよ。そういったことを考えた時に、そこら辺のフォローを上手くして上げられるだけのものをつくっておかないと大変なことになるだろうと、そうなった時に、やはり、まず室の、地域振興室ですよ、畜産部門が入っているところは。それで、まあ細々した話になってしまいますけれども、そういった部分においてなかなか室としての連携というのが、来年の日食を控えている関係で、なかなかその職員の数はいても上手く連携がとれていないのかなという部分もあるんですけれども、そこら辺も含めてやはり、その上になる経済課長の重要性というか、そういった部分について、今のシステムの中では責任が重すぎはしないかなというふうに、私は思っております。その点について、また、やはり今後考えていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、その点について、また時間、経過を見ながら執行部には考えて頂きたいというふうに思います。それから、最後の職員の配置の問題、各島への配置の問題ですよ。それについては、先程村長も今後、類似団体等の状況判断の上ということをおっしゃっておられましたけれども、是非ともそういう形で研究をして頂いて、可能な限り各島に実際に職員が配置出来るようなシステム、体系をつくって頂きたい、結局島で生活している私達にとっては、やはり行政組織の中のマンパワーの不足というのも実情としてわかります、それは。ですけども同様に、島の中におけるマンパワーの不足というのも、かなり切実な問題があります。そういった部分において、本当に今、役場行政の中にいる職員、特にうちの職員は恐らく平均年齢でいうとかなり若い部類の行政団体じゃないのかなと、管理職以外は、思います。そういった部分を考えると、本当に地域においては即戦力になり得るべき職員の皆様がいます訳ですよ。そういった人達を、是非ともまた行政の中での地域興しだけに限らず、行政の要するに8時半から5時15分までの勤務時間以外の部分での地域興し、そういったものにも一緒に汗がかけられるような形の体系づくりを、是非とも近い将来のうちに考えてもらいたいなど、そのように思います。そのためにも、是非色んな、例えばその大島郡における類似団体というと、離島町村でしょうから、例えばそういう、例えば大島郡の和泊町ですかね、まあ、鹿児島の方にも出張所ですか、そういった形で、対外的な色んなヒアリングであつたりとか、そういった部分はそこで対応した上で、地元の役場に報告という形でやっているということを過去に聞いたことがあります。そういった形で、うちに即したやり方というのが何らかの形であるかと思います。そういったものを是非研究の上、近い将来に向けて、具体的なものを今後示して頂けたらと、そのように思います。最後になりますが、3月の時にも私申し上げましたが、やはり職員の皆様がともかく頑張ってもらえないことには十島村住民の生活はやはり安定していかないと思っております。そういった部分に於いて、ここにおられる村長以下、各管理職の皆様、それぞれ職員指導も含めて、今後より一層精一杯の努力をして頂きたいと、そのように思っております。以上で終わります。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

経済課の仕事の中身よりか、何と言いますか統括する責任の比率というふうに解釈して宜しいかと思うんですけど、経済課には3名の室長を置いておりますので、あの人達がやはり中心になって課長と相談をしないといけないんだと、そのように思うんですけども、あまり具体的なことを言うと職員の方に差し障りがありますから具体的なことは申し上げませんが、そのことについては、また議会が終わってからでも集まってもらって、協議をしてしっかりしたやはり体制を作ってもらいたいということにしたいと思っております。それから、ブロードバンドが出来た後の職員の配置の関係ですけども、それも先程来から申上げた通りであります。研究課題に位置する問題だと、私はそう思っております。従って、今の時点でこうする、ああする、ということは言えませんが、やはり研究に研究を重ねて出来るだけ先程も申上げましたように住民の皆様方のそうした希望に応えるべく、努力はしないといけないと思っております。どういような仕事を持って行って、向こうで出来るのかどうなのかと、問題はそこらに関わってくると思っておりますが、そういうことで研究を進めるというふうにご理解を頂きたいと思っております。最後の職員が一生懸命にならなければ、というお話は、その通りでありまして、住民がいるから職員が必要なので、ですから我々は住民の公僕として、それなりのサービス精神を持たなければいけない、そこらの感覚については、いつも指導をしているつもりですが、先程から申しておりますように、なかなか注意しても聞かない人もおります。そういうようなことで、その適材適所なのか、そこらも不安に思うところもありますけれども、今後とも一生懸命職員の指導には誠心誠意努力をして参りたいと思っております。

○議長（日高通君）

これで、永田和彦君の一般質問を終わります。

続きまして、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

本日、初めての一般質問の機会が与えられたことに対し、厚くお礼を申し上げます。重責を痛感し身の引き締まる思いでいっぱいであります。任期中は微力ではありますが、住民の目線にたって福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指し、先輩議員の皆様と共に頑張る決意であります。本村における保険、医療、福祉の今後の方策について、良識ある前向きな見解を求めます。保険、医療、福祉の分野においては、どこの地域においても深刻な問題であります。少子高齢化社会の今日においては避けて通れない問題であります。地域性、自然環境が特異な本村においては尚さら厳しい難題であることは言うまでもありません。しかし、命は全ての国民が平等であり、医療、福祉に格差があってはなりません。これが医療、福祉の定義であります。最初に、地域保健について質問をします。現在、本村においては基本検診、各種癌検診、特定検診、特定保健指導等が実施されて適正な保健サービスの向上が図られているようですが、年間を通し看護師、保健士、栄養士等の連携を密にし、住民の健康づくりの体制を確立する必要があります。また、これまでの実績を踏まえ、今後の課題は何か伺います。トカラいき教室が6島において実施されておりますが、今後においても各島のリーダー研修、多くの高齢者が参加出来る内容の充実が必要であります。今後の取り組みについても伺います。次に、医療の充実について質問を行ないます。現在、日赤病院の医師派遣の恩恵を受け無医地区の解消は出来ましたが、医師不在の期間があり、また専門科目の診療が年1回に限られていること等で満足出来る医療の体制ではありません。2名の医師の常駐が必要であります。県本土と比較する時に、格差の中の格差が生じているのが現状であります。本村の特異な地域性を関係当局に積極的に訴え、格差のない心の通う医療サービスが受けられるよう早急に対策を講じる必要があります。村として、どのような取り組みをし、対策を講じていくのか見解を求めます。また、緊急搬送体制の強化、フェリー搬送時の時間短縮等の条件整備も必要であり対策を伺います。次に、高齢者福祉対策について質問をします。本村の高齢人口が年々増加の傾向にあります。高齢者に対しての福祉サービスの提供がありますが、多くが島外サービスであります。今後においては島内においても、最低限のサービスが不可欠であります。高齢者の健康増進、引きこもり防止等の対策が必要であります。それには、多機能デイサービスセンターの建設と共同によります万能ヘルパー対策が必要であります。村内における福祉サービスの対策を伺います。また、村内においては足の不自由な高齢者がいらっしゃいます。利便性を計る上においても、車椅子対応の福祉バ

スも必要であります。村内福祉サービスの向上のためには必要であります。早期の導入を求めます。最後に村内福祉サービスを提供する上において、社会福祉協議会の活動が不可欠であります。協議会の健全な活動がなされていないことが地域福祉の遅れている原因でもあります。また、長年に渡る福祉行政の怠慢であることが明確であります。必要性を認識し活発な作業活動の推進を求めます。住民と行政が一体となって福祉実存を目指そうではありませんか。村長の公約であります安心、安全で、生涯潤いの有る暮らしが出来る福祉対策を講じて終えたいと思います。命の大切さを理解し、温もりのある格差のない医療福祉サービスの提供を受けられることが、全ての住民の願いであることを申し上げ、1回目の質問を終わります。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

日高助廣議員の一般質問に対して答弁を申し上げます。まず、質問事項ですけれども、本村における保健、医療、福祉の今後の方策についてということで、地域保健についてであります。平成20年度から特定検診が導入されたために平成19年度より今まで船の中で実施しておりました、いわゆる健康検診について、検診のスタイルを改めまして各島のコミュニティーセンターで実施する体制をとっております。平成20年度の検診受診率は、特定検診で71%、それからレントゲン検診が57.2%、胃がん検診が19.9%、乳がん検診が27.1%、骨粗しょう症検診が33.7%でございます。県内でも上位の受診率となっております。今後の課題と致しまして、歯科保健の更なる推進を図るために、現在、コジカ号の巡回診療の際に、健康教室や検診等を実施しておりますが、更なる健康増進を図るよう努めていきたいと考えております。具体的には、平成21年度から、歯周疾患検診の導入を検討しております。健康増進事業に基づき40歳、50歳、60歳及び70歳の者を対象に実施していく予定にしております。次に、2つ目に子宮がんの検診の精度管理を向上させるために、本村では現在、自己採取法による子宮がん検診を実施しております。この方法では、個人毎の精度管理上の問題が懸念されるために平成21年度からは子宮がん検診車による検診を導入し、医師による検診が受けられるよう県民総合保健センターと調整を計っているところでございます。次に、最も重要な課題は皆で目指す健康づくり、村づくりであります。住み慣れた島で、いつまでも暮らすことが出来る村づくりを皆で目指し、住民が主体的に健康づくりに取り組めるよう推進していくことが大事だと考えております。具体的には、平成20年度中に健康増進計画を策定致しまして、その中で個人レベル、地域レベル、行政レベルで実施可能な健康行動アクションプランを決定し、実行推進していく予定にしております。そういうようなことで、健康診断についてもそうした取り組みをして参ります。次に、トカラいきいき教室の内容の充実と今後の取り組みについてというご質問でございますが、平成18年度に各島でトカラいきいき教室を立ち上げて参ります。説明会、検討会を延べ51回、1,346人が参加して実施をし住民主体で健康づくり活動を推進していくことになっております。その中、中核としてトカラいきいき教室が平成19年4月より開始されます。平成19年度実績は延べ60回1,500人の参加でございます。概ね順調に実施出来ていると思っております。トカラいきいき教室につきましては、住民の主体的な運営の下、元気な方から少し支えが必要な高齢者を対象に、生活習慣病や寝たきりにならないための健康づくりと介護予防に取り組むことを目的として実施しており、概ね月に1回実施し健康チェック、運動、認知症予防トレーニング、会食等を実施して、時には季節の行事を取り入れたり、乳幼児との交流も実施して参加している高齢者からも好評と聞いております。また、運営しているボランティアの方からは、自分の健康だけではなくて地域全体を考えての健康づくり、見守り活動等の意見が多く出されてボランティア気運が広がりつつございます。今後の課題と致しましては、現状ではトカラいきいき教室は高齢者を対象と考えている方がいますが、教室の内容、目的は高齢者だけではなく子供から大人まで住民全体に健康意識を広めて、健康づくりを推進していくことであります。これらのことから、更に住民に啓発しトカラいきいき教室が浸透定着するよう努めていかなければならないと思っております。具体的には定期的に広報誌に各島のいきいき教室の様子を掲載したりしております。尚、トカラいきいき教室が立ち上がっていない口之島では、平成19年度も地域での説明会を実施して来ましたが、現在まで運営を組織することが出来ずに、教室開催に至っておりません。口之島では、老人クラブがございまして、高齢者の生き甲斐活動の中で、食生活改善推進員や運動普及推進員が協力して運動や健康チェックを行っており

ますが、トカラいきいき教室がないことから住民全体の健康づくりの核となる事業が展開、あるいは推進出来ないことが大きな課題となっております。行政からの仕事押し付けだけでなく、住民が主体的に運営していくことが出来るように地道に地域との検討会を重ねていくこととしております。次に、医師の不在期間、専門科目に対応するためには医師の増員が望ましい。格差の無い医療サービスに向けての村の対応はということでございますが、平成14年度から今まで巡回診療方式で月1回であったものを、鹿児島赤十字病院の長期派遣制度、3か月交替ですけれども、現在では上4島、中之島に常駐医師を置くということになりまして、しかもこれ1回を2回に増やしております。それから、下3島につきましては、赤十字病院から以前と同じように医師が毎月2回巡回診療をするということで、これも1回増加をして来ております。小児科につきましては、先程も申し上げましたが鹿児島子ども病院の協力によりまして年に2回から4回、ボランティア健診を実施しております。その他、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科の特定診療を、これはわずか年に1回ですけれども、また歯科診療を年に2回実施していることはご承知の通りでございます、十島村におけるこの現状は全国的な医療の現状、鹿児島県及び十島村の財政の現状、十島村の地理的条件から引き起こっている現状でございます。現時点ではやむを得ないものと私は認識をしております。しかし、医師の派遣については毎年県の方には要望をしておりますが、なかなか現在の医師不足の中では対応に苦慮しているという返事しか受けておりません。しかしながら、この格差のない医療サービスの充実に住民の切実な願いでございまして、現状を容認してはならないものと私も考えております。そのために、6月議会でも述べましたが、十島村における保健・医療・福祉のあり方に関する調査研究会の報告書に基づく提言を具体的に検討致しまして、住民自らが成すべきこと、それから村行政が成すべきこと、国や県に要請すべきこと等を精査して一歩でも改善出来るよう努力して参りたいと考えております。懸案でありましたブロードバンドの整備を、本年度から着手しておりますが、ブロードバンドを活用した遠隔医療につきましては、総務省と厚生労働省において研究が進められておりますので、十島村の現状についてご理解を頂き、研究の一つのテーマになるような要望もして参りたいと、そのように考えております。それから、救急、急患輸送の体制の強化とフェリー輸送時の時間短縮等の条件整備についてというご質問ですが、急患搬送に関しましては担当する総務課、及び住民課の職員、それから島の出張員と看護師、消防団員も搬送マニュアルをもって従事しております、大きな時間的なロスはないものと思っております。また、連休等、休日においても職員は当直体制をとっております、その職務にあたっているので特に問題はないものと考えております。時間がかかった事例に関しましては、気象の問題、及びヘリ搬送適応の疾患であるかどうかについての検討をしている場合に限定されていると思っております。しかし、本土の救急搬送に要する時間と比較すると、患者や関係者にとってみれば気の遠くなるような時間を要しているのが離島の救急搬送の現状ではないかと思っております。従って、現行体制においても一刻の時間の無駄のないよう取り組んで参りたいと考えております。尚、鹿児島県はドクターヘリの運用に向けて取り組んでいるところでございまして、早期運用に期待をしているところでございます。また、様々な疾患や事故がある昨今、命に関わる疾病の患者しか搬送しない現行のヘリ搬送体制についての改善を要請していく必要があると考えております。それから、今後、村内福祉サービスが不可欠であることから、多機能デイサービスセンターの設置と共同によるヘルパー対策の充実を図る必要があるが、村の方向性を示してもらいたいという質問ですが、高齢者福祉対策につきましては、本村の地理的条件、島毎の人口規模、交通アクセス等の条件から全国レベルと単純に比較出来ないことはご承知のとおりでございます。あり方研究会では本村のこのような条件から、十島型小規模多機能施設の建設と、地域支援型万能ヘルパーの要請を提言して頂いております。従って、将来的には各島の診療所を高齢者福祉対策のみならず、福祉の拠点として整備していくことが現実的な対応だろうと考えております。しかし、これらを実現するためには、住民同士の支え合い促進、あるいは地域リーダーやコーディネーターづくりが求められると同時に、財政負担の問題、運営上の様々な課題がございまして、これらの課題解決に向けて地道に取り組んで参る必要があると考えております。尚、現状と致しましては村内のヘルパー有資格者は15名おりますが、しかしながらヘルパーも仕事や親の介護等を理由により活動が出来ない場合もございまして、またサービス利用希望者がいる島と、活動可能なヘルパーのいる島とが隔たっているために十分なサービスが提供出来ないのが現状であります。平成19年4月から各島の診療所を包括支援センターのサブセンターと位置付けて高齢者への包括的、継続的支援が出来るようにしております。主に、毎週木曜日、午後からその業務にあ



たっております。また、デイサービス等もない十島村におきましては、唯一その代替がトカラいきいき教室であるとも言えると思っております。従いまして、十島村における福祉を充実していくためには、より多くの地域住民のご理解、ご協力のもとにトカラいきいき教室が運営されることが第一歩であり、大変重要なことだと考えております。次に、車椅子が乗降出来る福祉バスの購入というご質問ですが、これは全国的にインフラが充分整っていない過疎地域等において、福祉バスの導入は高齢者福祉対策として重要な施策として位置付けられていることは承知しております。本村におきましては、現在車椅子を必要とする方が2名おりまして、そのうち、口之島1名、平島1名いると聞いております。福祉バスの導入につきましては、必要なことはよくわかりますが、費用対効果を考えると現時点では難しいことだと私は考えております。これを導入するためには、車だけではなくて、それなりに責任を持つ運転手を備えなければなりませんし、大変難しい問題が横たわっていると、そういうふうに考えております。それから、最後の社会福祉協議会が機能しておらず、村の福祉が進んでいない、活発な社協活動の推進が必要であるが今後の対応はというご質問ですが、そもそも市町村の社会福祉協議会ではどのような活動が行なわれているかということを見ますと、何らかの支援を必要とする人達への見守り、声かけ、手助け等の助け合いや地域社会の共通課題の解決に向けた活動をはじめ、住民参加型ホームヘルプサービスや配色サービス、移送サービス等の在宅福祉サービス、ボランティア活動等、それぞれの地域に根差した地域福祉の実践を進めております。そして、最近では高齢者とボランティアが共に企画運営し楽しい時間を過ごす活動でございます。触れ合いいきいきサロンに端を発する、いわゆるサロン活動も、子育てサロンや障害者サロンへの展開へと広がっておりまして、またグループ訪問での生活支援といったサービス形態が定着化する等、地域福祉実践の新しい動きが進みつつあります。従いまして、地域福祉はホームヘルプサービスや、福祉サービス利用援助事業、地域福祉権利擁護事業と言われております、といった法に基づく制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなくて、地域住民やボランティア、行政関係諸機関、社会福祉関係者が協同して実践することによって支えられていることを更に認識して頂きたいと思っております。このような全国の社協活動のあり方に比較すれば十島村社会福祉協議会が地域福祉のコーディネーターとして機能していないことは、あり方研究が指摘しているとおりでございます。今後、十島村の社会福祉協議会の機能を充実するためには、まずは福祉の充実の第一歩として取り組んでおりますトカラいきいき教室を福祉活動の中心に据えて、地域住民やボランティア、行政関係諸機関、社会福祉関係者が協同して実践出来る地域風土を醸成していくことが大事でございます、そのことに向けて地道に取り組んで参りたいと考えております。本村はご承知の通り7つの島からなっておりまして、これが1つの島でまとまっておれば、こうしたご質問もないかと思いますが、残念ながら地域の状況がそういうようなことで、なかなか社会福祉協議会すら満足に設立されていないというのが現状であります。これから更に、そうしたものについても検討を進めて行かなければいけない、そのように思っております。終わります。

#### ○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

#### ○1番（日高助廣君）

前向きなのか、ちょっと明確なのか、はっきりとわからない答弁でありましたけれども、やっぱりですね、住民の目線に立った医療、福祉の充実が私は本来の行政であると考えております。そういう観念でトカラいきいき教室においても7島全てで私は実施する必要性があると考えております。是非とも住民課の皆様と、もう一度検討機会をもらいますようお願いしておきます。医師の派遣につきましては、皆様は受けた時に医療が受けられますよね。島の住民は、受けたくても受けられない場合があるんですよ。あるから、こうして申し上げているのであります。その不自由な医療をいかにして少なくし、そしてまた命の安全を守って行くかということを私は申し上げております。緊急時のヘリの対策でありますけれども、以前にも結構遅れがありました。看護師と日赤の病院で決断が出来ないということで遅れた事例が1年か1年半か前でしたか、うちの方でもありました。そういう1分1秒が大事な時もありますから、1分でも早く、1秒でも早くヘリの要請が出来るように体制をしっかりとつくってもらいたいと考えております。それと、先程ドクターヘリの件がありましたけれども全国で14機でしたよね。今、導入がかけられているようです。九州管内は福岡県に入っておりますよね。鹿児島県は離島が多いんですけれども、まだ入っておりませんから早急に導入が出来るような対策が、要望なりですね、お願いを



申し上げます。それと、多機能のデイサービスセンターでありますけれども、それも財政面で難しいと思うんです。しかしながら、お年寄りが島で安心して暮らして行くには必要なんですよ。年をとったら娘のところ、息子のところ、施設に入って島から出て行くんですよ、そういう寂しい一生というのはどうでしょうかね、本当に年寄りがあと何年、ここでもっておられるかなということを涙ながらに聞いております。その時に本当に胸が熱くなって来ますよ。そういう現状をくんでもらってですね、何とか頑張ってもらって、一遍に7島全部につくれとは言いませんよ。優先順位をつけて1島ずつ計画性をもってつくったら私は出来ると思っております。そういう、やっぱり住民の命を原点に、そういう、言えないでいる本当に切実なお年寄りの傷みを感じてもらいたいと考えておりますが、もう一つ、車椅子対応の場所でございますが、これは村内には杖をついて歩いているお年寄りもいっぱいいるんですよ。2名ではありませんよ。足の不自由なお年よりは。中には2本の杖で歩いているお年寄りもいるんですよ。そういう現状をあなた方はどこまで把握しているんですか。これは、この車の導入に関しては財団法人で寄付もありますよ。そういうのも対策をちょっとお願いします。社会福祉協議会の件ですけども、これは本当に地域福祉の活性化には最低限必要なものであります。これを早急に、検討ではなくて早急に私は社協の活動を計ってもらいたいと考えておりますが、宜しくお願いします。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

ご指摘になっていることは充分わかりきる程分かっているつもりでございます。しかしながら、こうしたことを全てやろうとすることにつきましては、もちろん人の問題もございます。お金の問題もあります。まあ、そういうような諸々の課題が山積しておりまして、しかも我々の地域が小さな集落でとびとびになっている、しかも海を隔てた集落である、やはりこれが一番大きな要因になっていると、私は思っているところでありまして、そういうような地域でありますのでお金の問題にしても、私は普通交付税につきましては村の中に海が、島の中に海がある、村の中に海があって、その海を渡らないとそばの集落にも行けない。今、全国の自治体の中で、琵琶湖と島根県の湖は何ですか、あそこ2つが地方交付税の免責の対象になっているということを私は伺っておりますが、それと同じだということで申し上げて、国にも言っていきたいと。我々は、その本来なら島が1つの自治体でなければいけない。ところがそうでなくて、7つの島、しかも無人島を含めれば12の島が1つの村として構成されている訳ですので、海を取り巻いての免責、私はそういうふうに個人的な見解としてもっております、それも今からやはり度ある毎に言うていく必要があるのかなと、そういうふうに思っております。従いまして、こういう要請に対してはそういうもので何らかの金が出てくれば、またそうしたことも出来ないものでもないのかもしれないですが、現実、今1つの島に物をつくれば他の島にもつくって行かなければならない。そういうようなことで、非常にお金がかかっていることはご承知の通りだと思っております。いきいき教室のこの推進については、皆でやはり取り組んでいって、皆が本当に健康で明るい島づくりが出来る、この喜びをするためにはやはり、こういうことからまず進めていくべきであろうと、そういうことで推進をして参りたいと思っております。それから、医師の確保については下3島がやはり昔ながらの巡回診療方式なんです。ですから、これについても私はどうしても、もう一人だけは医者が欲しいと、いうことで毎年これは行政懇談会の中で申し述べてきておりますけれども、特に昨今については医師不足ということで、なかなかまあ、聞いてもらっても難しい問題として取り上げられている現状であります。それから、急患の搬送ですけども、これは、昔はそういう時があったと思いますけれども、先程も申し上げましたように今は平穏無事に飛ばして頂いていると、私はそんなふうに認識をしております。昼間は県の防災ヘリが飛んでもらって、夜間になると自衛隊が飛ぶと、こういう協定を結んでおりまして、自衛隊も昼夜一緒でないものですから、最近是非常にすぐ対応をしてもらっていると思っております。先程も申し上げましたように天候の都合で協議をしないといけない時とか、あるいはこの患者はヘリで搬送すべきものなのかどうなのかという、そのそういう協議をしている時に、そうした遅れがあったりするんじゃないのかなと思っておりますが、運ばなければならないような疾病の方につきましてはすぐ対応をしてもらっていると思っておりますので、今後もそれらについては取り組みをしっかりと行きたいと思っております。まあ、デイサービス施設の関係ですけども、本当は各島にそういう遊び場的なものがあったても良いと思いますが、先程も申し上げましたように、診療所辺りをやはり活用するよう

な努力をしていった方が早道だろうと、そんなふうに思っております。それから、車椅子の必要な高齢者、これはそうかもしれませんが、先程も申し上げておりますように非常に責任がある仕事でございまして、万が一の事等もありますし、そこにはそれなりの職員というものの派遣も必要かと思えます。運転するものがしっかりと責任を持てる者でなければいけませんし、車体の購入についてはさほどの事はないと思いますけれども、そうした島での対応が出来るのかどうなのか、そこらも問題があるんじゃないかと思っております。それから、社会福祉協議会につきましては、先程も申し上げました通り、これは本土並みには出来ないかもしれませんが、これも1つの島だったらたやすい話なんでしょうけど、これが7つの集落に分かれている、これが一番のネックであるかと思っておりますけれども、要望に応えられるように努力をしてもらいたい、そういうふうに思っております。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

大変、難しい難題を何点か申上げました。しかし、やはり医療というものは命がかかっております。だから医療体制は本当に切実な問題でありますから、村の方も真剣に取り組んで頂きたいと思っております。そして、また高齢者の福祉の向上をお願いを申上げまして終わります。

○議長（日高通君）

これで、日高助廣君の一般質問を終わります。

以上で「一般質問」を終わります。

これより、10 分間休憩を致します。

3 時 35 分にお集まり下さい。

休憩

○議長（日高通君）

休憩以前に引き続き会議を開きます。

△日程第 7 報告第 12 号 元浦港改修工事の工事請負契約締結の専決処分の承認を求めることについての件

○議長（日高通君）

日程第 7、報告第 12 号、元浦港改修工事の工事請負契約締結の専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

報告第 12 号についてご説明を申し上げます。本件につきましては、専決処分の承認を求めることということでお願いをしておりますが、諏訪之瀬島元浦港改修工事の工事請負契約を専決処分にて締結したものでございます。内容につきましては、資料も配布していると思っておりますが、本年度の工事につきましてはケーソン一函制作であります、ケーソンを制作する鹿児島港の制作ヤードの借用期間、これが9月から12月までであることと、鉄筋類の手配、納入後の加工に要する期間を考慮しまして期限内の完成見通しが困難であるという、急を要することから専決処分にしたところでございまして、承認をお願いするものでございます。本契約書の中身につきましては、工期が平成20年の8月13日から20年の12月26日、136日間ということであります。それから、請負契約金が210,000千円という

ことであります。契約の日は平成 20 年 8 月 12 日でございます。請負者は三井住友建設 株式会社、九州支店の執行役員支店長、中村周一郎との契約でございます。簡単ですけども説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

本件に関しましては、高額な入札金額であります。適正な入札が行なわれているものとは思っておりますけれども、設計金額と氏名入札の業者が一覧出来る資料の提出を求めます。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

設計金額とそれから業者の氏名でよろしいんですか。12 社の。はい、分かりました。後程提出します。

○議長（日高通君）

5 番、平田傳義君。

○5 番（平田傳義君）

まず、この今の 12 号なんです、この専決処分の 12 号の部分、この表紙は経済課長が作られてるんでしょうかね。勿論、村長が提出をしている訳ですけども、ちょっと気になることが 1 点、いや 2 点あります。まず、この提案日、これについては期間内の見通し困難なため、急を要すると、議会を召集する暇がないと、こういうふうになっております。法改正が、議事法の改正が昨年 9 月頃ではないかと思いますが、なっていると思いますが、表現の方法が違うんだと、改正になっているというふうに思いますが、どなたが作ったのか、勿論村長が提出してますので、その点をお伺いします。それから、もう 1 点。村長の説明になかったのを改めてお尋ねをしたいと思います。この契約書の 2 行目、工事名、元浦改修工事と、こうなっております。ちょっと、村長がこの前の方で、何ですか、借用期間ですかね。この製造をする借用期間と、ちょっと想像がつかない、その 2 行目で、工事場所は鹿児島、谷山 2 工区となっておりますが、これで間違いないのか。まず、その 2 点。お尋ねします。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

専決をした理由につきまして、これは通常なら 50,000 千円以上ですので工事契約をする時には議会を召集しまして、臨時議案なりして承認を受けなくてはいけないんですけど、このケーソン製作ヤードの借用期間というのが、この製作ヤードを造るところは谷山 2 工区、ここでケーソンを製作します。その場合、それぞれ各県、市町村はじめ、ここの製作ヤードを利用するために県の方で割り振って、何月から何月頃まで製作して下さいというように指定してきます。それで、うちの場合が 9 月から 12 月頃までここで製作しなさいと、そしてまた、今回の場合は中国でオリンピックがあった影響ですね、鋼材、特に鉄工材、このケーソンの中には鉄筋が入っておりますけれども、この鉄筋の手配がなかなか今のところ遅れております。なかなか手に入らない状況でありますので早めに手配して、また加工もしなくてはなりませんので、そういうことから議会を召集する暇がなかったために専決でもって契約したということでございます。それから工事場所です。これは鹿児島の谷山 2 工区の先の FD を使ってやりますので、谷山 2 工区、これで間違いございません。

○議長（日高通君）

5 番、平田傳義君。

○5 番（平田傳義君）

私の聞き方が悪いのか、この提案理由のこれは法改正になったんではないかと。違いますか。村長、総務課長。9 次、ごめん 8 次かな。皆様持っているでしょう。というのは、説明はわかります

よ。これは、本当専門家にこういう質問をするのは申し訳ないんですけども、何故かという、今まで暇がなかったと、議会を召集する暇がなかったと。何でも、大ざっぱに言えば何でもそういう理由でやると、そういうことなんですよ。それを厳しくしたというのが、このたぶん8次だったと思いますけれども、その開始になってるんですよ。どうなっているか言いましょうか。町村長が議会の議決をすべき時期について、これは、さっき言った179条ですよ、その(3)です。それにあります。特に緊急を要するために議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであると。勿論、私は理解出来るんですよ。たった2件、たった2件と言いますか、2つをいきなり召集して、それがいけないというのではなくて、法律的にこうなっているんですから変えるべきではないかと言っているんです。わかります。それから、これは次から改めるようにしてもらったら良いと。それから工事場所。これはやはり工事場所と言うんですかね。谷山2工区で工事場所と言うんですかね。製作場所。まあ細かいようですがね、一般的にちょっと見ると、例えば次で見ますと工事場所、十島村平島となっていますよね。やはり、きちんとしたものを、せっかく提出するんですから、それから先程も1番議員がおっしゃってましたけども、ちゃんとしたものが付いてない、言われなければ出さない、忙しいのもわかります。そういうのはやはり、しっかりして欲しいものですから、言われなくてもそういうのは出すというふうに努めてもらいたいと、そういうふうに思います。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

その、提案理由の説明ですけども、こういうことがあって急を要する（聞き取り不能）。

○5番（平田傳義君）

そこじゃない、そこじゃない。ごめん、いいですか、議長。

○議長（日高通君）

これより、休憩を致します。

これより協議会に移します。

協議会  
休憩

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

先程、課長の説明の中で鉄筋類等が手に入らない、勿論資材等の高騰もここ近年の高騰によって、この同じ規模のケーソン製作に対する見積額と、これだけ物価が高騰した中での見積額はどのくらい違うのか、それとも一緒なのか。違うのであれば、どれくらいのその違いが生まれているのかということを1点伺いたいと思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

その資材等の件なんですけれども、今ここに持っているのは小宝島港のケーソン製作の条件が出ております。これが、平成19年の1月で小宝島港のケーソンを製作しようと思えば248,978千円、それが20年の4月1日では259,058千円ですね。それから、平成20年7月15日、これは3ヶ月後なんですけれども今では272,221千円というふうになっております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先程の建設工事請負計画の工事場所の件なんですけれども、これは建設工事というふうになっていきますので、その工事名、それから工事場所、これは先程、元浦港の場合は、ここでケーソンを製作してここに据付ける場所、ここに置いているものですから、あくまでも鹿児島市の谷山2工区で製作して、そのままそこに置いておきます。だから、鹿児島市の谷山港となります。それで、ちょっと先に進みますけれども報告13号の東之浜港でございます。これは、ケーソンを東之浜港まで持って行って、そこで据付けて上部工とか、そういうのをしますので、工事場所が鹿児島郡の十島村平島、そういうふうになります。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

正確に計算をしていた訳ではありませんが、19年の1月、その感覚から行くと20,000千円、30,000千円くらいですかね。そうしますと、港湾工事関係の補助率と言うんですか、事業費に対する補助率。これは過去において、今でも現在、その起債事業でやっている訳ですが、その補助率が過去においては70何%だったのが60何%近く、だんだん補助率が下がって来て、村の負担が増えて来たというような状況の中で、村の財政をかなり締め付けて来た、そういう一例もそこにある訳なんですけど、これだけ物価が高騰し、資材等も上がり、それで今度はまた村の財源を、財政を逼迫していると、これから先の見通しも含めてどうなのかと、そこで国のこの補助率辺りは、何もそういう話がないのかどうかということ、そこら辺の流れる的なものは何もその話がない訳です。補助率が一緒で、その分かった分、それは自己財源はこんだけですよというのは変わらないというふうに受け止めて良いのか、その点を伺いたいと思います、今後の見通しも含めて。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今の補助率は8割でございます。ずっと、この補助率というのは今のところは変わっておりません。また変わるような話もまだ国の方から来ておりません。今、うちの方の計画が今3港ございますけど、これが全部250,000千円のペースで出しております。その中で、色々流用したりとか、そういう形をしております。あまり、それ以上出せば起債とか、そういう関係がございますので、勿論東之浜港に今回も一応250,000千円、元浦も250,000千円で計画して申請した訳でございますけれども、今度は逆に小宝島もケーソンを製作しようと思ったら、お金が小宝島港の場合、生コンとか、そういうのが単価が割高になりますので足りなくなって、今、東之浜港と元浦港の執行残を、今、小宝島港にまわす予定で今、計画変更を出しています。それで、全体で750,000千円ということをや、やっぱりずっと、うちの方ではそれくらいの希望で、その工事の内容によっては動かしたりして、今そうして努力しているところでございます。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

中身は、ある程度理解しましたが、只今の話の中で、東之浜港と諏訪之瀬島の元浦港の執行残を小宝島にまわすということで、足りない、その実情はよく分かります。個々の座談会等でも話が出ました通り、あるいは議会の中でも議論されている、東之浜港と小宝島港は、フェリーとしまの運航については、必ずと言うぐらいにランプウェイの制限、あるいは抜港のそういう条件付きというようなことがありますので、執行残をまわすような、それプラス、今までの設計以上にもっとするんだというような形で、じゃあ元浦港もほぼ完成しつつ、そういう条件付等も殆んど放送がない、その港の分は、そっちの方へ上積みするくらいの気持ちで、今回はどうのこうの言いませぬけれども、今後の方針としてやっていく必要があるんじゃないかなと、そういう思いがしますが、その点については担当も村長も含めてどのように考えるか伺います。

○議長（日高通君）

執行部の答弁者は誰ですか。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

一応、3つの港で700,000千円ということでやっている訳ですので、その中で3つの港が出来ればそれで良いんだと、あまり、その700,000千円から800,000千円というふうに引き上げて行くと、後々のその起債額がまた違って来ますので、そういう考え方で、何もその東之浜の事業を減らして向こうにということではないはずですので、例えばそのケーソンを1つ作って、その据付けに要する費用辺り、そういうものから向こうの足りない分を付け加えて行く、そういうことだとケーソン作るのにはそんだけの金がないと作れない訳ですから、だから一応その700,000千円という額を決めた中での対応をしていると、そういうふうに理解して頂ければ有り難いと思いますけれども。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条の但書きの規定によって、特に発言を許します。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

只今の村長の答弁、あるいは課長の700,000千円の枠の中でそのやり繰りをしていかななくてはならないと、よく分かります。過去においては執行残が出ます。出たら、その地域の、その港のどこかに、例えば消波ブロックを1個増やしたりとか、色んな形で、その港が先へ進むような形で予算執行していたんですね。だから、少しでも地元としては、小宝島、平島に関しては特に切望している訳ですから、その中で少しでも進むんじゃないかという思いから話をしたんで、その全体の総枠の中で、まあ大して1年間遅れてくとか、接岸時期がですね。そういうようなことでなければ私は問題ないと思うんですよ。そのやり繰りは絶対必要な訳ですから。ただ、今までは、港で執行した執行残はその港の中でまた事業していたというような事例があるものですから、そこを心配してお尋ねをした訳です。そういうことです。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

財政の方からちょっと説明致しますけれども、本村の場合の実質公債費比率は今18%を越えております、昨年の18年度の決算では早期健全化団体になろうとする25%を越えていると、ただ19年度の場合では25%を割った訳なんですけれども、ちょっと今、一段落ほつとするような状況なんですけれども、そういうような状況の中で、最初は平成8年時点から公債費負担適正化計画というのを一応立ち上げております。その中では、公債費を毎年どの程度で抑えるかというようなこと等での計画を国の方へ出します。それは、毎年、年1回、県の市町村課の方の検証と、それから財務事務所の方にまたその実績状況等を示します。現在、そのような状況の中で、本村の場合は港湾事業の残りの裏財源、つまり135,000千円をここ数年、今後もそうなんですけれども、135,000千円をベースに起債の方は借りますよということ等で、国や県の方と一応進めている状況です。その前提となるものは1港辺り250,000千円ということ等で、3港が約この平成22年度まで、元浦港の方も平成22年度で一応終わる計画なんですけれども、それまでの間は250,000千円づつで750,000千円で推移しようというような形で、今来ているところです。そういう中で、例えば1港辺りの製作費、あるいは、その据付け費というもの等が不足するというような状況になった場合には、その別の、あとの2港の方での事業の執行残を活用して、そちらの方に回そうということ等で今日まで来ているというようになっております。確かに、今議員が言われますように、小宝島港並びに、東之浜港につきましては、ここ数年の中で終わる事業ではないということ等からしまして、向こう少なくとも10年前後はかかるだろうということ等からしまして、長期的に事業の方をちょっと延伸しようということでの、そういうような措置の中で現在は進めている状況でございます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第7、報告第12号、元浦港改修工事の工事請負契約締結の専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第7、報告第12号、元浦港改修工事の工事請負契約締結の専決処分の承認を求めることについての件は原案の通り承認することに決定致しました。

△日程第8 報告第13号 東之浜港改修工事の工事請負契約締結の専決処分の承認を求めることについての件

○議長(日高通君)

日程第8、報告第13号、東之浜港改修工事の工事請負契約締結の専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

報告第13号についてご説明を申し上げます。本案につきましては、東之浜港改修工事工事請負契約を専決処分にて締結したものでございます。提案の理由と致しましては、東之浜港改修工事の本年度工事につきましては、ケーソン一函を運搬、据付けであります。運搬据付けを9月の台風時期を避けて、冬気風浪の発生しない前までにこれを避けるというようなことで、10月の上旬を計画しているところでありまして、ケーソンを据付ける基礎工を9月中の施行を考慮したことによりまして、期限内完成見通しが困難で急を要するというで専決処分にお願いしたところでございます。工事名は東之浜港改修工事、工事場所は十島村平島、工期が平成20年8月20日から21年3月26日、219日ということをお願いしてございます。請負金額が178,500千円、契約の締結日は20年8月18日でございまして、請負者につきましては鹿児島市上之園町4番地6の吉留建設産業株式会社、代表取締役 吉留 由美子と契約をしてございます。平面図等添付してございますので資料としてご活用下さい。終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長(日高通君)

1番、日高助廣君。

○1番(日高助廣君)

入札調書がここにありますけれども、設計の金額の上に全社12社ここに入っておりますが、全社が設計金額を下回っております。この現象どうなんですかね。全社が下回っておりますよね、間違いないですよね、情報の漏れ等はありませんか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

全社下回ってますということは。五洋建設なんかは消費税抜きですので、設計額は今、出ていますけど、設計額はこれから消費税を抜きますので、五洋建設とか、そういうのは設計額を上回っております。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

設計額は消費税は入ってないんですか。入札額は入ってないということですね。上には但書きがないですね。私は、抜きで入っているのかということで今、お尋ねを致しております。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

設計額を下回ればというのは、ちょっと意味がわからなかったんですけども。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

もし、設計金額を下回っているということであれば、情報が漏れていることになりませんか。万が一ですね。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

本村、入札をする時は、予定価格は公表されておられません。ここには、予定額とあるところに、通常ならうちの方で予定額がここに入っているんですけども、その設計額よりだいぶ予定額は落ちております。それから業者さんが設計、入札をする訳でございまして、応札をする訳でございまして、あくまでも設計額ではなくて予定価格に対して、本村としては契約の相手方と、それを下回ったのが契約の相手方というふうに見ますので。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

この東之浜港の改修工事につきましては、台風災害等によって工事の進行が3年ぐらい遅れたと言う経緯のある港なんですけど、その台風の災害によってケーソンが滑ったというような状況の中、次のケーソンを据付けようというような中で準備作業に入っていて、台風が発生してそのまま逃げざるを得なくなって、そこへ滑ってしまったという経緯があるように聞いておりますが、10月の末にしても台風が、今現在も15号が発生しているんですけど、そういう可能性があるという中で、二度と繰り返したらいかなんという思いがしているんですけど、その点については担当辺りは、どのような指導も含めて、危機意識をもって、この事業を執行しようとしているのかその点について伺いたい。それは関係ないよという認識なのか、それとも、こういう事情の中で、こういう段取りをしていかないと二の舞いを踏みますよというような考えであるか、その点、どちらかを伺いたいと思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先程も提案理由等で村長が述べられた通り、10月上旬を目指してケーソンを据えなくては、やはり今でも台風は今日、明日に発生しておりますけれども、台風、それから10月を過ぎてしますと、今度は冬季の11月になってしまうと風浪等が発生しますので、なるべく早くとにかくケーソンを据えなくてはいけないということで、業者さんには発破をかけている状態であります。



○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

経済課長、私が言っているのは災害に遭った時点で、次のケーソンを据付ける。今現在、災害で再繰越で据付けました。その次に新しいのを据付けるんですね。手前、床掘りしないといけない。据付ける準備をしないといけない。その最中に、台風が発生したために前回のやつはこけたんです。ですから、その間隔を慎重にやって行かないと、指導もしていかないと同じことを繰り返す可能性もありますよということなんです。だから、そこら辺を認識した上で指導もしていかんと、また同じように床掘りして据付ける準備をしている中で、途中で来た場合には滑る可能性があるんですよということで、そこら辺を認識した上で今後の指導もして頂きたいということなんです。以上です。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今度、落札した業者からも、前、似たような事を経験している訳でございます。そういう観点からお願い、また担当の方にはくれぐれもまた、同じ過ちがないように、あつてはならないよということで指導していきます。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

今の、6番議員さんと重複する可能性もあるんですが、ちょっと確認なんですが。先の台風災害によって災害を被った部分の再度の工事になるかと思うんですが、今回、この工事の内容について資料2で説明がされているんですが、この工事内容について、先に災害を被った工事の工法内容等と違うのかどうか、その災害に対してのそういった対応がなされた工法で今回工事がなされるのか、どうなのか。その点の確認と。それと、6番議員の質問の中でありました分と、私もちょっと感じるところがあるんですが、例えば、これの次のケーソン据付けですね。この次に異形のケーソンがすわると思うんですが、この工事の関係の発注時期とか、そういった時期を考慮しなければ先程6番議員さんがおっしゃったような、また同じような災害を被る可能性があるんじゃないのかなと思うんですよ。例えば、この今回据付けるケーソンの次に据付ける部分について、例えば例年度の早い時期で、台風時期に入る前の段階の据付け、そこまで今度の場合は無理かもしれないんですけども、例えばそういったことを、同じ鉄を踏まないような形の今後の計画等をたてて行く必要があるんじゃないかと思うんですが、その点についてどのように考えているのか伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

工法そのものというのは、このケーソンはだいたい前に4年か3年か前に造ったケーソンですので、工法そのものは変わりありません。今回も、断面そのものも基礎工とかそういうものは変わりありません。今、言われた異形のことについてです。東之浜港は、21年22年の計画予定としては浚渫を予定しておりますのでケーソン計画はありません。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

であるなら、逆に、これは過去の議会においても、例えばこういう災害を被る危険性があるんであれば、集中的に早期に港湾整備を考える必要があるんじゃないかと、過去に言われたことがあるかと思うんですが、やはりここら辺も、考えて計画をして行かなければ、再度、台風災害を受ける可能性も否定出来ないんじゃないかと思いますが、すぐすぐどうしますというのは言えないのはわかりますが、その点についても、今後また考慮して頂きたい、そのように思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今回のケーソンを据付けた後は、先端の方が洗掘されないような工法はとります。そして来年度から浚渫をやるということであります。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第8、報告第13号、東之浜港改修工事の工事請負契約締結の専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案の通り承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第8、報告第13号、東之浜港改修工事の工事請負契約締結の専決処分の承認を求めることについての件は原案の通り承認することに決定致しました。

△日程第9 議案第43号 鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更についての件

○議長（日高通君）

日程第9、議案第43号、鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第43号の説明を申し上げます。本案につきましては、鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更についてでございます。提案理由と致しましては、公益法人制度改革に伴う民法改正によりまして民法第59条の監事に係る規定が削除されたためと、併せて平成20年10月31日付けで伊佐郡菱刈町が本公社から脱退申請を行ったことに伴いまして、定款の一部が変更となったために所要の改正を行うということで議会の議決をお願いしてございます。以上、説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第 9、議案第 43 号、鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第 9、議案第 43 号、鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更についての件は原案の通り可決することに決定致しました。

## △日程第 10 議案第 44 号 鹿児島県市町村土地開発公社の解散についての件

○議長(日高通君)

日程第 10、議案第 44 号、鹿児島県市町村土地開発公社の解散についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第 44 号の説明を申し上げます。本案につきましては、鹿児島県市町村土地開発公社が平成 21 年 3 月 31 日をもって解散することについての議決をお願いするものでございます。提案理由の説明と致しましては、鹿児島県市町村土地開発公社の解散にあたっては公有地の拡大の推進に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。公有地の拡大の推進に関する法律 22 条第 1 項につきましては、資料を添付致しておりますのでご覧下さい。以上、説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第 10、議案第 44 号、鹿児島県市町村土地開発公社の解散についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第 10、議案第 44 号、鹿児島県市町村土地開発公社の解散についての件は原案の通り可決することに決定致しました。

△日程第 11 議案第 45 号 鹿児島県市町村土地開発公社各支社の業務に係る財産についての件

○議長（日高通君）

日程第 11、議案第 45 号、鹿児島県市町村土地開発公社各支社の業務に係る財産についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 45 号の説明を申し上げます。本案につきましては、本村が出資する鹿児島県市町村土地開発公社各支社の業務に係る財産について承認を求めるものでございます。議案第 44 号で説明致しました鹿児島県市町村土地開発公社は平成 21 年 3 月 31 日付けをもって解散致します。その際、鹿児島県市町村土地開発公社定款第 29 条第 2 項、及び同条第 3 項の規定によりまして各支社の業務に係る財産の取扱について承認を頂きたいというものでございます。鹿児島県市町村土地開発公社定款第 23 条第 2 項、及び同条第 3 項につきましては、資料 4 を添付致しておりますので参考にして頂きたいと思います。説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

少し、中身がよく理解出来ないところがありますので 1 点お伺いします。この業務に関わる財産について、これは要するに出資したもの達へ財産の配分という意味で捉えて良いのか。本村にはどういう形で関係があるのかということで、その財産に関する面で、どのように解釈したら良いのか少し説明を求めます。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

議案第 43 号の中の別紙 2 のところに本村の出資額がここに記載されているかと思います、4 6 5 千円。21 年の 3 月 31 日に解散した時点で各出資団体の方に返すということになります。これの 45 号につきましては、この出資金を新たに返す方策を設ける場合には、ここで活用しても良いよというのが、この 45 号の議案でございます。そうしますと、本村の場合は、土地開発公社というのが設立しておりませんので、この出資しました 4 6 5 千円というのは、おのずと一般会計の方に充当してくるというような形となっております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第 11、議案第 45 号、鹿児島県市町村土地開発公社各支社の業務に係る財産についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第 11、議案第 45 号、鹿児島県市町村土地開発公社各支社の業務に係る財産についての件は原案の通り可決することに決定致しました。

△日程第 12 議案第 46 号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更についての件

○議長（日高通君）

日程第 12、議案第 46 号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

本案につきましては、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。議案の裏にそれぞれ書いてございますが、これを参照しますと、もっぱら市町村合併による伊佐市の設置及び、大口伊佐衛生管理組合の廃止等に伴いまして、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び、同組合規約の一部変更、ということでございまして、市町村合併の特例等に関する法律、第 13 条、並びに地方自治法第 286 条第 1 項、及び第 290 条の規定によって議会の議決をお願いしたいということでございます。簡単ですけれども説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第 12、議案第 46 号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第 12 議案第 46 号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更についての件は原案の通り可決することに決定致しました。

△散会

○議長（日高通君）

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。

明日は、午前 10 時にお集まりください。

本日は、これで散会します。

ご苦勞様でした。

9月26日（金）

## △開議宣告

### ○議長（日高通君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布しました議事日程表の通りといたします。

## △日程第1 議案第47号 十島村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についての件

### ○議長（日高通君）

日程第1、議案第47号、十島村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

### ○村長（敷根忠昭君）

議案第47号についてご説明を申し上げます。本案につきましては、十島村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定でございます。高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございますが、改正の内容と致しましては条例の改正案、及び新旧対照表を添付してございますので、これらを参考にして頂きたいと思いますが、主なものは老人保健法、これを高齢者の医療の確保に関する法律に改正する標題の改正と、老人を後期高齢者に改正するという字句の訂正に関わるものであります。また、その他と致しまして、今回の改正と同時に進めるもので平成19年4月に学校教育法の改正が行なわれまして、盲学校、聾学校、及び養護学校を特別支援学校というふうに名称の変更が行なわれておりますので、それらにおいても同時に改正を行なうものでございます。説明を終わります。

### ○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

### ○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

### ○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第1、議案第47号、十島村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

### ○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第 1、議案第 47 号、十島村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案の通り可決することに決定致しました。

## △日程第 2 議案第 48 号 十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件

### ○議長（日高通君）

日程第 2、議案第 48 号、十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

### ○村長（敷根忠昭君）

議案第 48 号についてご説明を申し上げます。本案につきましては、十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。十島村畜産施設の追加設置にあたりまして所要の改正をしようとするものでありまして、まず宝島堆肥舎施設を追加するものでございます。議案の裏面に別表第 2 条関係を添付してございますが、ここで新旧対照表を比較して頂きますとおわかりの通りだと思いますので、説明を終わらせて頂きます。

### ○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2 番、永田和彦君。

### ○2 番（永田和彦君）

まず、今回宝島の方も堆肥舎が出来た訳ですが、各島における利用状況、並びに堆肥舎を設置したところについては、恐らくその生産された堆肥については土壌還元がなされているものと思うんですが、そういった状況についてどのように経済課として把握しておられるのか。それから、あと堆肥舎については、残るのはたぶん中之島だけだと思うんですが、その中之島の設置に向けての計画について、具体的な計画をお聞きしたい。それと併せて、宝島については今後ホイールローダーの整備まで入ってくると思うんですが、中之島についても出来るだけ早い段階でのこの堆肥舎、及びホイールローダーの設置を住民一同希望しています。というのは、直接的にはこの堆肥舎の運営の部分もあるんですが、例えば中之島については過去にも申上げました通り道路の延長が長い関係でかなり荒れている部分があります。普段の生活道路に使用している部分についても、特に住民の生活道路の中心になる中之島の中央線についても松葉の落葉ですね、非常に堆積が厚くなって自動車等の交通にも支障を来すような場面があります。過去においては実際に松葉の上で転倒されて怪我をされた高齢者の方もいらっしゃいます。そういった部分において、付随する部分でホイールローダーの活用というのが見込まれます。そういった部分において、中之島についても早急な整備をお願いしたいんですが、その点について答弁をお願いします。

### ○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

### ○経済課長（松下賢次君）

今、堆肥舎施設の利用状況ということでございましたけれども、出張に行く度にどういうふうに活用されているかと思って見てみると、相当の牛糞堆肥等が運び込まれて、それでもって繰り返して利用はしていると感じているところでございます。それから、中之島の堆肥施設です。これは今、要求に上げています。まだ、その場所等も島の方で畜産組合辺りと話をして場所も決定しなくてはいけないと、設定場所もまだ決まっていないところでございます。まあ、堆肥が整備されればすぐまたホイールローダー



ーという形になりますけれども、ホイルローダー今、議員が言われて道路の整備等とかということを行っていますけれども、ホイルローダーそのものがその堆肥舎施設に付随するものでございますので、それはその活用そのものというのはそちらの方で活用して頂きたいと思っております。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

活用については、されているということでわかりますが、であれば活用にあたって、例えば住民の方から実際、各個人の牛舎から堆肥舎施設までの搬出ですね、それについてのそういう現時点での困っていることとか、そういう声は聞こえてこないんでしょうか。実際、中之島について、今後整備される段階になった場合に、一番危惧するのは、やはり各農家の方々が堆肥舎まで運び込むための作業ですね。その部分について、なかなか機械とか、トラクターも整備されていない関係で、同様にやはり何らかの形の問題点があるんじゃないかと思うんですが、経済課としては何か把握していないでしょうか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

堆肥そのものの搬入の方法というのは、今、畜産農家の方々がそれぞれ軽トラックに積まれて、そして運んで来て、それを荷卸してという状況でございまして、村でもっての機械購入とか、トラックとか、そういうことは今のところは考えておりません。

○議長（日高通君）

これより、休憩を致します。

協議会に移します。

協議会

休憩

○議長（日高通君）

休憩以前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第2、議案第48号、十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第2、議案第48号、十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案の通り可決することに決定致しました。

### △日程第3 議案第50号 指定管理者の指定についての件（宝島堆肥舎施設）

#### ○議長（日高通君）

日程第3、議案第50号、指定管理者の指定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

#### ○村長（敷根忠昭君）

議案第50号についてご説明を申し上げます。本案につきましては、指定管理者の指定についてでございますが、宝島の堆肥舎施設を宝島畜産組合の組合長、松下征克君を指定管理者に指定するものでございます。指名の理由と致しましては、指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行出来る団体であると認めまして、選考したものでございます。指定の期間につきましては、平成20年の10月10日から23年の3月31日までの期間としております。説明を終わります。

#### ○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

#### ○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

#### ○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第3、議案第50号、指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

#### ○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第3、議案第50号、指定管理者の指定についての件は原案の通り可決することに決定致しました。

### △日程第4 議案第49号 十島村農業用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件

#### ○議長（日高通君）

日程第4、議案第49号、十島村農業用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

#### ○村長（敷根忠昭君）

議案第49号についてご説明を申し上げます。本案につきましては、十島村農業用施設の設置及

び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、農業用施設の追加設置にあたりまして所要の改正をしようとするものでございます。平島農産物集出荷施設を追加するものでございまして、議案の裏面に新旧対照表を添付してございます。参考にして頂ければと思っておりますが、これで説明を終わらせて頂きます。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

先般、小宝島に伺った際に、この農産物集出荷施設の利用状況について見る機会があった訳ですが、行ったのが2月だったのですかね、もう半年くらいなるんですけれども、その段階では全く使用された形跡がなかったんですよ。それで、ずっと鍵もかかりっぱなしでという状態で、そういった段階で平島の方、こういった形で整備された訳ですが、今各島において利用状況がどのようになっているのか、また、それから中之島については、これから先のビワの出荷であったりとか、また一部ですがトラノオの出荷をされている方がいらっしゃる部分で使用されていますけれども、各島においてトラノオ等はかなり生産量は減ってきていると思うんですが、それから宝島についてもビワもだいぶ減ってきているのかなと。そういった中で、今回整備したと、そういった部分において、今後村として、この農業振興について、この集出荷施設の使用について、それから各島におけるそういう農業生産物の主力作物としてこういったものを奨励していく、または、今あるものをこういった形で再度指導していこうと考えているのか、その点について伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今、農産物の集出荷施設は中之島、平島、小宝島、悪石島、宝島とある訳でございます。一番活用されているのは中之島、宝島が、やはりトラノオとかビワとかそういうのがございますので利用状況が高いかと思えますけれども、小宝島においても、今議員が言われた、行った時にまだ全然利用されていないということでございましたけれども、今、農業指導員がいない中で、ちょっと模索をしている状況でございます。その中において、農業改良普及の方に色々お願いしまして、出向いて今指導等をやっているところでございます。今のところ、サンセベリアを主に、それからアレカヤシとか、今ちょっと考えている状況でございます。それから、ドラゴンフルーツとか、ちょっと目新しいものでございますが、それからパイナップルとか、色々考えてはいるんですけれども、まだ、これと言った農産物の出荷までにまだ、試験段階でございますので、まだこれがということは言えないんですけれども、せっかく造った施設でございますので、農産物を何かちゃんとしたものが決まりましたら積極的に活用が図られるのではないかと考えているものであります。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

農産物の関係については大変厳しいものでありまして、やはりお金になる、そういうものを選定して行かなければいけない、そんなふうに思っておりますが、今のところトラノオ辺りはまだお金になっておりますので、小宝島も以前は盛んにそれをやっておりましたけれども、最近下火になって、その積極性に欠けている気がしております。それは、どういうことでの原因なのか、それぞれ指導者の問題でもあるかと思えますけれども、中之島、宝島からは是非指導員を探して欲しいと、まあ、こういうことで盛んに言われて来て、それなりの努力をしておりますけれども、なかなかこれが見つからない。最近、以前勤めて頂いた濱田先生がまた、ちょっと体調が良くなったからと、行って欲しいと、とにかく村の決めたものではなくて良いから、貴方が顔を出すだけで皆様喜んでもらえるんだから行って欲しい。経費については村でちゃんとしませうということをお願いしております。そういうようなことで、島で出来て、やはりお金になるもの。これをやはり続けて行かないと、他にものを探そうとしたって、なかなか難しい問題があります。そういう事で、出来れば、

今のところはトラノオに専念して頂くような指導をしていった方が宜しいかなと、そう思っておりますが、地域地域で違っております。中之島辺りは柑橘類が非常に成績が良くてやっておりますし、宝島はトラノオの一点張りと言いますかね、そういうものが良いということです。そうした地域地域でそうしたものをして頂ければ有り難いと思います。ですから、やはり先もいいましたように指導者が欲しいのであれば我々のところに言うてくだされば、また振興局の農政部辺りとの協議も上手く出来ていくのではないかと思いますので、そういうようなことで努力をして行きたいと思っております。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

各島、それぞれ色々な形で農業振興を図って頂きたい、そのように思います。それで、今日でなくとも良いです。次、決算までの間に、各島における農産物の出荷状況ですね、ここ2、3年で良いです。出荷状況の数字的な推移と、それと出来たら単価の推移まで、資料を出して頂きたい、そのように思います。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

○議長（日高通君）

7番、有川和則君。

○7番（有川和則君）

この施設については、口之島、諏訪之瀬島が残っている訳ですが、計画があるのかどうか、あるとすればいつ頃なのか、お尋ねします。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

口之島の方は、今のところは計画する予定はございません。諏訪之瀬島の方は、今要望が上がってますけど、当初に入れてなかったものですから、今要望を県の方に行なっている状況でございますから、いつ頃建設するかということは決まっております。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

農業の振興については、結構リスクの面、コスト、条件等で長年に渡って難しい面がありますが、私も2年ぐらい前から農産物の実験圃場を造りまして南瓜とかへちまとかを作って参りました。それこそ、台風やら、コストの面でなかなか厳しいものがあります。今後は島に昔からあるような筍やツワブキ等の、そういった作りやすい農産品の販売を、出来たという経験上思っております。でありますから、NPOがありますよね、私も会員であって、理事もやっております。ですから、経済課一遍ではなかなか振興は図っていけないと思っています。そういった、NPO等も有効に使って振興を打ち出してもらいたいと思います。次に、施設の関係ですけれども、うちの島には造る計画はありませんということでありますけれども、我々も筍とかツワブキ等も出しております。ですから、是非造って頂きたいと思います。経済課長の答弁をお願いします。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今、NPOのことが出ましたけれども、先程村長の答弁にもございましたけれども、なかなかその指導員がないということで、NPOさんの方にも、こちらの方も願って島の方に行って貰うよと頼んでおります。また、今回の補正でも、旅費の組替えをしまして、NPOの方とかNPOの紹介のあった、農業に明るい先生方も島に行かれるような旅費を組んでおります。また、色んな林産物等、その筍とか、そういうのはだいぶ人気がございます、NPOの日高さんからも出荷状況は良い旨の報告が入っております。口之島のその施設につきましては、また島の方と色々お話し

して、実施必要なものであるか、まあ農村総合整備事業もあと2年程度で終わるものですから、今ちょっとそういう話が出て来ましたが、もうちょっとギリギリ、というか、もうちょっと今では厳しい状況じゃないかと思っております。話はしてみますけど、その県営事業そのものがあと2年くらいで終わるものですから、今から入れても間に合うかどうか、ちょっと今のところは県営事業そのものでは出来ないんじゃないかと思っております。どうしても自治会、というか口之島の農業に携わっている方が必要であるということになると、また島に赴いて皆様の要望等なり聞いて、早々ではないかもしれませんが、先のことを検討していきたいと思っております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第4、議案第49号、十島村農業用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第4、議案第49号、十島村農業用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案の通り可決することに決定致しました。

#### △日程第5 議案第51号 指定管理者の指定についての件（平島農産物集出荷施設）

○議長（日高通君）

日程第5、議案第51号、指定管理者の指定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第51号についてご説明申し上げます。本案につきましては、指定管理者の指定についてでございますが、農産物集出荷施設の指定管理者を指名しようとするものでございまして、平島農産物集出荷施設を平島自治会会長の日高春美氏を指定管理者の指定するものでございます。指名の理由と致しましては、指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行出来る団体であると認めまして選考したものでございます。指定の期間と致しましては平成20年10月10日から平成23年3月31日までの期間として指定する方向でございます。説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第5、議案第51号、指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第5、議案第51号、指定管理者の指定についての件は原案の通り可決することに決定致しました。

△日程第6 議案第52号 平成20年度十島村一般会計補正予算第2号についての件

○議長（日高通君）

日程第6、議案第52号、平成20年度十島村一般会計補正予算第2号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第52号についてご説明を申し上げます。本案については予算補正についてでございますが、今回の補正につきましては、県の地域振興局所管の地域振興推進事業に2009年皆既日食の受入対策事業を申請しておりました結果、約15,000千円超の県費補助事業が採択されまして、この事業内容につきましては、住民センター、体育館、温泉施設、運動広場等が観測者の宿泊場所、あるいは食事場所等として予定をしていることから、同施設の浄化槽の未設置を解消して観測者の利便性向上を図ろうと、そういうことで今回の改修事業を予算措置したところでございます。また、プロパンガスのマイクロメーター整備、並びに先の村政座談会等で要望のありました一部飲料水等の対策が主なものとなっております。2ページの補正予算について申し上げますと、補正予算の額につきましては、105,493千円を歳入、歳出それぞれ追加を致しまして、補正後の総額は3,597,381千円と定めるということでお願いをしてございます。それでは、9ページをお開き下さい。まず、歳入関係から申し上げますが、歳入関係は9ページから11ページで、順番に沿って説明をまいります。まず、歳入関係の9ページですけれども村税であります。個人住民税と致しまして1,515千円を増額してございます。これは、先の行政報告でも申し上げましたように、本年5月、6月にかけて、口之島と平島に税務署の所得調査が入って、その調査結果によって所得の増額修正があったことから、現年度課税分の住民税増額調整となっております。それから、2番目の地方交付税につきましても、先程行政報告で申し上げましたように、普通交付税を87,000千円計上をしております。本年の普通交付税は対前年度42,005千円増の1,378,551千円で確定をしているところでございます。それから、国庫支出金につきましては、来年5月から始まる裁判員制度導入に向けた、候補者名簿調整の住民基本台帳システム改修費と、身障者の補装具、あるいは生活用品の給付金等として83千円を計上したところであります。県支出金でございしますが、9,433千円を増額しております。主なものは次の10ページの商工費、県費補助金に記載しておりますとおり、地域振興推進事業として採択を受けました運動場、体育館、温泉、住民センター、開発センター等を皆既日食観測者の宿泊場所として充てるために、同施設の環境整

備を行うものとして、事業費でだいたい補助が50%、10,464千円が主なものでございます。その他、衛生費県補助金の、へき地診療所運営費で670千円計上しておりますが、これにつきましては、看護師等の活動事業費の増加によるものでありまして3分の2の補助金を見込んでおります。また、減額分として特定離島事業、あるいは選挙関係の予算執行による整理を行なっております。次に、財産収入であります、過年度分の産業振興資金あるいは、住宅貸付資金の利子とし81千円を計上しております。更に、諸収入で681千円を計上しておりますが、産業振興資金、住宅貸付資金の返済、遅延に伴う延滞金が387千円、それから農林漁業施設の保険料、あるいは修繕に伴う受益者負担金、これが232千円、が主なものとなっております。それから、次の村債ですけれども、村債につきましては6,700千円の増額となっておりますが、本年度の臨時財政対策債が確定したことから計上したものでございます。開けて12ページの歳出ですけれども、歳出は12ページから27ページまでになっております。まず、総務費は23,960千円を増額してございます。総務費の主なものにつきましては、財産管理費の工事請負費において開発センター集会室のエアコン改修を2,606千円見込んでおります。この開発センターにつきましては、来年の皆既日食時に観測者の宿泊施設として利用することから、地域振興推進事業で県の50%補助を受けて執行するものでございます。13ページの出張所費でプロパンガスマイコンメータ設置負担金として23,975千円を計上してございます。これは公共施設いわゆる教員住宅、村営住宅、生活改善施設、住民センター等の155箇所分に設置するものでありまして、施行については十島村漁協が施行主体となりまして、村は村有財産分を、住民は個人分を分担金として負担することになりますけれども、この場合高齢者分の70歳以上の世帯については、全額村が補助するという方向で考えております。この、老人の関係については後程申し上げます。同じく、出張所費の中で来年度計画している箇所を、中之島コミュニティーセンター建設の施工場所の地質調査として1,500千円も計上をしております。それから、15ページの統計調査におきましては、11月1日付けで調査の漁業センサス、こらは5年に1度ですけれども、本年度が調査対象年になっておりまして397千円を計上しております。その他につきましては、予算の組替え、それから執行残の整理等が主なものであります。次に、民生費ですが、民生費につきましては1,159千円を増額しております。主なものが16ページの社会福祉総務費において、障害者自立支援法に基づく3年毎の障害者福祉計画を策定する必要から、その策定委員会の経費等でありまして、報酬、旅費、委託料と致しまして913千円を計上しているところであります。また、定住対策事業で、婚姻者1件、結婚紹介者1件、出産一時金1件として484千円を計上しております。次に、17ページの災害救助では、6月発生の前之島海岸地区土砂災害関連経費376千円を計上しております。それから、衛生費につきましては21,379千円を増額しております。主なものは、17ページから18ページの診療所において、看護師職員の怪我、あるいは特別休暇等で地元不在が続いたことから、その代替要員として他の医療職員を派遣しております。そういうことから、費用弁償並びに普通旅費が不足するということになりまして749千円を増額したものであります。それから、給水施設費で悪石島の飲料水対策改良事業等の関係で20,260千円を簡易水道会計に繰出を予定しております。次に、農林水産費であります、2,068千円の増額となっております。主なものは農業総務費で、裁判和解による弁護士成功報酬として、委託料840千円を計上しております。19ページの農業振興費で、悪石島生活改善室の手洗場が手狭であることから、その改修費を361千円、それから中之島の生活改善施設の指定管理料を73千円を追加見込みにしております。畜産業費につきましては、飼料基盤活用促進事業の機械借上げ、これはブッシュカッターですけれども、その他、種、肥料、資材等の予算執行による執行残を現地の人力対応賃金として組替えをしたものであります。それから、20ページの水産振興費であります、平島の製氷施設の修繕費として158千円を計上しております。次に商工費であります、7,901千円を増額しております。観光費で小宝島の大岩屋地区展示場の整備、それから悪石島御岳展望台整備を地元へ施工依頼することから、賃金を1,354千円、それから21ページの委託料で友の花温泉、あるいは、あかひげ温泉の本年度指定管理料を現行より、月額15千円アップしまして、年間420千円とする360千円を増額しております。それから、フリー岳展望施設の地域振興推進事業の設計費を見込んでおります。また、工事請負費については、「ななしま」の燃料油の輸送タンク、それから悪石島の

湯泊温泉浄化槽の整備に5,207千円計上してございます。土木費につきましては、25,319千円の増額をしてございますが、22ページの土木総務費で367千円を計上しておりますのは、西之浜地区地滑り災害に伴う調査費と、同地区雨量計設置分の経費でございます。それから、道路維持費で宝島一周線の道路改良測量費、それから道路台帳整備を目的としております平島中山線、悪石島大麦地区のヘリポート付近、それから諏訪之瀬島キャンプ場線の測量委託を4,700千円、工事請負費につきましては、村政座談会等で要望のあった、中之島、平島、宝島地区の道路改修を4,300千円、また原材料費で、諏訪之瀬島、悪石島集落内の道路側溝蓋設置費2,050千円をそれぞれ計上してございます。23ページの港湾管理費につきましては、切石港の港内の土砂が溜まりまして泊地が浅くなっておる関係で定期船の出入港に支障が出ておりまして、そのことから浚渫経費として10,000千円、また切石港の船揚場と、元浦港の旧防波堤の改良の設計委託を2,700千円計上してございます。住宅管理費につきましては、口之島、悪石島、小宝島の村営住宅の補修をそれぞれ見込んでおります。消防費につきましては、2,618千円の増額となっております。先程も申し上げましたが公共施設のガスマイコンメーター設置同様、住民分として70歳以上の所帯を村費補助とすることから141箇所分、3,085千円を見込んでおります。また、本年10月諏訪之瀬島において離島火山防災点検を鹿児島県と合同で実施する予定にしておりますことから、その経費も見込んでございます。次に、教育費につきましては、15,390千円を増額しております。主なものは、25ページの小学校管理費の工事請負費6,239千円についてですが、口之島小中学校の校庭の排水処理が機能していないことから、その対策として側溝を70mかぶせる。また、平島中学校体育館が、皆既日食時の観測者の宿泊場所となることから、浄化槽の改良を計画するものであります。この皆既日食時の観測者宿泊所等の利便性向上対策の施設整備につきましては、26ページの公民館費の小宝島住民センターの浄化槽、それから27ページの体育施設費の中之島運動公園、口之島健康広場の浄化槽整備も予定しております。それから、災害復旧費につきましては3,000千円を計上しております。6月の大雨にて、悪石島地区の村営住宅の敷地が一部崩落をしたことから、その復旧費として見込んでおります。予備費につきましては、2,699千円の増額となっております。6ページに遡りまして、地方債の補正についてでございますが、歳入の村債について説明を申し上げました通りで、臨時財政対策債の確定によりまして6,700千円を増額補正し、補正後の地方債総額が383,900千円となります。以上で、大まかな説明を終わりたいと思います。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（日高通君）

これより、10分間休憩を致します。

11時10分にお集まり下さい。

休憩

○議長（日高通君）

休憩以前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

まず最初に、この説明のところで、文字が落ちているのがかなりあります。ページ数から言うと、7,8ページに渡って。勿論想像はつきます。説明の分ですね、1点。これは見れば皆さん分かると思いますので言いません。12、21、22、23、25、26、27と。各箇所にあります。こういうものを提出をされていると。これは、各部署で事務の方が作ったのではないかというふう



に私は想像をしております。この件について、作った事務担当の方、どうしてこういうことがあるのか説明を願いたい。また、村長にあたっては、こういうものを審議して下さいと言って出していることが非常に問題であるし、含めて先に申し上げた村長、副村長、総務課長、各課長にどうしてこういうことがあるのかまず、お聞かせを願いたい。分かりますよね。分からなかったら私、後で言いますから。それが1点。その他に、さっきちょっと申し上げた、金額の説明が非常に大雑把なものになっております。例えば、27ページの体育施設費ですかね、補正額は5,000千円ですよ。何かはわかりません、後はね。それから、これはトイレですけれども、口之島も同じですかね。ここにも、そういう不足しているものがあります。この説明の中にですね。これが、各いくらかかっているのかということですよ。それから、それぞれいくらの予算でということをお聞きしたい。それから、ちょっと、すみません。それから温泉施設、まあ座談会等でも要望があったと思いますが、燃料の高騰等で非常に住民も大変苦労していると。宝島の場合は座談会でもお聞きになったんじゃないかと思いますが、360千円赤字額があって、座談会でも要望があったと思いますが、今回そういうものがどういうふうになっているのか、とりあえずその3点、お聞かせ願います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

まず、この予算書の作り方なんですけれども、うちの予算書の方につきましては電算上で整理しております。財務会計システムという中で予算書を作りあげる訳なんですけれども、その中で結局、このものを予算書の説明の欄に記すとか、あるいはその金額のみだけで良いのかということ等は、一応この段階で一応表示することになります。ただ、これを全部議員が言われますように、全部出すということ等がベストなんだろうけれども、仮にこれを出した時に、予算書が膨大な資料になってしまうという事等からしまして、この財務会計システムに導入してから、このような予算書の記載で一応今までやってきているということになります。それから、2点目の方の、この教育費のここの中でも考え方も一緒なんですけれども、この27ページで議員が言われます、その予算の額の内訳ということなんですけれども、中之島の合併処理浄化槽としまして、中之島の運動公園にありますけれども、この部分が2,440千円ということになります。それから、口之島の方の健康広場の関係が2,576千円というような予算額になると、この2項目がこの中に付されるということになります。それから、3点目の温泉施設の方、今回燃料高騰がかなり指定管理者側の住民に影響をかける、負担をかけるということ等で、現在月額2万円、年間にしますと240千円、各管理者側には委託料を支払っている訳なんです、これを燃料が高騰した分相当分を、今回月額15千円見直しまして、年額としまして420千円で、今年度からこの4月に遡って、指定管理料の方を支払うというような形の予算措置になっております。以上です。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

1点目の方はちょっと応えてもらってないんですが、この落ちている分、わからないのかな。21ページの委託費で施設管理委託費と、今言う温泉関係がありますよね。ここの説明、友の花温泉施設及び、あかひ泉施設、どうですか、わかりますよ。あかひげ温泉だろうと私は思うんですが、単なるミスなのか。それからその下の、これはまあ、これは委託費ということで解釈すれば、そんなに分からないことはない。こういうのが、ずっと今申し上げた何ページに渡って、22ページですと施設測量設計委託料、この道路維持費ですね、このずっと先に行ったページにあるんですよ。今までは、私はこういうのは見たことはないんですね。今までというか、6月もそうでしたけども、以前にもこういうのは見たことはありません。それから、その下の23ページも同じですよ。こういうことについては、各課どのように、また村長も、副村長も、このアレを十分検討し、額も、当然どういうところに何をつけるのかということで検討されてこれは出ているものだと私は理解している訳ですよ。その分をお聞かせ願います。それから、さっき言った細かいのを膨大な数だと、当然そういうことは申し上げておりません。大まか、大きい金額だけでもですね、例えばこの皆既日食関係で、小宝島の大岩屋ですか、それから悪石島の展望台整備となっていますから、整備とい

うことは今現在あるものを整備するというふうに私は解釈します。今あるのは、どこにあるのかと。本来ですと、その地図、図面等々ね、現時点はこうだからこうしますというようなことが、やはり出て来て、これくらいかかりますよという見積もりをしている訳ですよ。そういったものを欲しいということを言っているんです。どこかにエアコンをつけたから、そういうのを出せと私は申し上げておりません。我々にわかるようにしてもらいたいということです。それから、もう1点は、これもさっきページを言いましたから分かりますでしょう。読めば、何でこういうことが起きるのか。だから、おっしゃっていましたが、職員がもう少しちゃんとしていればこんなことは起きないんじゃないの。さっき、何かにたたき込んでいるからどうこうという話になっていますけれどもね、それでいいんですかということですよ。職員が少ない、大変だということは充分わかります。しかし、私達も旅費、日当をもらってここに座って議論するという中では、ちゃんときちっとしたものを出してもらいたいというふうに思います。その点、村長並び、以下そこにおられる方、どうしてこうだったのか、また、今後どうするのかということをお答え願いたい。それから20年度の山海留学の助成金。4月から始まって、私の知っている限りでは宝島のことだけしか分かりませんが、4月から1人留学生が入っております。その以前から、誠に私の勉強不足で申し訳ないんですけども、2人は前から居たというふうに聞いております。この支給、2ヶ月に1回の支払いになっていると聞いております。4月、5月分がいつ払われたのか。5月、6月分はいつ払ったのか、分かっていたら教えて下さい。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

予算の方のこの説明欄、並びに予算書の作成につきましては、私共の方の総務課の財務係を中心にした形で整理しておりますので、詳細につきましては村長の方までは目を通しません。ここで予算が大きなものについては村長が一応確認をしますが、この字句等につきましては私共の管理の中で一応やっております。従いまして、先程申し上げました通り、予算書を作りあげるシステム上の中で、こういうような字が表示されなかったり、あるいは表示漏れがあったりすること等は、確かに担当課の方からの要求する際にも確かに誤字等も出てきます。その際には、私共で先程申した形で財務担当を中心に確認した上での、今回議会に出すという形をとる訳ですけども、漏れがあった事等は、改めて再度注意を促したいと思います。それから予算書の方の大きなもの等の詳細な図面等の表示まで出せということ等の指示があれば、私共の方も各課に指示をとりまして議会までには出すという方法を今後は考えます。ただ、今までそういう形がなかったという事等で、今日までなったということもあるかと思いますが、そういう要求があれば今後は検討してみたいと思います。それから、先程申しました形でもありました通り、各課の方の責任というより、私共総務課の方の管理の中でやっているということ等で理解して頂きたいと思います。

○議長（日高通君）

教育委員会総務課長、久保源一郎君。

○教育委員会総務課長（久保源一郎君）

山海留学の助成金の支給につきましては、保護者、里親さんの方には2ヶ月に1回、4月、5月を6月と。それから6月、7月を8月という形で、翌月に2ヶ月分まとめて支払うということであり。私の記憶の方では、本年度当初の4月、5月分につきましては、6月等の支給が間に合わず、7月の確か初旬の方で判取等で送っております。それから6月、7月については8月末から9月頭にかけて支給をしております。それと8月、9月分がそろそろ出て来ますので、また今から10月中にはこの分につきましては支払う予定にしております。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

総務課長の説明ですと、財務担当が作っていると。余りにも多い、余りにも多いですよ。1、2点ではない、ずっと見て本当下さい、ずっと見て下さい。1つや2つだったら、これはこうだということでも理解出来る人が、人材が少ないということですね。せっかくこうやって説明をしている

のにも関わらず説明になっていないというのが現状だと思いますので、充分ですね。今後は。それと、その出せと言えは出すという事ではなくて、昨日も資料提供するという事で、いちいち中断してそういうのを出せということではなくて、少なくとも大きい金額のものについては、こういうふうに変わります、こういうふうに整備しますというのは、出してもらっても良いんじゃないですかね。村長、どうですかね。ちょっとやそつとの金じゃないですよ、これ。勿論100円だから良いと言っている訳ではありません。そういった意味で、やはり出来るだけこういうふうには整備するんだということを説明、また今の2点については説明を求めます。この悪石島の展望台と、小宝島の大岩屋のですね。それから、その久保課長、日にちも分からないんですよ。いつ支払ったのか。それは自分は直接やっているのかいないのか、私わかりませんけども。何故そんなに遅いのか、何故遅いのか。4月、5月の6月に払うんだって今おっしゃいました。7月12日、受け取ったのが。まあご存知の通り、高齢の方、70歳以上の方も、地域のため、村のため、学校のためと思ってやっているんですよ。本来なら毎月、毎月ね、支払って、それはもう事務的な事が色々大変だろうし、逆に言えば、それを振込にするということも出来ないのか、出来るのか、分かりませんけれどもね、その辺も含めて、教育長の考えも聞かせて下さい。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

確かに、予算書上の中でミスがあることは私も認めます。今後につきましては、極力そういうことがないように一応、指導の方は徹底していきたいと思います。それから、2点目の方の資料要求の関係なんですけれども、過去の議会の中でも、いついつまでに議長の方から資料を出してくれという通達が村長に来ております。そういう形で、もし今、議員が言われるような形で資料要求を求めるものであれば、事前に私共の方に連絡を頂ければ、私共の方は期日までには出すということ等は、過去にもやって来ております。確かに、事務量はその関係で、事務量は確かに職員の負担は出てきます。ただし、議会からそういう要望があった場合には当然それに応えるというのが、私共の職員の使命でございますので、もしそういうことがあれば、要求は前もってして頂ければ揃えるというところは変わりないと思います。

○議長（日高通君）

教育長、齊脇司君。

○教育長（齊脇司君）

お答え致します。4月、5月分を7月の12日だとおっしゃったようですが、確かに遅いと思います。善処したいと思います。

○5番（平田傳義君）

振込等は考えられないんですか、検討するんですか、出来ないんですか。

○議長（日高通君）

教育委員会総務課長、久保源一郎君。

○教育委員会総務課長（久保源一郎君）

この山海留学の助成金につきましては、会計上は一般会計の方に持っておりますが、これを一旦県の補助金の特定離島の関係もありまして、一旦ですね、伝票をまわしまして、その全体のお金が山海留学父母の会という別の口座の方に振込むような形になっております。それで、事務局自体が、父母の会自体が、いわば委託者となってですね、村からの委託者という形になって、その口座から再度現金を引き出して、現在、各里親の方に判取で送っているということになります。今、農協の方に口座を持っております。そこ辺でこちらの方から直接的に、その各里親の方の口座なり、そういったもの等に振込ということは、ちょっと事務的な部分、銀行とちょっと相談しなければいけないと思うんですが、それから振込の手数料とか、そういったもの等が若干関わってくるかなと思っておりますが、その分はちょっと出来ないかどうか、もし出来るとすれば、どちらの方にも今まで通り出来るのであれば、早めの部分でやりたいと、これはあくまでも里親さんとの契約の部分で、申請の部分が出て来ますので、毎月2ヶ月分の請求という形で、里親さんの方から請求書も出してもらいますし、その収集の時期、それから通知の時期、そういったもの等で、若干のズレが生じ

る時もございます。あくまでもまとまった形で伝票を起こし、それから伝票で支払うという形になるかと思います。ちょっと事務のそういった迅速化につきましては、今後検討して行きたいと思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先程、20ページの悪石島御岳線の展望台、それから、賃金の小宝島大岩屋整備のこの資料を提出ということで宜しいでしょうか。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

だから、資料があるんだったらね、請求しなくても。あの、総務課長、自治法にはそういうものを付けることになっていますよね。それは、まあ金額がいくらからかになっているか私はわかりませんが、100円から付けるのか。一応、説明を付けなさいと。地図も図面も付けなさいとなっているんですよ。なっているんですよ、これ。だから、言われてからつける、すべからずそうすけれども、最初から出していけば、悪石島にこういうのが出来るんだな、こういうふうになるんだなということがすぐ分かるんですよ、いちいち言わなくても。それが、なっていませんか。なっているんですよ。そういうふうにして、提出する義務があると書いてあるんですよ。義務が。だから、出せと言われてから出すんじゃないくて、出すのが義務、執行部の義務。それで、今言うものについて、大きなもの等については、もしあるのなら、出してください。どういう具合になるのかですね。そこだけでなく、さっき言ったものがありますけど。勿論、何と言いますか、合併浄化槽だから、穴掘ってこうこうということだろうから、それはそれなりのものがないと駄目でしょうけども、こういう出せるものは出してもらいたい。そういうことです。それから、教育委員会の方は、善処しますと、どう善処するかというのは全く分からない。4月、5月のものを6月に出しますと課長が言っているのに、そうなったからこれから善処しますと。じゃあ、6月に払っているのか。4月、5月分を6月に払っているのか。7、8月分を9月に払っているのか。ここをきちっと回答願いたい。座談会が確か7月14日が決まりだったと思います。何か島が終わって、そして2回とも台風に遭われたんじゃないかと思います。まあ、そういう中で、宝島は21日の予定でした。これも延期になって結局は26日になったと。そういう中で皆様来られて、非常に大変な中で、短時間で、宝島も午後からという予定が、朝の8時半から、船が来るまで、ちょうど私もその船に乗って、それに間に合うということで乗っていたんですが、そういう台風接近ということで慌てて座談会を、昨日村長は丁重に説明してきたというような報告でありました。それは、本当にご苦労さんではありましたが、やはりもうちょっと時間が足りない。説明はしたんでしょうけど、やはりまだまだね。勿論、一つ一つこうせいあせいというのではなくて、やはり住民との交流が足りないと。私はなんと言うか。たまたま、言うまでも無く、村長、議会の改選があったということで、昨年辺りは、なんか5月に行われたということでした。まあ来年はそういうことはないかというふうに思いますけれども、早めに計画をして、出来るだけ長い時間住民と交流を持って、本当に、座談会は年に1回ですのでね、住民島のアレを充分いろいろ聞いて、苦情もあるでしょうし、いろいろ聞いていただきたい。そういう中で齊脇校長先生は、その中に来られていない。言うまでも無く私の方にも来ましたが、まあ当時、当日ですか。ゴルフしたと、教育長杯ですか。これは私もどうかなと、この目的そのものは僕は良いと思うんですよ。しかし、改選があり、それも前から分かっている訳ですよ。昨年、再任されたと思いますけれどもね。確か2回目ですかね、少なくとも座談会等々、台風も予測出来る訳ですから、年に1回しかない村のせつかくの座談会に来られないというのは非常に残念で仕様がないます。議長、それから、先程の資料関係、それは出来るだけ今あるもので結構ですので、お出し頂ければ有り難いと思います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

議員が言われます自治法上の中で、資料提出のこと等は、それは正しいと思います。そこに記載されている訳でしょうからですね。確かに職員の負担というのは、かなりの負担なんです。その自治法通りに、あるいは、そういう形で進めた場合に、うちに一般事務をやっている職員が25名、本庁勤務で職務をしておりますが、その職員も、かなりの兼務の中で業務をし、夜遅くまで職務をしている状況の中で、その通りに事務を進めるのがそれはベストなんでしょうけど、それは現実的に出来ない状況にあります。ただ、先程私が申上げました通り、議会の方が事前にこういう資料を準備して、いつまでに出せと、いう指示があれば、それについては前もって私共の方が指示を通りますので、そうやっているということで理解して頂きたいと思います。それから座談会の問題ですけども、座談会につきましては、村長も行政報告の中で説明したかと思うんですが、基本的には各島に一泊づつしようということで動いたんです。ところが、議員が言われます、宝島につきましては、台風の状況の中で一泊出来なかったと、いう事等で、他の6か島につきましては全て一泊して住民との時間も作って、一応行政の方も進み方も、考え方も進めたということには変わりないです。当初は私共の方も、宝島でもそういう考え方で進めておった訳なんですけれども、後の方のスケジュールが取れないということがわかった段階で、急遽、自治会の会長さんに相談申し上げて、そしたら自治会の方で協議の結果、午前中でやりますということがあった関係で、急遽そういうふうに変えたということ等になっておりますので、そこはまた理解の方をお願いしたいと思います。

○議長（用澤満男君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

座談会のことですけども、これはやはり理解をして頂かないと、なんか我々が故意になんか台風が来るから逃げるんだというような、誤解をしてもらってはちょっと困ると。私達も、やはりこちらでの仕事の関係もありますし、特に座談会については、議員がご指摘の通り、住民との時間を取ることはやぶさかでない訳で、私は計画をする時に各島1泊づつしなさいと、半分やって、半日で帰ると、そういうことはやはりやってはいけないと。泊まるところと、泊まらないところの区別をしないようにしなさいと、そういう指導もして来ておりまして、たまたま今回の座談会では台風が北上する可能性があり、こういうことで、そこに何日滞在することになるか分かりません。そういうようなこともあって、急遽対策も練ってやった経緯がありますので、そこら辺は誤解しないで頂きたいと思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先程、賃金の悪石島の展望台の整備なんでございますけど、これは悪石島の御岳というところは、全然今、山になっているところで、ここに自治会の方から皆既日食等とか、観光客が来た時に眺めが良いから、自分達で整備をするからということで、賃金を出せば自分達で整備しますよということで、これは賃金で計上している訳であります。だから、図面とか地図とか、そういうものは全然ございません。それから、大岩屋の整備についても小宝島の方から賃金さえ出せば自分達で整備しますよということでありますので、賃金をここで計上している訳でございます。

○議長（日高通君）

教育長、齊脇司君。

○教育長（齊脇司君）

先程の山海留学生の4月、5月の費用は6月に払うのが7月12日であるというのは、これは確かに遅いですよね。ですから、これをなるべく、この十島の児童生徒が山海留学に来てくれる、それを里親の方々が一生懸命面倒を見てくださる。そのことについては、私達も非常に感謝していることでございますし、その誠意に報いるのが、やはり早め早めに出すべきものは出してやらなきゃいけないというのが、これは自明の理でありますし、それがまた誠意であらうと思っております。課長が申しましたけれども、かなり複雑な経緯を経て、この山海留学生の費用については、特定離島との兼ね合いもありまして、また第三者機関にそれを委ねて、その後発送する等の、非常に煩わしいやり方があるんだそうですけれども、いずれにしても金に直接私達が手を触れないという方法

でやっているために、そういう煩雑な方策を取らざるを得ないようですが、それにしても里親の方々にご迷惑をかけているのは、これは本当であろうと思っております。それ故に善処したいという意味で申したところでございます。それから、議員の方から、宝島の方へ顔を出さなかったのは遺憾の意を表されましたけれども、これは実際、記録を見てみますと、私は口之島、並びに中之島に行きまして、その後台風で帰って参りました。そして、その次の週に平島に県教委の学校訪問がございましたので、それで行って参りまして、帰ってきたら次、悪石島、小宝島、宝島という具合になっておったようです。うちの場合は、天候だとか、船の便等に村政座談会は、かなり左右される部分がある訳ですけれども、可能な限り私は今まで4年半全て顔を出した訳ですけれども、今回は県教委の訪問だとか、そういうものもあって途中で後半、出れなかった部分がありました。その辺はご理解頂きたいと思います。ゴルフ大会を開催したということでございましたけれども、私はゴルフをしたことはありませんので、名前だけ貸しておる訳ですが、しかし十島をば外に宣伝する意味もあって、優秀な方々が、十島に縁の所縁のある方が集まって、やられるこの会には夏休み期間中でもありますので一応、顔は出して挨拶の一つもしようと思っただけで、これがあるから宝島に行けなかったという訳ではございませんので、その辺ご理解頂きたいと思います。以上でございます。

○議長（日高通君）

これより昼食のために休憩を致します。

午後1時ちょうどにお集まり下さい。

休憩

○議長（日高通君）

休憩以前に引き続き会議を開きます。

質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

何点かありますので読み上げていきます。お願いします。まず、歳入の部分の、国庫支出金の部分で出ている、この住基台帳のシステム改修、裁判員制度に伴うものということだったんですが、この裁判員制度の候補者の決定が恐らく今年中なんだろうかな。村内において、十島村の場合は2名というのを先般マスコミの報道で知ったんですが、具体的にこの候補者になった方への通知及び、その後の候補者になった後、もしそういう裁判員としての決定があった場合の、そういった部分についての住民への説明等について、どのような形で行なっていこうと考えているのか、ということが1件、それから開発総合センターのエアコンの整備事業ということでなっているんですが、基本的には来年度の皆既日食に向けての整備事業だというのは理解しています。問題は、その後の有効活用の部分が、より大きな問題になってくるかと思っておりますので、その点について、具体的な活用方法について、何らかの考えをお持ちであれば、その点について説明を頂きたい。それから、諸収入の中の、急速凍結庫の修繕負担金ということで出ていますが、これがどこの施設のもので、こういったものに使われているものなのか、その点を説明頂きたい。それから、歳出の部分で、中之島コミセンの地質調査ということで予算計上がなされておりますが、これについて、今既存の中之島支所の施設を建設の際に、同様の地質調査が行われたことはないのか、もし行なわれているのであれば、そういったものがデータとして再活用は出来ないのか、あえて、ここで再度地質調査を行う必要があるその理由の説明をお願いします。それから、先程から出てます農業振興に関わる部分で、農業技術指導講師の報酬及び旅費ということで出ていますが、これを払う対象の方、具体的にどういった方が対象になっているのか、それから農林水産業費の平島製氷庫の修繕、これの受益者負担額が発生しているのであれば、その点を説明頂きたい。それと、「ななしま」の運航費の関係で、燃料輸送タンクの整備、これは既存のものと別個、新しく造るのかどうなのか、それと仮に造

るとして、ドラム缶での輸送の場合と、新たに造る場合との違いですね。例えば、あえて造らなければならない理由があると思うんですが、その点について説明頂きたい。それと、土木費の関係で、このガードレールについては、村政座談会の折に触れた部分だというふうに理解しているんですが、この東西線の舗装、補修。東西線というのが島の中にいても、どこなのかちょっとピンと来ないんで、その点を説明頂きたい。それから、切石港の泊地の維持浚渫工事、これは先程の説明の中では定期船の接岸の関係ということであつたんですが、諏訪之瀬島の住民の方から聞く話の中においては、漁船溜りについても同様の浚渫をして欲しいという事を、ここにも村の方に要望しているんだという話を聞いているんですが、その点について、この工事と同様に行うのか、行えないのか、どうなのか。それと、教育委員会の関係で、中之島運動公園のトイレの合併浄化施設、これの関係で、既存施設の改修であろうと考えるんですが、例えば取り付けるドア等が、今の作りではかなり台風等での被害があつての、今のあれだけ荒れている状態なんですが、新たに建物自体の補修等を考えているのか、どうなのか。以上について答弁をお願いします。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

1 点目の方の、裁判員制度の住民への周知の関係ですけれども、議員が言われますように、本村の方から2名の候補者を一応出します。これは、最終的には裁判所の方で決定しますので、本村の方はそこに携わることはないということになります。当然、周知の方も直接個人の方に行くということになりますので、村の方はそれ以上のことは出来ないということになります。それから、2点目の開発センターの、来年度皆既日食で集会する分が、観測者の宿泊施設という事になる訳で、これに伴うエアコン等の整備なんですけれども、現時点ではその後どうするかという活用方法は特に決めておりません。ただ、振興センターの方が来年度中之島の出張所、公民館、振興センターに入っている施設そのものが全て無くなりますので、考えられるものは、振興センターの宿泊部分が今後、開発センターでの宿泊というような形の施設運営になっていくのかなというのは考えています。もし、そうなった場合は、当然に今の開発センターにつきましては、宿泊施設という形での条例規定を設けておりませんので、条例の改正というもの等まで踏み込む形に入っていくんじゃないかと思います。それから、3点目の方の、振興センターの、新たなコミュニティセンター、中之島地区のコミュニティセンターの建設に伴う、この地質調査の関係なんですけれども、過去の今現在の施設の地質調査の資料は残っておりません。従いまして、今回1,500千円計上して、2ポイント、2か所の地質調査をしようということ等での予算措置を考えているところです。以上です。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

また、漏れがあったら、今聞いた範囲で一応ご説明申し上げます。急速冷凍の悪石島の負担金でございます。これは、15千円であります。それから、平島の製氷庫、これは11ページの農林水産業費の受益者負担金ということで52,500円、この232千円のうちに52,500円計上してあります。それから、「ななしま」の新規のタンクの件でございます。今、中之島に1つございまして、これはまた宝島に新たに計画する予定でございます。やはり、ドラムで買いますと、そのドラムをまた返したりとか、そういう手間があつたりとかして、ドラムで購入するよりも新たにタンクで買うのが安いものですから、今回タンクに計上しました。それから、東西線の、これは地滑りがあつた地域が、今、既に地滑りが止まっていますので、その村政座談会でもありました、バイクが通つたりしてよく凸凹があるもんだから事故を起こすということ、だいたい3ヶ所くらいだったかと思います。そこを改良いたします。それから、切石港の先程の船溜りの件でございます。これは、今既に、この前ちょうど良い機会がございまして船溜りの方は取り除いてあります。以上です。

○議長（日高通君）

教育委員会総務課長、久保源一郎君。

○教育委員会総務課長（久保源一郎君）

中之島運動公園の合併浄化槽の設置の件ですが、現時点では、うちの方では一応今回の補正にしましては、浄化槽のトイレ部分の改修ということを考えております。今回につきましては、6箇所程浄化槽の設置を村全体で考えておりますので、設計をいれます。その設計の段階でそれ等は予算の範囲内、そういったもの等で、一部補修で済むのであれば対応は出来るんじゃないかと、一応設計の方で見積もりを上げてから、内容の部分は検討してみたいと思っております。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

それから、もう一つ、先程農業指導の旅費の件でございますが、これを忘れていました。これは、一応今、前おられました濱田先生がまた元気になられましたので先生の旅費と、それから NPO の方も若干この中で予算を計上してあります。

○議長（日高通君）

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

6 月定例議会の最中でしたか、口之島の土砂災害が発生して、その後 13 号台風等でもかなり雨が降った訳ですが、今現状はどのようになっているのかというのが 1 点。台風 13 号時の集中豪雨というんですか、雨が強く降った時点での防災無線等を使っての対応の仕方は、特にこの口之島の土砂災害等については、どのような情報提供辺りをしたのかというのが、その点を伺いたい。また、この防災無線につきましては、他の十島全体の中で、聞こえたり聞こえなかったりすると、そういうような情報も総務課辺りは受けていると思うんですが、こういう台風災害時等の、しかもまた土砂崩れが起きている危険地域もあるという中に、本当に聞こえたり聞こえなかったりするのか、その原因は何なのかというのを、特に今の時期は必要だろうと、その防災無線の必要性を住民としては感じていると。その中でどのような今、対応をされているのかというのを 1 点伺います。それから、18 ページのこの給水施設費、簡易水道特別会計への繰出金、悪石島の水源地の改良工事とか、諸々が載っているんですが、皆既日食等の対応として、水が足りないということも各島それぞれ言われている訳ですが、それに伴ってその対応策として、水の問題、トイレの問題も含めて予算適用してる流れの中、この悪石島のこの給水施設の工事関係は、本来以前から簡易水道特別会計の中で計画をされていた事業なのかと、皆既日食のそういう水不足のための緊急的なことなのかという点を 1 点伺います。後は、先程 5 番議員からも質問がありましたが、温泉施設への原油高騰に対する燃料助成の分の費用に関しては、4 月から遡って出すということで理解してよろしいかどうか、その点を伺いたい。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

この 6 月の 18 日だったでしょうか、口之島で地滑りが起きた訳なんですけれども、その後 4 家族の方が一時的に避難し、最終的には避難解除を 7 月いっぱい解除した訳なんですけれども、その後については幸いにしまして台風とか、大雨等での一時避難が続くということはない状態です。当然に、あそこにつきましては災害が起きた当時、鹿児島大学の地質学の専門の先生にも現地まで同行してもらって、その後の対策と致しまして、近くの地盤変化の基準というもの等を一応設けたと。それにつきましては、1 時間辺りの地盤の収縮が 4 mm 以上起きた場合、それから 1 時間辺り 2 mm 以上の変動が 2 時間以上継続した場合、そして連続雨量としまして 70 mm を超えた場合、それから時間雨量としまして 20 mm を超えた場合という形でのその基準を設けまして、その関係者の方、更には自治会長、そして地元の議員さんを交えて協議し、職員が説明して今日までになっている訳なんですけれども、先程申したような形で、その後の被害がなかったということ等で安心している状況であります。防災無線での呼び掛けにつきましては、事前に地元の方の出張員の方に、その現状の先程申しましたその基準等をどうなのかということで一応確認してもらった上で、その島内には周知させているということ等であります。確か、記憶ですけれども数回は警報の可能性があるということ等で防災行政無線で一応島民並びに関係者の方には周知を図った記憶があります。そ



れから防災行政無線の不具合の関係なんですけれども、これも再三これまでも議員、並びに地元の方からも苦情がきておりますけれども、なかなかこれと言った改善策が見い出せないというのが実態です。簡易な屋内の戸別受信機につきましては、一応出張所の方で出張員の方で一時的な補修が出来るようなものであれば、そういうふうにさせるとか、あるいは予備機が数台それぞれの島にありますので、それを換えるとかいうようなこと等はっておりますが、具体的にこうだということでは、なかなか今日まで解決は見い出していないというような状態です。ただ、いずれに致しましても、この防災行政無線を実施しました施行業者の方とは、年間の委託ということ等での、保守点検の委託という事を契約で締結しておりますので、毎年1回ないし、そういう不具合が出た時には現地まで行くということ等は、一応基本的に考えているところでございます。以上です。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

総務課長の方から、地滑りに対しましては説明がありました。補足させていただきます。そして災害関連事業の地滑り事業というのは県営事業でございます。これで、もう今採択されて、工事着手が3月頃ではないかという連絡も頂いております。それから、先程の悪石島の件でございます。これは、水源地の改良工事でございます。これは、本年度の国庫補助事業は水源地から入水層までは行かないんですけれども、水源地からの導水管工事を行う予定でありますので国庫補助とは全然別で、皆既日食等の関連事業でございます。水源地までがどうしても温泉の今のある湯泊の温泉施設まで1時間くらい歩いてかかるものですから、しょっちゅうそんなに監視にいくことが出来ないために、水源地の源水地をいくらかでも整備して少ない水を取り込もうという計画でございます。それから、先程の温泉施設でございます。これは4月から遡って考えております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

口之島の土砂災害につきましては、状況はよく理解出来ました。ただ、この防災無線につきましては、現状というか私の家の現状を申しますと、2機つけております。民宿の方と自宅の方と。そうすると、民宿の方が何か聞こえているなということで、うちの方は自分の方が聞こえないんですね。わざわざ民宿の方に行って聞くんですね。かと言って、その何日かしてからでは聞こえるんです。ところが、一般住民の場合、1軒に1個しかありませんので全く聞こえないということもある訳です。いくら行政サービスでこちらから放送を流しても、「いや知らないよ」という形になるんじゃないかならうかと。それで、総務課長の話だと、定期点検が1年に1ぺんと。後、原因がわからなくてこずっているというふうに聞こえるんですけれども、もう少し、出張員でも良い、聞こえない箇所、そこら辺はもうチェックをして、それが、もし10分の1でも対象者があれば何らかの対応をすべきことなんだろうと思うんですね。過去においては、防災無線が設置される前は有線放送で放送し、2回も3回もその状況によっては放送し直していた。ここでは、今現在では一方通行ですから、そこら辺も含めて再度確認をして何らかの対応を図って頂きたいと思います。それと、アナログ放送から地デジの放送に変わるといことで、村の住民も非常にその現在のアナログ放送の映りが悪いとかいことで地デジになったらどうなんだ、と色んな不安を抱いている中に、その国辺りがどれだけ補助してくれるのか、NHKがどうしてくれるのか、そこら辺が不安がいっぱいの中、ここ最近NHKの方から電波の状況の調査があったように思うんですけれども、そこら辺は村辺りには報告はされたのかどうなのか、報告されたのであれば、電波の状態はどのように捉えて、また村が余計な出費をせないかんというようなことが考えられているのかどうか、その点もあれば伺いたいと思います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

この防災行政無線の不具合につきましては、なかなか解決策が見い出せないというような、先程説明したような形で、私共も非常に悩んでいるところですが、一応再度出張員の方にも島の状況が

どうなのかということ等で、戸別に確認をさせる措置をとってみたいと思います。どういう形でとれるのかというのは、なかなかどう出来るということ等は言えないかもしれませんが、ただ一つ言えるのは、その業者に言わせると本村の防災行政無線はアナログだということ等で、そのデジタルと比べると制度的に落ちるんだということ等を聞く訳です。私共も2億数千万の多額のお金を入れた中で、早々にそれを切り替えるということは現実的に出来ない状況にあるものですから、可能な限りこの今のシステムを使いこなすこと等で進める訳ですが、なかなか、その今いち解決策が見出せなくて申し訳ないということで重々感じているところです。それから、2点目の方の地上デジタル放送の受信点調査でございますけれども、一応NHKの方から本村の方に受信点の調査をしますから、どういうところを希望しますかということ等で調査がありまして、一応本村の方から4か所、平島、諏訪之瀬島、悪石島、小宝島の4か所、一応調査して欲しいということ等で、その調査結果につきましては、今月の9月いっぱいで一応調査報告が来るという事になります。ただ、その調査につきましては簡易な調査でありますので、本村は今回特定離島事業で一応、受信点の調査ということで改めてNHKが調査をしたもの等を、更にどういうふうなシステムまで入った形での整備が必要なのかということ等を、特定離島事業の中で整備するという事等で進んでいるところです。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

住宅の関連ですけれども、村営住宅のですね。住宅費ですね。村営住宅も年々消耗品であると（聞き取り不能）雨戸のレールがさび等で動かなくなったり等、色んな支障が起きております。まあ、入居者が住民課担当にお願いはしているんだけど、なかなか問題等があって来ていないということで、私も実際に見に行きまして参りました。簡単な原因であるんです。軒天井の1枚が、ただ台風で外れて、それが来ていないと、もう1つが雨戸のレールの隙間があるんですよ、そういうのがさびて雨戸が動かないと、簡単な修繕で出来ます。今後、各島におきましてもそういう事例があると思います。ですから、内容等を、早急に点検を致しまして対応を図ってもらいたいと思います。それで、また入居者が退去する際の点検をもう少し、厳格に行き、入居者の負担金とか、そういうものも規定をしっかりと一線を設けて維持管理を図ってもらいたいと思います。住民課の方でよろしくをお願いします。

○議長（日高通君）

住民課、肥後勇喜君。

○住民課（肥後勇喜君）

今、日高議員から指摘がございましたように、村営住宅の補修の件ですけれども、今おっしゃられたのは今回の補正であげている分に該当するものだと思います。まず、軒下の分ですけれども、先日調査を致しまして、今回の分で補修を行うように計上をさせて頂いております。雨戸の取り換えに係るレールの件ですけれども、今回そのような話を伺いまして、実際に今回の分についてはレールを使わないような工法を使って対応をする予定で検討しております。また、入居者が退去する時の点検についてですけれども、現在出張員さん等を通じまして退去時の検査をしておりますが、議員のおっしゃられるように、一部分については退去時の点検が不十分だったとかいいうところがございますので、これについては今後きちんとした形で退去をするような形で周知を図っていきたいと思います。以上です。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

ちょっと、防災の関係になると思うんですが、中之島における海岸線の防潮扉がありますよね、あれの関係で、今回の13号台風の折に西区、東区それぞれ防潮扉を閉じたんですが、かなりさびからの影響なのか非常に硬くなっているんですよ。消防団員の私と、もう1人若いのと2人で、やっと回す状態です。基本的に防災関係ですから誰でもがそういう形で、すぐに開け閉めが出来るよ

うな状態でなければ、いざという時の緊急時に対応が出来ないと思うんです。その部分について、今回全くこの補正上では触れ、まあ、今回、今話をしていますからなんですけど、その点についてもまた今後、修理、そういったことを検討して頂きたいと思います。それと、例えば、特定離島の関係で、今回これには直接は出てないんですが、列島マラソンの関係で、この10月、11月に列島マラソン、それからこの防災の離島火山防災訓練ですね。これらが衆議院の選挙の関係と大きく色々影響が出てくるんじゃないかと思うんですが、そこら辺について現時点でどのような対応を考えているのか、その2点について伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

防災扉の件で、今初めて知ったことでありまして、防災扉があるところは中之島だけですかね。もしもの有事の際にというか天災の際には是非使わなくてはいけないものですから、折があった時はまた点検します。故障で動かない時はそれなりに対応しますけれども、また色々消防団なり、そういうので半年、3ヶ月に1辺ぐらいやはり島の方でもやはり稼動が可能なのかというのを点検する、それが行政でやるのか、消防団員の方でやるのか、そういう取り決めはございませんけど、やはりそういうのも若干必要ではないかとは思っております。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

10月の21日から3日にかけての防災点検の関係なんですけれども、今のところ衆議院議員選挙が10月の26日、あるいは11月の2日ということであれば一応10月の21日からの3日間の日程では出来ないということになります。これが9日となった場合には、21日からの3日間の行程では出来ると、というようなスケジュールとなるかと思えます。仮に、この10月の20日から23日の間で出来なかったとなった場合には11月の18日から一応絞ろうということ等で、県の関係機関等は一応進めております。この関係につきましては、諏訪之瀬島、中之島、平島、悪石島のそれぞれの自治会の方には、今週の末日、今日の便ですか、今日の便で公文で一応出そうと進めております。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先程の防災扉の件でございます。これが県の方の施設であるのか、村の方の施設であるのか、それはまだ確認してから、そういう修繕等が必要な時は詰めていきます。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

列島マラソンの件については、まだ今、総務課長からありました通り、3日であっても出来るんじゃないかと思っていますけれども、細部な検討は致しておりません。

○議長（日高通君）

これより休憩を致します。

協議会に移します。

協議会  
休憩

○議長（日高通君）

それでは、本会議に戻します。

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第6、議案第52号、平成20年度十島村一般会計補正予算第2号についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第6、議案第52号、平成20年度十島村一般会計補正予算第2号についての件は原案の通り可決することに決定致しました。

○議長（日高通君）

これより、5分間休憩を致します。

2時5分にお集まり下さい。

休憩

○議長（日高通君）

休憩以前に引き続き会議を開きます。

△日程第7 議案第53号 平成20年度十島村国民健康保険特別会計補正予算第2号についての件

○議長（日高通君）

日程第7、議案第53号、平成20年度十島村国民健康保険特別会計補正予算第2号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

本案につきましては、十島村国民健康保険特別会計補正予算第2号でございます。2ページに予算の総額を示してございます。歳入歳出それぞれ3,884千円を追加しまして、歳入歳出予算の総額は91,232千円ということでお願いをしております。予算の説明につきましては、7ページの歳入から申し上げますが、まず国民健康保険税につきましては、7月の本賦課の確定の後、後期高齢者支援金との組替え、制度改正、及び所得更正等による賦課更正に伴いまして、1,943千円を減額しております。内訳と致しましては、一般被保険者で、本算定、及び後期高齢者支援金への組替えにより225千円を減額、それから後期高齢者の支援金で、本算定、及び一般被保険者分からの組替えによりまして2,998千円の増額、それから退職者の被保険者につきましては、制度改正がございまして被保険者が60歳から65歳となり、被保険者数が減少したために4,8

65千円の減額になっております。それから、療養給付費負担金でございますが、8,417千円を増額しております。内訳は、国保療養給付費として5,077千円を増額し、後期高齢者支援金として3,340千円を増額しております。当初申請に基づく療養給付費等の負担金交付決定分となっております。また、医療費に比例するものでありまして、医療費が増額すれば交付額も増額ということになります。療養給付費等の交付金については650千円を減額しておりますが、当初申請に基づく療養給付費と交付決定分となっております。また、退職者の医療費に比例するものでありまして、医療費が減額すれば交付額も減額となる訳です。前期高齢者交付金につきましては、258千円の減額をしております。当初申請に基づく前期高齢者交付決定分でございます。また、65歳から74歳の前期高齢者の医療費に比例するものでありまして、先程の話と同じで、医療費が減額すれば交付額も減額となります。それから、普通調整交付金でございますが、これは8ページになります。普通調整交付金につきましては、2,565千円を増額しております。これは、医療費の他、保険税額や被保険者数等の本係数に掛けて算出するもので、増額については概算払い請求の交付決定通知を受けての増額となります。それから、その次の特別調整交付金につきましては、4,500千円の減額をしております。これにつきましては、国民健康保険税の収納率が3年連続収納率100%であれば交付される交付金ですが、19年度は1件未納が発生しておりまして減額となっております。従って、4,500千円の減額をしたと、こういうことになります。それから、出産育児一時金等繰入金につきましては、一般会計繰入金としまして233千円計上をしております。それから、延滞金については一般被保険者分の延滞金9千円増額しております。預金利子につきましては、預金利子11千円増額ということになっております。それから、次に歳出であります、9ページです。総務費につきましては、限度額の適応・標準負担額認定証並びに、各種通知書等の購入のために46千円増額をしております。それから、保険給付費につきましては、一般被保険者の療養給付費として5,481千円増額しております。これにつきましては、一般被保険者の医療費に係るもので7月の診療分までの支払いを見ておりまして、入院患者等に伴う医療費の増がございます。今後の見込みも含めて増額としております。それから、保険給付費につきましては、退職被保険者療養給付費として3,000千円減額しておりますが、退職者の医療費に伴うものでありまして、退職者医療制度改正に伴う被保険者数が減少のため、併せて療養費も減額をしたところがあります。保険給付費につきましては、一般被保険者療養給付費として22千円減額しております。一般被保険者医療の高額療養費に伴うものでありまして、7月分の支払いまでを見て減額をしております。保険給付費につきましては、該当者1名で出産育児一時金として350千円を計上しております。それから、諸支出金につきましては、1,007千円増額しております。還付金と致しまして一般被保険者保険税として22千円の増額、退職被保険者保険税として223千円をそれぞれ増額をしております。これは所得更正に伴う還付金であります。また、退職被保険者等の償還金として784千円増額しております。これについては、平成19年度退職者医療の実績に伴う精算分で、超過交付額の償還金として増額したものでございます。説明を終わります。

#### ○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

#### ○6番（用澤満男君）

歳入の部分での件について1点伺います。本村の国保特別会計そのものが対象者が被保険者と申しますか数が少ない、しかも低所得であり、その中での国保特別会計をまかなって大変な苦しい状況の中でこの8ページの特別調整交付金、この奨励金辺りが収納率100%だと高額な4,500千円ですか、こういうものが入ってくるというのが過去において、ここ近年1人、2人と数は少ないんですが、国保会計にかなりのダメージを与えていると、この中で議会等でも過去において厳しく指摘をされ、そして徴収の仕方もあるのかなというような形で再三呼び掛け、担当の努力もされて来たにもかかわらず、こういうものがここに出てくるというのは、有り余った財政状況の中であれば、さほど痛みは感じないんですが、国保会計の我々が払っている税額の総額の、いわば過半数に達するような額ですよ。こういうのがあってはいけないという思いがするんですが、この中身

について、説明では19年度1件ということなのですが、この滞納の額、そしてまた、これは決算審査でも改めてまた審議しないといけないと思うんですが、額、滞納額がいくらであって、これだけのマイナスを出さなければいけないということになったのか、その点について1件伺います。

○議長（日高通君）

住民課、隈元仁志君。

○住民課（隈元仁志君）

この滞納については、1件で42千円の未納額がありました。現在は、20年度に入ってからですが収入は入っておりますので19年度の滞納は無くなっております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

勿論、収納率100%というのは出納閉鎖期間内、期限内に納めることが出来ないからこういうものが発生するんですね。後から払ったからと言って、本来この特別調整交付金、奨励金の中にはもう対象にならないということです。そこら辺が一日違いでもこういうものが出てくるんですね。それだけに、納税者にも、もっと知ってもらってね、たかが42千円と言ったら、一般家庭に対してはまとめて払いなさいというのは厳しいかも知れません。そこら辺を含めて、前もって分割でも良いということで徴収出来れば良いんでしょうけど、地元に住ない場合もあるんですね、その大変だというのは。そこら辺の捉え方を、今後非常にもっともっと研究して行く必要があるのかなと、国保税、特別国保会計の税収の額からしたら、かなり大きいウェートを占めていますから、それだけに絶対にさせてはいかんという思いがします。その点も今後努力していく必要があるなと思います。また、これはまた決算審査の中でまた審議しますので、これで終わります。

○議長（日高通君）

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第7、議案第53号、平成20年度十島村国民健康保険特別会計補正予算第2号についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第7、議案第53号、平成20年度十島村国民健康保険特別会計補正予算第2号についての件は原案の通り可決することに決定致しました。

## △日程第8 議案第54号 平成20年度十島村老人保健医療特別会計補正予算第2号についての件

○議長（日高通君）

日程第8、議案第54号、平成20年度十島村老人保健医療特別会計補正予算第2号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 54 号についてご説明申し上げます。本案については、平成 20 年度十島村老人保健医療特別会計補正予算第 2 号でございます。2 ページの予算の総額についてうたっておりますが、本案につきましては、歳入歳出予算の組替えのために歳入歳出の総額に増減がないということで、ここで示してございます。従いまして、歳入の関係はございませんが、5 ページの歳出で予算の補正について総務費と医療費諸費の予算の組替えをやっております。総務費につきましては、事務事業委託料として 405 千円を増額しております。老人保健制度につきましては、平成 20 年 3 月で廃止となっておりますけれども、月遅れで過誤調整等の医療費の請求があること等を見込んで増額しております。医療諸費につきましては、老人保健制度の平成 20 年 3 月で廃止となっておりますために、前年度分の医療費についても支出が済んでおるものの、残るものは過誤調整等の月遅れ分の請求になります。従いまして、予算につきましては 2,400 千円程度の見込みを立てておりまして 405 千円減額したということにしております。説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第 8、議案第 54 号、平成 20 年度十島村老人保健医療特別会計補正予算 2 号についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第 8、議案第 54 号、平成 20 年度十島村老人保健医療特別会計補正予算第 2 号についての件は原案の通り可決することに決定致しました。

△日程第 9 議案第 55 号 平成 20 年度十島村船舶交通特別会計補正予算第 3 号についての件

○議長（日高通君）

日程第 9、議案第 55 号、平成 20 年度十島村船舶交通特別会計補正予算第 3 号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 55 号についてご説明を申し上げます。本案につきましては、平成 20 年度十島村船舶交通特別会計補正予算第 3 号でございます。まず、歳入歳出の総額についてですけれども、2 ページに示してございますように歳入歳出それぞれ 82,639 千円を追加致しまして歳入歳出予算の総額

を、それぞれ1,068,616千円ということをお願いしてございます。それでは、事項別明細の7ページから説明を申し上げます。まず、7ページの歳入についてでございますが、国庫支出金で82,730千円を増額計上しております。これにつきましては、第3号補正予算に移る財源調整ということでご理解を頂きたいと思っております。それから、県支出金で91千円を減額計上してございます。これにつきましては平成19年度船舶特別会計の県の監査が実施された際に、船費及び店費の電話代の3月分の請求日が平成20年4月になっていたために、平成19年度補助対象期間外と認定されたことによりまして減額したものであります。この額につきましては次年度の補助対象経費となります。次に、8ページをお開き頂きたいと思っておりますが、歳出であります。運航費用で、80,634千円を増額計上しております。この主なものにつきましては、燃料潤滑油の現計予算に不足を生じる関係から、79,499千円を増額計上してございます。ご承知の通り原油価格が高騰しておりまして、前年度と本年度の4月から9月購入の単価を比較しますと、平均で50%を超えております。運航経費増加の要因となっております。それから、船舶修繕費の修繕料で1,000千円を増額計上しておりますが、これは本年の4月から9月の間に修繕費用が増加しておりまして、現計予算に不足を生じたために増額計上するものでございます。4月から9月までの間で修繕した主なものにつきましては、ナンバー1のバウスラスター翼の修正工事で1,260千円、それから船尾ランプ、ドア、ブレーキ、ライニング取り換え工事等で325千円、それから船体付左舷タラップ修繕等で462千円、主機、消音機、出口、伸縮管の吊手修繕工事等で472千円等となっております。それから、次の営業費用で2,005千円を増額計上をしております。この主なものにつきましては、消費税で1,619千円増額計上をしております。平成19年度船舶交通特別会計の消費税確定申告に伴いまして平成20年度中に納付する消費税に不足を来すことから増額補正をしたものでございます。それから、乗降施設費の修繕料で206千円増額をしておりますが、これは本年4月から9月の間に修繕費用が増加し、現計予算に不足を来したことから増額計上をしたものであります。店費で180千円を増額をしておりますが、主なものにつきましては、鹿児島県公共交通案内総合システム負担金として120千円を計上しております。この公共交通総合案内システムにつきましては、鹿児島県内の公共交通機関の運航ルート発着時間等の情報パネルを鹿児島空港、あるいは鹿児島中央駅に設置するものでありまして、各公共交通機関の運航情報を携帯電話等からも取得されるシステムであります。また公共交通総合案内システムにつきましては、鹿児島県、鹿児島市、バス事業者、それから旅客船協会等、旅客船事業者14社、鉄道1社が参加しているものであります。以上で、船舶交通特別会計の補正予算第3号についての説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

この予算については特段ないんですが、1つだけお尋ねして帰りたいことがあります。今現在、船の当初の計画ですと、色々、名瀬便関係なんですけれども、当初金曜日の予定で計画されてあったものを、色んなことをここで議論した結果、月曜日という、我々もそういう主張で月曜日運航にされておりました。何年からかははっきりわからないんですけれども、奄美港の接岸関係で金曜日出ないと駄目だと、接岸が出来ないというのでしょうかね、そういう状況だというふうに聞くんですが、座談会でも要望があったのではないかと思います。住民としては月曜日にして欲しいと、勿論両方名瀬便をとということで、改めて色々お願いをしようというふうに思っていますが、状況としてどういう状況か、いつ頃、どのくらい経てば月曜日名瀬便という運航が出来る見込みがあるのかをお尋ねしておきます。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

定期船の名瀬の港の関係ですけれども、以前から他の旅客船と競合すると、こういうようなこと



で色々難問を抱えて来た訳ですけれども、色々名瀬での取り組み方の研究を進めてきた経緯がありますが、当初月曜日鹿児島出港の便で行くと、奄美に行ってから、この奄美の定期船との競合が非常に強いということで、金曜日便の出港にすれば若干、そういうものが無くなると。そういうようなこと辺りも結果として出て来まして、そういうような取り組みもしようじゃないかと、また以前は宝島辺りから名瀬に、病気の関係で行くから月曜日出港ということでありましたが、最近になって金曜日出港であれば、各島の先生方や、そういう人達が一晩泊まりで名瀬に行って名瀬見物も出来るとか、そういうような事等もありまして、特に名瀬との航路につきましては、採算が取れないということから週1便ということになっている訳で、そういう取り組み等も踏まえて金曜日出港にしている訳であります。そういうようなことで、最近随分緩和されてきていると聞いております。以前は旧港が埋め立てのために、あそこが使えないと、そういうことから即新しい新港岩壁に付けないというような事等もあって、我々の船の分を見てなかった状況があります。そういうようなことで、あれは何处ですかね、御殿浜の貨物船バース、そこも一時使ったらどうかという大島支庁からの提案もあって、それには我々もちょっと反発をした経緯がありますけれども、船がどうしても新港に接岸できなければ、そういうものも一つの対策としてやらなければいけないのかなということで色々やった結果、あそこはまだ旅客船を乗せる設備がされていないと、そういうことでそこはやはり駄目ですよということで、あくまでも新港の旅客船バースに付けなければいけない。そういうことで、あちこちとの連携を取りながらやっております、今は若干落ち着いてきております。全く移動しなくて良い時もあるようでありまして、これについては、まだまだこうした心配があるかもしれませんが、あちこちと連携をしながら、船が安全に接岸しておれるような対策をとっていきたいと思います。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

そうすると、港、接岸の問題だけではないと理解して良いと思いますが、確かに私共も海岸で見えますと、以前より色々な方がやはり名瀬便では甲板に出ておられて、ああ利用されているなどというように見受けております。そういった意味では、金曜日出港のせいなのかということも多少分かります。やはり一番、他の島、小宝島はちょっと分かりませんが、宝島辺りは、ちょっと昨日ですか、一般質問でもありました通り、お医者さんが来た時には何ともないんだけど、ちょっと気になるという場合に、どうしても、まあ歯であれ、病院がなかなか受入れてくれないと、開いていないということで、何とかならないのかと、まあ座談会でもそれがあつたと思いますが、そうしますと当面は変えられないというような考え方でよろしいでしょうか。当分は月曜日出港には変えられないというような考え方でよろしいですか。港の関係ではないということが1つ。だけれども、学校関係等々、土曜日、金曜日出港の方が尚、利用者が多いとか、利便性が高いとかいう方向なのか、それとも病院関係で名瀬を利用してということについては、まあ二の次かというふうに、こちらは受け取るべきか。

○議長（日高通君）

副村長、福満征一郎君。

○副村長（福満征一郎君）

今、おっしゃる通り子供さん達の病気の事とか、そういうこと等を考えまして、金曜日便に変えていくために奄美の病院に対するアンケート調査等もしまして、受入れ態勢があるかどうかという判断も致しました。そういう意味では完璧ではありませんが、ある程度受入れられるというようなことも結果もありまして、金曜日便に変えたという経緯があります。そういう意味では、今のところ月曜日に振り返るということは考えておりません。ただ、現在こういうオイル等の高騰によって国の方がこの離島航路の補助のあり方について検討しております。そういう中で、色々な国の考え方がありまして、こういうものにどう対応して行くかということが、今後出てくるだろうと思っております。そういうことにつきましては、今後議会とも相談をしながら諸々の策を考えていかなきゃならない。そういう中で、この名瀬便がどうなっていくかということは、そういう段階で考えて行かなくちゃならない、というようなことになって行こうかと思っております。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

まあ色々努力して頂いております。今いう小児科ではという回答だったと思いますが、それは各島の診療所なり、たぶん日曜日はここはやっていますよというようなことは出るんだろうと思いますが、そういうのがやられているかというのが1つ、それからまた、またそういうようなことであれば、今後も他の外来について、ここら辺でもそうですけど、水曜日、木曜日休み、土曜日やって日曜日半日という病院もいっぱいあります。そういう形があれば、当然安心して我々もそういうことで皆が利用出来るような、尚一層、そういうことも出来るだけ早く住民にも知らせて頂くと、診療所に貼っているだけではなかなかですので、出来るだけ住民がわかるようにして頂ければありがたいと、これについては私は以上です。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

名瀬の病院の事については、船舶でしたかね、そういうような土曜日入港ということになりますから、患者がおった時の対応をどうするかということで、名瀬市の病院辺りにアンケートをとったりしてご協力を頂いた経緯があると思っております。そういったことで、そういう時は事前に連絡して下されば受入れますよという返事も受けておりますので、そうしたことは地元の方には連絡していると、私はそう思っております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

本村のフェリーとしまの運航につきましては、原油高騰により経費がかさむということで、スピードを落として、回転数を落として、今まで運航した経緯があります。今現在の中で、ある関係者から聞いた話なんですけど、事実を確認していません。隣村の三島村のフェリーみしまにつきましては、回転数は元に戻しても良いということで、回転数は元に戻して走っているという話です。それから枕崎港との提携を組んで、向こうを繋いで運航をすると、それも試行としてやって良いというような話があるようなことも聞いたんです。その点は、今後執行部から出されている協議会の中で話もあるのかなという思いもしたんですが、この協議会の中で若干さらっと通ってみますと、あくまでも厳しいんだという表現の仕方にしか私は受け止められないんですが、そこら辺は私の情報がおかしいのかなと思ったりもしたんですが、そこら辺については何ら情報は入っていませんか。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

正式なものは入っておりませんが、色々情報としては入っています。その回転数の関係については全く聞いておりませんが、枕崎港との提携については、国の航路に対する特別な調査、研究というものがあって、そうしたことで航路が潤うのであればという試験的なことの実施は補助事業で出来ると、こういうことになっている訳ですけども、話によると赤字が出た分については村で負担しなさいよと、何かそういうようなことを言われていると。これは正式な情報ではありませんが、そういうふう聞いております。我々もその今まで奄美の航路を1便から2便に全部やってほしいということで、今までやって来た経緯がありますので、その枕崎関係を新しくそういうことをするのであれば、我々も名瀬の関係をもっと力強くやっていく、また良い材料になろうかと思っていますけれども、なんかそういうような情報ですから、詳しいことは船舶の協議会の時にまた、船舶担当の方から話が聞けるんじゃないかと思います。この辺で、終わります。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第9、議案第55号、平成20年度十島村船舶交通特別会計補正予算第3号についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第9、議案第55号、平成20年度十島村船舶交通特別会計補正予算第3号についての件は原案の通り可決することに決定致しました。

**△日程第10 議案第56号 平成20年度十島村介護保険特別会計（介護保険事業勘定）補正予算第2号についての件**

○議長（日高通君）

日程第10、議案第56号、平成20年度十島村介護保険特別会計（介護保険事業勘定）補正予算第2号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第56号についてご説明を申し上げます。本案については、平成20年度十島村介護保険特別会計、介護保険事業勘定補正予算第2号でございます。まず、2ページの予算の総額でありますけれども、第1条で予算の総額に歳入歳出それぞれ1,785千円を追加致しまして、歳入歳出予算の総額はそれぞれ76,098千円と定めるということでお願いをしております。それから、これを介護保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,785千円を追加しまして、介護保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を74,709千円と定めるということでお願いをしております。7ページのまず歳入から申し上げますが、今回のこの補正につきましては、介護給付にかかる介護予防サービス給付費の増額によるものが主なものでございます。歳入につきましては、保険料で介護保険給付事業にかかるものとしまして338千円を計上しております。国庫支出金につきましては446千円、それから、このうち調整交付金と致しまして89千円を見込んでおります。支払基金につきましては553千円を増額計上しております。それから、県支出金につきましても223千円の増額を計上しております。それから、介護給付費の繰入金で225千円を計上したということになります。次に歳出でございますけれども、まず介護給付費につきまして1,785千円を計上しておりますが、これにつきましては、居宅介護予防サービス給付費等の増額によるものでありまして、当初見込みより利用料の増加によるものが大きな要因となっております。高額介護予防サービス費で31千円を新たに計上しておりますが、これにつきましては、同じ月に利用したサービスの利用者負担合計額、同じ所帯内に複数の利用者がいる場合には、所帯の合計額が高額になる関係で、一定額を超えた時は高額介護サービス費支出申請により超えた分が高額介護サービス費として後から支給される制度で、平成19年の11月のサービス利用分の申請から変更されたものでありまして、本村では本年度から該当する状況になっております。ということで、説明

を終わらせて頂きます。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第 10、議案第 56 号、平成 20 年度十島村介護保険特別会計介護保険事業勘定補正予算第 2 号についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第 10、議案第 56 号、平成 20 年度十島村介護保険特別会計介護保険事業勘定補正予算第 2 号についての件は原案の通り可決することに決定致しました。

△日程第 11 議案第 57 号 平成 20 年度十島村簡易水道特別会計補正予算第 3 号についての件

○議長（日高通君）

日程第 11、議案第 57 号、平成 20 年度十島村簡易水道特別会計補正予算第 3 号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 57 号についてご説明を申し上げます。本案については、平成 20 年度十島村簡易水道特別会計補正予算第 3 号でございます。歳入歳出の予算の総額を 2 ページで示しておりますが、歳入歳出それぞれ 2 6, 0 0 0 千円を追加致しまして、歳入歳出の総額がそれぞれ 6 7, 3 5 9 千円ということをお願いをしております。まず、歳入ですけれども 7 ページから説明を申し上げます。事業収入の使用料及び手数料で 5 9 7 千円を計上しております。これにつきましては、各島の温泉施設の免除を解除した関係で、1 1 月から料金を徴収するということで計上をしたものです。それから、県補助金であります 5, 1 5 2 千円を計上しております。これは皆既日食に向けた悪石島受水槽の設置工事を一基増設するものであります。それから、一般会計でも触れましたが、一般会計の繰入金で 2 0, 2 6 0 千円を計上しております。これは、水源地の改良建設維持費にかかる繰入金としてやっております。それから、次に歳出ですけれども、維持管理費で中之島の日の出地区水源地の清掃で 3 5 0 千円、小宝島淡水化施設の消耗品で 3 0 0 千円、それから備品購入費で悪石島、諏訪之瀬島的水中ポンプ導入費を計上しております。それから、簡易水道施設改良工事費で 2 3, 0 6 4 千円を計上しておりますが、歳入でも申し上げましたように、これは悪石島の受水槽設置工事と悪石島水源地の改良工事を計上したものでございます。以上で、簡易水道についての説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

備品の購入の件でありますけれども、水中ポンプの購入とありますけれども、これの形態をちょっと説明をお願いします。ポンプのですね。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

この水中ポンプは悪石島と、それから諏訪之瀬島の水中ポンプの購入です。悪石島の水中ポンプ、これは東の方から引いている原水がございまして、これを1回、途中の中継基地に上げる、そのためにポンプが必要なために計上しているものでございます。それから諏訪之瀬島の水中ポンプ、これも、水中ポンプは2基、諏訪之瀬島にあるんですけれども、これを1基ずつ交互運転している訳でございまして、これが1基が故障したために修繕がきかないということで新規で購入するものであります。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

ポンプアップとみて良いですよ。ポンプアップですね、はい。この需要耐用年数は何年になっていますか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

約5年です。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

両方に入っても、あの淡水の方ですかね。海水にも入れる場合がありますか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

これは悪石島の方は淡水、といいますか表流水ですね。それから諏訪之瀬島の方は既に電気透析を通した後の水ですので淡水になっております。

○議長（日高通君）

7 番、有川和則君。

○7 番（有川和則君）

水源地の改良工事について伺いますが、写真でもご覧になってわかるようにですね、あの水かさというか、水量がかなり不足していますよね。そこで、両サイドにコンクリを張って、水かさが増える分には良いんですが、増えることを願うんですが最悪の場合、次の手段を考えてボーリング調査とか、そういうことも頭に入れておった方が良いんじゃないかと思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先程も申し述べました通り、原水まで行くまでに1時間程度、それも徒歩で行かなくてはならない状態です。その状態において、降雨等があればポンプそのものが断水したりというように大変迷惑をかけている状態で、また現地まで行くまでにパイプをどこが破損しているかと調べるまでに相当な時間を要します。そういうことを考えてみますと、今水道係の方が元気な方でいらっし

やるからよろしいですけれども、これがあと何年か先になった場合に、そこまで原水地まで行って、またそういう修繕等をするのかと考えれば、ちょっと将来を考えれば大変なことだと思っておりますので、近い将来、電気探査でも、まあ工法の方が昨日ですかね、議員の方に聞いて、そういうところがあると聞いていますので、そういうところを電気探査なりして、将来の原水の確保に向けて行かなくてはならないのではないかと考えております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

只今の悪石島の給水施設に関しては、7番議員からも話が出ましたが、将来においてもボーリングも必要じゃなかろうか、そういう話も出て、課長の答弁でもその方が良いんじゃないかなろうかという話が出たんですが、前議会でも私が話をしたように、今現在、悪石島に限らず、それぞれの島で人口が何名おって、そして水量がいくらと、通常1人が使う量がいくらだと、そういうような換算もきちんと出して、そして先程も出ましたように、前よりも少なくなったような気がする、気がするんじゃないかって何リッター減ったんだと、そういうデータを本当にしっかり握っておって、その中で計画を立てていくという形をして行かなければ、例えば違う議員さんが変わったと、変わったことを言ったら、またそこでそういう形で変わっていくと、そのようなことがないように、勿論ボーリングも必要かと思えますよ。ただし、本当に悪石島の人口に対して、水の量がどんだけ足りないのか、そういうことも含めて計画を持っていかなないと、特に特別会計の水道会計は、過去においても色んな事業をしていく中で、起債事業が増えて、その分が住民の水道料に跳ね返ってくるといふこともありますので、そこら辺は慎重に、しかも確実に現状を把握した上で、その事業計画も立てて進めて頂きたいというふうに考えますが、どうですか課長。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

本年度から十島村の事業そのものというのが、今までは口之島と中之島と宝島だけが簡易水道事業ということであつたんですけれども、20年度より十島村全体を通した簡易水道事業という統合計画を出しまして本年度からスタートしております。その簡易水道の統合計画を計画する前において、各島におきまして平島でも、その時点ではだいたいどのくらい取水が出来ると、時間辺りにいくらというデータはございます。データはございますけど、今どのくらい出ているかというのは今のところははっきり述べることは出来ませんけれども、3年前に調査した時点の、その時は時間だいたいどのくらい出ていると、全島把握しております。その分に対しては。確かに、前の議会から議員さんの方からは、そういう質問がございますけれども、一応、今係の方にそのマスを送っています。何分にどのくらい出たかというのを計ってもらえたら、それから割り出すんですけれども、ということで連絡をしているんですけれども、それからなかなか連絡が来ないものですから、平島の今の、その水量が時間辺り出るのかということは把握しておりません。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

私が言っているのは水道を計るだけの問題ではないんです。例えば、人間が1人いて、だいたい通常いくら使うんだと、悪石島、現在今、人口がこんだけだが今足りていると、あと人口が20人増えたら水は足りませんよと、どれくらい足りないかということを中心に積算出来るようなデータを基にした、これからの事業計画を立てなければいけないんじゃないかということなんです。そのためには、先程いう原水が日産いくら出るかということも、勿論その中で必要ですから、そういうことも含めて事業計画を立てて頂きたいということです。以上です。答弁は宜しいです。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

今年、4月以降、中之島の下部落といたらアレですけども、西、東の部落で5回程度断水があったんですけども、そういう中で、悪石島が終わったら中之島の本管の工事、何年度くらいから入れるのか、それと今の状態で、ここ何か月の間に5回、これがその本管工事が出来るまでの間の、その間に、下の、今の貯水槽からの下に溜め舂みたいなのがあるんですよ。そこが、たぶんひび割れか何かしていて、その木の根が入ったんじゃないのかと、その係の人から言わせると。だから、それが、そこを本管工事が入るまでに出来るのであれば、それが出来ないものであろうかという話なんですけれども、どう考えていますか、これから先。それと、もう一つ。来年、皆既日食があるんですけども、そういう中で、これは日の出地区の水源地に主に関わってくるんですけども、水量が恐らく足らなくなるんじゃないかという心配もされているんですけども、そこら辺の一人あたりの水量の積算なんかして、あれで充分行けるのかどうか、計算していますか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今の国庫補助の導水管工事は、悪石島は後5年程度かかります。今、実際事業費がだいぶ抑えられている関係上、当初は事業費はだいたい、もっと倍くらいに組める予定でしたが、起債事業とか、そういう関係で5年はかかるんじゃないかと思っております。そういう箇所的な問題で、この国庫補助事業に頼らなくて、ある程度のことが出来るのであれば導水管工事ではなくて、その主水管、原水管だけでもどうにかして取り換えていけたらなと思っております。それから、日の出のことでございます。これは、前、皆既日食のために業者さんをお願いして、その水量を測ってもらって、皆既日食の観測場所がセンターでありますよと、ここで結構これくらいの間人に来るんですよということを、ちゃんと説明をして、足りるかということをお願いするところでも足りるかという返事を頂いております。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

その先般の日食の担当者会議、その際に私も、先程4番議員さんが聞かれた部分は質問したところだったんですが、再度その点については、今度の現地での説明会やら含めての中で、再度確認をして頂きたいと、実際始まってから水が足りませんということにならないように、そこは確実な調査をした上で今後の方針を立てて頂きたいと。それから、この日の出地区の水源地の関係で、ここ最近ずっと言われている梅雨時期の濁りですね。その関係の対策として、来年度以降の水源地の改良工事等の計画がなされている予定があるのであれば、その点について伺いたい。それと、併せて今現在のこの水源地における滅菌処理の機械ですかね、そういったものを修理にあげてあるんですけどもという話で、その後どうなっているのか、その点について確認をして欲しいという住民からの声もありましたので、その点も併せて答弁をお願いします。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

日の出地区の原水の方は、簡易水道事業に入る前から何ら形そのものというのは変わりありません。その頃の、どういうふうな使われ方をしてきたかと聞いてみると、大雨とか、簡易水道に入る前は、大雨とかそういうのがあった時は、その自治会の人なんか積極的に自分達が清掃をして、そして泥水が出た場合は泥はけなり、そういうのをちゃんとあけてやっていたということでございます。その後、簡易水道事業に移ったところが、簡易水道に移った訳ですから村のものになるということになって、それからの管理そのものが出来ていないから、やっぱり今のところは工事そのものを考えたら、来年辺りの梅雨時の終わった後に、また自治会の方で清掃なり、そういう形をとらないことには、今までみたいなことになるということでございますので、来年梅雨明け日に終わった後にまたお願いしないとならないのではないかと思います。元々が、全然変わらない前の、簡易水道に入る前はちゃんと水が入っていた訳ですので、そのままの状態が続いているのであれば同じようなことをしてやらなくてはいけないかと思います。それから、その次亜塩

素の装置そのものは送っております。稼動しているそうでございますが、まだちょっとその液の量がちょっと足りないようでございますから、この前の検査でも引っかかっております。その次亜塩素の、ちゃんと残留塩素が残るぐらいに点滴を落としてから 1 回確認してから、またこちらの方に送ってくれと指導しております。

○議長（日高通君）

2 番、永田和彦君。

○2 番（永田和彦君）

その機械の分は、再度また帰ってからまた確認したいと思います。それで、水源地については、やはり抜本的な改良を近い将来で考えて頂かなければ、確かに自助努力の方もしないといけない部分もあるかと思いますが、やはり簡易水道事業の中でやっている訳ですから、その点については将来的な計画を立てて、対策をして頂きたい、そのように思います。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

4 番、平泉二太君。

○4 番（平泉二太君）

経済課長、先般の村政座談会の時に、高尾地区の水源地については来年度に急速ろ過装置か何かをつけて対応しますという答弁を頂いたんですけども、今のいうことと全然違うじゃないですか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

急速ろ過装置を付けても、泥水そのものというのは入る訳です。原水の清掃そのものをしないことには。急速ろ過を入れたからと言って、泥水は排除出来ません。今の問題というのは、泥水が入ったりして、なかなか水が出ないということでございます。その後、業者さんに聞いたんですけども、その急速ろ過装置そのものの前に、原水の掃除をしないことには、その水そのものは、あそこの水は良い水だから、別に急速ろ過を付ける必要もなく、原水のその清掃さえすれば次亜塩素を入れて、それで充分な飲料水になるということをその後聞いて、聞きましたものですから急速ろ過は必要ないと、クリプトも何も出ておりません。あそこで出ているのは大腸菌だけです。クリプトが出た場合はやはり急速ろ過装置を入れてクリプト除去を考えなくてはなりませんけれども、あそこ出ているのは大腸菌だけです、大腸菌は次亜塩素ソーダで滅菌出来ますので。

○議長（日高通君）

しばらく休憩を致します。

休憩

○議長（日高通君）

休憩以前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第 11、議案第 57 号、平成 20 年度十島村簡易水道特別会計補正予算第 3 号についての件を採決します。



お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第 11、議案第 57 号、平成 20 年度十島村簡易水道特別会計補正予算第 3 号についての件は原案の通り可決することに決定致しました。

審議途中でありますけれども、これより 10 分間休憩致します。

3 時 3 5 分にお集まり下さい。

休憩

△日程第 12 認定第 1 号 平成 19 年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についての件

△日程第 13 認定第 2 号 平成 19 年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件

△日程第 14 認定第 3 号 平成 19 年度十島村老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件

△日程第 15 認定第 4 号 平成 19 年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定についての件

△日程第 16 認定第 5 号 平成 19 年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件

△日程第 17 認定第 6 号 平成 19 年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についての件

○議長（日高通君）

休憩以前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

日程第 12、認定第 1 号、平成 19 年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から日程第 17、認定第 6 号、平成 19 年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についての件まで、6 件を一括議題としたいと思いますが、一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第 12、認定第 1 号、平成 19 年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から日程第 17、認定第 6 号、平成 19 年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についての件まで 6 件を一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

認定第 1 号、平成 19 年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げますが、この決算書に基づいて説明をすると、ものすごく時間を要しますので、一応概略を説明させていただきます。決算書の細部に渡りましては、恐らく後程委員会を設置されるものと思っておりますので、具体的なものについてはその時また、それぞれのご質疑を頂ければ有り難いと、そういうふうにご理解を頂きたいと思っております。平成 19 年度の決算に係る主要施策の成果等の資料等によって説明をさせていただきますが、一般会計の歳入歳出決算につきましては、まず歳入決算額が 5, 025, 161, 329 円、それから歳出総額が 4, 968, 622, 733 円、歳入歳出差引額で 56, 538, 596 円、翌年度への繰越額が明許繰越で 16, 952, 000 円、それから実質収支で 39, 586, 596 円、実質収支額のうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定によります財政調整基金

への積立金として20,000千円、残りの19,586,596円を翌年度に繰越しております。

歳入につきましては、対前年度1,136,908千円、率にして29.24%の増額となっております。その要因は、本村の実質公債費比率等の削減対策とする借入利率3%以上4%未満の既往債の借替え、665,800千円、それから借入利率4%以上5%未満の繰上償還に伴う減債基金の取崩で310,000千円、繰越明許事業で実施した諏訪之瀬島分校屋内運動場整備に係る国庫補助金74,259千円、並びに義務教育施設整備事業債70,000千円等が大きく影響したものでございます。歳入額の主なものにつきましては、地方交付税で1,559,380千円、構成比で31%です。それから、国庫支出金で1,323,298千円、構成比で26.3%、村債が936,900千円、構成比で19%、それから繰入金で446,345千円、構成比で8.9%、県支出金が357,375千円、構成比で7.1%等でございます。地方交付税につきましては、対前年度890千円の減額となっております。内訳は普通交付税で9,332千円の増額の1,336,546千円、特別交付税は前年度より10,222千円減の222,834千円となっております。地方交付税につきましては、平成12年度から毎年減少してきておりまして、資料にも示すように平成15年度比で293,883千円の減額となっている状況であります。この地方交付税につきましては、前述した通り村財政の3割という財源構造であることから、毎年の減少は今後の村財政に大きな影響をもたらすことになろうかと思っております。国庫支出金につきましては、前年度より200,895千円の増額となっております。その要因につきましては、港湾災害復旧事業と諏訪之瀬島分校の体育館の繰越明許事業が影響するものでございます。地方債につきましては657,300千円の対前年度増額となっております。原因は、金利の高い既往債を金利の低い地方債への借替えを665,800千円行ったことが影響するもので、この借換債を除くと前年度より8,500千円の減額になるものであります。それから繰入金につきましては、前年度101,190千円の増額となっております。先に説明を申し上げました、実質公債費比率の削減対策とする既往債の繰上償還の財源として、減債基金の取崩し210,000千円が影響するものであります。県支出金につきましては、前年度より40,065千円の増となっておりますが、これは県議会議員選挙、及び参議院議員選挙、また特定離島事業の増額によるところが大きいものであります。

次に、歳出についてですけれども、歳出は対前年度1,296,262千円の増額となっております。歳入でも説明を申し上げました通り、公債費の借替え、繰上償還、平成17年度と18年度の繰越明許、及び事故繰越事業、そして諏訪之瀬島分校の体育館整備事業等が影響したものであります。目的別構成の主なものにつきましては、1つ目が公債費で1,938,361千円、構成比で39.0%、災害復旧費で810,838千円、構成比で16.3%、土木費で731,729千円、構成比で14.7%、総務費で491,567千円、構成比で9.9%等となっております。目的別の説明につきましては、本資料のさっき申し上げました主要施策の成果等の11ページから85ページの主要施策の成果に関する調書に記載してありますので省略を致します。性質別の状況につきましては、義務的経費は前年度より951,882千円増の2,219,641千円、構成比で44.7%となります。内訳につきましては、人件費で357,928千円、構成比が7.2%、前年度比で1.8%の増ですか。それから扶助費で22,929千円、構成比で0.5%、前年度比18.9%、それから公債費で1,838,784千円、構成比で37.0%、前年度比が105.0%、人件費が増額となっておりますのは、職員の定年前早期退職特別負担金8,684千円が影響しております。扶助費の増額は、高齢者乗船券4,568千円が今回から扶助費として扱われることから、対前年度比18%を超えるものとなったところであります。公債費の大幅増につきましては、金利3%以上5%未満の地方債の973,145千円を繰上償還したことが影響するものであります。次に、投資的経費につきましては、前年度比で198,934千円増の1,959,793千円となっております。内訳は普通建設事業費が1148,955千円、構成比で23.1%、前年度比の19.3%減、それから災害復旧事業費につきましては、810,838千円、構成比が16.3%、対前年度比は140.1%の増、普通建設事業費が対前年度、減額になった要因として、公債費の適正化計画に基づく港湾事業の縮小と、港湾事業の繰越事業が影響したものであります。災害復旧事業費につきましては、17年東之浜災害、18年南之浜港、及び元浦港、小宝島港の災害の関係が大きな増額要因となっております。その他、経費につきましては、789,

189千円、構成比で15.9%、前年度比で22.6%となっておりますが、主なものにつきましては、物件費の選挙関係経費で30,000千円超、それから積立金として財政調整基金、減債基金等に255,000千円の積立てをしております。また、繰上、繰出金で特別会計に財源支援等の関係と、基金造成等として98,882千円を処理したところであります。次に、財政状況等資料の財政指標の推移の主だったものについて説明を申し上げます。標準財政規模で1,448,445千円、前年度1,453,398千円、それから財政力指数ですが、3ヵ年平均で0.065、前年度は0.070でした。地方債の現在高が6,154,733千円、前年度は6,899,309千円、起債の制限比率ですけれども、3ヵ年平均で23.6%、前年度は25.6%でした。実質公債費比率が23.9%、前年度が26.6%、それから積立金の現在高は2,230,375千円、前年度が2,386,375千円、経常収支比率が89.7%で前年度が91.6%の状況となっております、全体的に前年度より指標が改善方向に向っております。次に、本年度から自治体の財政の健全化に対する法律に基づき、財政の健全度、つまり財政破綻の未然防止をみる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標の比率公表が義務付けられたところであります。この指標の報告につきましては、今月4日付けで村監査委員の審査に要した意見書を添えて村議会には報告しております。本村の場合、4指標とも早期健全化判断基準内に収まっているものの、借金返済の比率を示す実質公債費比率が23.9%を示しております、非常に高い比率となっております早期健全化基準の25%に限りなく近いことから、今後も歳出の削減、特に起債事業の抑制対策は継続していく必要があります。以上の通り、一般会計の決算の概要の説明で終わらせて頂きますので、詳細につきましては決算審査委員会でまたお答えをして行きたいと、そのように思っております。宜しく願いを申し上げます。

それから、次は認定第2号であります、本案は平成19年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定でございます。平成19年度国民健康保険特別会計の概要につきましては、歳入総額106,618千円、歳出総額が102,924千円、歳入歳出差引で3,693千円となっております。また、実質収支で3,693千円の剰余金も発生しております、このうち、93千円を繰越金として3,600千円を基金に積立てることにしております。歳入から申し上げますと、まず歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税で21,543千円で、前年度比4,683千円の増額27.8%となっております、内訳として、一般被保険者分で16,621千円で、前年度比3,155千円の増18.9%、それから退職被保険者分で4,921千円で、前年度比1,528千円の増で31%であります。平成19年度に税率改正が行なわれたことで、税の適正な申告が行なわれたことが増額の主な要因であります。国庫支出金につきましては、38,185千円で前年度比6,706千円の減額になっておりますが、主なものにつきましては、療養給付費等の負担金で3,453千円の減になっております。それから、財政調整交付金で3,303千円の減額であります。療養給付費交付金につきましては、13,316千円で、前年度比1,673千円の増額となっております。それから、県支出金につきましては、13,556千円で前年度比3,122千円の増となっております、内訳としては、高額医療費共同事業負担金が298千円、県財政調整交付金が13,258千円でございます。共同事業交付金につきましては、8,288千円で358千円の減となっております。内訳として、高額医療費が614千円、財政共同安定化が7,673千円であります。繰入金につきましては、18,491千円で前年度比9,359千円の減額となっております。主なものは、財政安定化支援事業繰入金が4,494千円で8,527千円の減でございます。それから、繰越金につきましては、41千円で前年度剰余金として繰越したものでございます。歳入歳出につきましては、主なものについて、保険給付費が50,763千円で前年度比8,587千円の16.9%減でございます。一般保険給付費につきましては、43,663千円で前年度比11,507千円の20.9%の減となっております。それから、退職医療給付費につきましては、14,925千円で前年度比1,639千円の増であります。老人保険拠出金につきましては、24,510千円で前年度比400千円の減でございます。介護給付費納入金につきましては、5,190千円で前年度比1,145千円の減であります。共同事業拠出金につきましては、高額医療費共同事業医療拠出金12,235千円でございます。保険事業費につ

きましては、1,688千円で前年度比678千円の減額となっております。国保総合健康づくり支援事業分でございます。諸支出金につきましては、療養給付費等負担金償還金が2,613千円で前年度比6,794千円の減額であります。前年度にかかる医療費の精算でもございます。内訳として、一般被保険者等の償還金が1,413千円、前年度比の359千円の減額、それから、退職者被保険者等への償還金が1,199千円で7,146千円の減となっております。以上で、国民健康保険についてご説明を終わります。

次に、認定3号 十島村老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

まず、決算の概要ですけれども、平成19年度老人保健医療特別会計の決算概要は、歳入決算額が99,507千円で前年度比19,174千円、16.1%の減、それから、歳出決算額は101,572千円で前年度比13,179千円、11.4%の減となっております。歳入歳出差引で2,065千円の赤字決算となっておりますが、2,065千円を平成20年度から繰上充用を行って処理をしております。この繰上充用額は、20年度で精算されるものでありまして、財源については社会保険診療報酬支払基金等より交付されることとなっております。歳入についてですけれども、歳入の主なものにつきましては、支払基金交付金が45,302千円で前年度比16,135千円、45.5%の減額、それから、内訳としては医療費交付金として45,029千円、審査支払手数料交付金として273千円であります。国庫支出金につきましては、34,224千円で前年度比2,757千円、7.4%の減額であります。県支出金につきましては、7,130千円で前年度比2,115千円、率にして22.8%の減額であります。繰入金につきましては、8,886千円で前年度比549千円の、率にして5.8%の減でございます。繰越金につきましては、3,933千円で前年度剰余金として繰越したものであります。歳入の減の主な要因と致しまして、療養費が減額になっておりまして、特に入院患者や高額疾病患者数の減少が大きく影響をしております。歳出についてですけれども、歳出の主なものは、医療諸費で93,806千円で前年度比23,521千円、20.0%の減額であります。主な要因としましては、入院にかかる療養費が、56,819千円で前年度比20,886千円、率にして26.9%の減額になっておりまして、これも入院患者や高額疾病患者の減少によるものであります。また、医療費につきましても、平成18年度から減少傾向にある各種保険事業や健診等によりまして、個人の健康に対する意識は向上しておりまして、疾病の予防や疾病の早期発見等が、入院患者や高額疾病患者の減少に繋がったものと思っております。しかし、被保険者数の数の少ない本村におきましては、1人でも高額疾病患者が出ますと、医療費に大きく影響してくる現状であることは間違いありません。諸支出金については還付金3,933千円で、前年度事業にかかる精算分でございます。以上、認定3号の老人保健医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせて頂きます。

次に、認定第4号 本案につきましては、平成19年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定でございます。まず、歳入歳出決算の概要でございますが、歳入が843,323,336円、歳出で938,795,936円、歳入歳出差引95,472,600円の赤字、翌年度繰越すべき財源はございません。実質収支額が95,472,600円の赤字ということで、この内、基金繰入は勿論ゼロでございます。以上、平成19年度十島村船舶会計の収支状況であります。平成19年度につきましては、実質収支で先程も申し上げましたように95,472,600円の赤字決算となっております。翌年度からの繰上充用金95,472,600円で歳入不足を補填したことになります。歳入について概要を申し上げますと、歳入総額は843,323,336円で運航収益が256,472,200円、構成比で30.44%、それから営業収益で24,897,466円、構成比は2.95%、それから営業外収益が1,611,617円、構成比は0.19%、国庫支出金で387,653,840円、構成比で45.97%、県支出金が141,984,213円、構成比で16.84%、繰入金が30,434千円で構成比は3.6%となっております。本年度の決算と前年度の決算を比較致しますと、歳入総額で2,5491,902円の増額となっております。運航収益を前年度決算と比較致しますと、17,682,786円の増となっております。これはN T T関連工事に伴う自動車航送、貨物輸送量の増加が要因となっております。それ

から、営業収益を前年度決算と比較しますと23,714,703円の増額となっておりますが、これは県議会議員の選挙、及び参議院議員選挙に伴う船の用船料収入の増加が要因となっております。営業外収益を前年度決算と比較しますと、100,083円の減となっておりますが、これについては、海難工事の保険金収入の減額が要因となっております。国庫支出金を前年度決算と比較しますと、30,672,980円の増額となっておりますが、これにつきましては、平成19年度国庫補助金の申請欠損額が平成18年度申請欠損額より減額申請となったために、国の離島航路補助金については、燃油高騰によります1,700,000千円の補正対応があったために、離島航路補助金の交付額が増額したことが要因であります。県支出金を比較しますと、46,318,484円の減となっておりますが、これは平成18年度船舶交通特別会計の欠損額の減額によるものであります。繰入金を前年度決算と比較しますと、160千円の減となっておりますが、これにつきましては、航路補助の対象外の児童手当等の支給額の減によるものでございます。歳出について申し上げますと、歳出総額は938,795,936円で、運航費用が636,599,950円、構成比で67.8%、営業費用で302,195,986円、構成比で32.2%となっております。本年度決算と前年度決算の歳出を比較してみますと、歳出総額で19,665,811円の減額となっております。運航費用を前年度決算と比較しますと、25,156,432円の増額となっておりますが、これにつきましては、燃料潤滑油が対前年度比較しまして28,863,870円増加したことが要因となっております。A重油の単価につきましては、前年度と比較しますと、年間平均単価が1キロリットル辺り8,142円、13.7%の増となっております、欠損額増加の主要因となっております。営業費用を前年度決算と比較しますと、マイナスで44,812,243円の減となっておりますが、航路附属施設のフォークリフト、あるいはコンテナ等、定年消化による修繕費の増加によりまして1,470,291円の増加となっておりますものの、繰上充用金の額が減額となったことが要因となっております。以上、平成19年度船舶交通特別会計歳入歳出決算の概要について、ご報告を終わります。

次に、平成19年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

平成19年度の決算の概要につきましては、介護保険事業勘定について、歳入総額が75,499千円、歳出総額が73,994千円、歳入歳出差引1,505千円となっております、実質収支についても、差引額と同額の1,505千円であります。まず、歳入の内訳であります、保険料が7,906千円、使用料及び手数料で3千円、国庫支出金18,491千円、支払基金で22,245千円、県支出金で10,064千円、財産収入で9千円、繰上金が15,997千円、繰越金で614千円、諸収入で170千円となっております。保険料につきましては、7,906千円、対前年度2.7%の207千円の増額でありまして、内訳としては、第1号被保険者特別徴収分が7,033千円、普通徴収分が873千円となっております、保険料を給付費、及び地域支援事業における負担割合で見ますと、5,000千円を超える保険料の不足となったもので、不足分の一部を基金から4,500千円繰入れております。使用料、及び手数料として3千円、これにつきましては、保険料の督促手数料でございます。国庫支出金については、18,491千円、内訳としましては、介護給付にかかる国庫負担分として10,120千円、財政支援に要する経費として、財政調整交付金7,068千円、地域支援事業交付金として788千円、介護保険システム改修に伴う事業費として366千円が交付されたものであります。支払交付金につきましては22,255千円、尚、このうち地域支援事業が121千円であります。県支出金につきましては、10,064千円で、なお、このうち地域支援事業は394千円でございます。財産収入につきましては9千円で、これは介護基金等の利子によるものであります。それから、繰入金につきましては15,997千円で、内訳としましては、介護給付事業に要する経費として7,954千円、地域支援事業分が394千円、事務費分として3,000千円であります。保険料のところで触れましたが、給付費の大幅な増加に伴って、保険料の不足分として、介護保険準備基金から4,500千円の繰入れを行ったということになります。繰入繰越金につきましては614千円で、平成18年度の剰余金の繰越分でございます。諸収入につきましては170千円で、預金利子19千円と、新予防給付サービスプランに係る取扱手数料が151千円でございます。歳出につきましては、歳出の内訳

は総務費が3,098千円、保険給付費で66,121千円、財政安定化基準基金拠出金で54千円、地域支援事業費で2,036千円、基金積立が1,145千円、諸支出金1,540千円となっております。総務費では、3,098千円、主なものにつきましては、平成19年度の法改正に伴う介護システム改修として733千円、介護認定調査にかかるものは535千円で、そのうち鹿児島市に介護認定審査業務を委託しております関係で、委託料として216千円等であります。なお、18年度法改正に伴う、介護システム改修の明許繰越分298千円も含まれております。介護給付費につきましては、66,121千円、介護サービス費等に係る給付費は56,929千円。これは要介護者に対して行う法定の保険給付費でありまして、内訳としては、居宅介護サービス費で5,715千円、サービスの利用者は7名、施設サービス費につきましては、50,242千円、18名の入所でございます。介護福祉用具購入費は、利用者が2名で31千円、住宅改修事業費は利用者が2名で129千円であります。介護サービス計画費812千円となっております。特に、平成19年度は施設利用者が2名増加しておりまして、著しく給付費を引き上げたことに繋がっております。介護予防サービス費につきましては、998千円で、予防給付として、要支援者、虚弱な者に対して行なう法定の給付であります。内訳としては、居宅支援サービス費847千円、居宅支援サービス計画費が151千円でございます。その他、諸費としてレセプト審査にかかるもので、国保連合会に支払う審査支払い手数料が489件、46千円の支出となっております。高額介護サービス費は、1割の定率利用額が著しく高額となった場合に、当該利用額の家計に与える影響を考慮しまして、当該負担が一定額を上回らないよう、負担軽減を図るための給付で、2,380千円となっております。特定入所者介護サービス等を主として5,761千円で、特定入所者介護サービス等の費用についても、施設入所者の増加により給付費が増加したことになります。財政安定化拠出金と致しまして54千円、これは都道府県に財政安定化基金を設置することとされております。その経費として支出したものであります。地域支援事業費は2,036千円でありまして、これは平成19年度から、とからいきいき教室等の充実を図ったものであります。基金積立金として1,145千円、これは平成18年度介護給付費に要した費用の剰余金を、介護準備基金積立金として保険給付が高騰することより、給付費が不足した時に一般会計から繰入れが生じないように、ということでの積立てになるものであります。支出金として1,540千円、これは平成18年度事業に応じた給付費のうち、国庫負担金に対して精算分の償還金945千円、支払基金が172千円、地域支援事業で101千円、一般会計の事務費繰入に伴う精算分322千円の返納分でございます。それから、介護サービス事業勘定ですけれども、介護サービス事業勘定の歳入総額は1,041千円でありまして歳出総額は10,035千円、差引6千円となっておりますが、実質収支は6千円であります。総務費が増加したことにつきましては、平成18年度までサービス事業費としてケアプラン作成を事業者へ委託していた分を、総務費の委託料に費目変えたことによるものであります。歳入につきましては、先程も申し上げましたように1,020千円で本事業を運営するための一般会計からの繰入れであります。それから、繰越金は20千円で平成18年度からの繰越金であります。諸収入につきましては、預金利子が1千円でございます。歳出につきましては、総務費で1,015千円、本事業を運営するための事務費でございます。諸支出金につきましては20千円で、これは平成18年度事業に要した事務費で、一般会計から繰入れた精算分の繰出しでございます。以上で、介護保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わらせて頂きます。

続いて、認定6号、平成19年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の概要をご報告申し上げます。簡易水道特別会計の歳入歳出決算につきましては、歳入が55,413,010円、歳出が55,424,845円、歳入歳出差引額がマイナスの11,835円、翌年度へ繰越すべき財源は0円でございます。実質収支額が11,835円の赤字ということになっております。平成19年度につきましては、実質収支で11,835円の赤字決算となっておりますが、翌年度から繰上充用金1,1835円で歳入不足を補填しております。歳入につきましては、歳入総額は55,413,010円で、水道使用料が8,653,038円、構成比で15.6%、それから、国庫支出金で12,500千円で、構成比は22.6%、繰入金で21,744,435円、構成比で39.2%、村債が12,500千円で、構成比が22.6%となっております。本年度決算と前

年度決算を比較しますと、水道使用料が219,347円、2.5%の減額であります。国庫支出金は6,500千円の34.2%の減額になっておりまして、繰入金については7,362,183円、51.2%の増額であります。また、村債につきましては、6,500千円の34.2%の減額となっております。歳出につきましては、歳出総額は55,424,845円で、建設維持費の一般管理費、801,280円、構成比で1.5%、維持管理費が7,488,679円、構成比は13.5%、建設改良費の簡易水道施設改良工事が28,209,846円、構成比が50.9%、飲料水供給施設改良工事費17,455千円で構成比は31.5%、公債費利子が1,451,880円で、構成比2.6%となっております。本年度決算と前年度決算を比較しますと、建設維持費の一般管理費が512,280円、56.4%増額をしております。これは、本年度より十島村簡易水道事業運営審議会に伴う報酬旅費によるものでございます。維持管理費5,868,859円、率にして43.9%減であります。これにつきましては、需要費の修繕料、委託料の減によるものであります。建設改良費の改良工事費が7,983,583円（聞き取り不能）簡易水道特別会計の特別会計の歳入歳出決算の概要について、ご報告を申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

本日の会議時間は、審議の都合によってあらかじめ延長します。

これから質疑を行います。他に質疑ありませんか。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

敷根村長、2期目の決算ということになる訳ですが、2期目の最後ですよ。監査員の意見書を、これを読みますと、9月1日に総務課が受けております。この意見書について村長は、よくご覧になったんだと、3週間余り、今日までありましたのでご覧になったんだらうと思いますが、どのよう感じておられるか、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

決算の内容で、不用額といいますか、支出がされていない部分があったりして、若干指摘も受けておりますけれども、全体的から申し上げますと、お金がないないといながら、ある程度、私はそれなりの工夫で島々の振興策等も上がってきたと、そういうふうに思っております。特に、指摘的なものもありますけれども、行政を進める上では、それなりの指摘もあるものと、そういうふうに理解しておりまして、大きな損失とか、そういうことがなかったことについては、大変職員の皆が一生懸命やってきた成果だと、そんなふうに理解をしております。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

この1番、意見書をめくって2ページと申しましょうか、ちょっとこれをご覧になって頂いて宜しいでしょうか。村長、副村長、課長肥後さん、竹内君、村山君、こういうハンコがおされております。7月1日に受け取って、こういうふうにしたんだと思いますが、私の勘違いなのか、この下の地方自治法第233条第2項の規定により、平成19年度8月27日付けで、審査に付された平成18年度十島村一般会計及び特別会計歳入歳出決算、並びに、同法241条5項の規定により、当日付けで審査に付された定額資金云々となっていると思うんですが、これはこれで間違いなんでしょうか。何か、先程から私がアレを言ってますけれども、本当にちょっと、確かに村長が言われた通り、計数的には何ら問題ないとは思いますが、しかし、やはり、こういうところは、ちゃんとした方が、間違いなのかもしれないっぺん。

○議長（日高通君）

しばらく休憩を致します。

休憩

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

正しいんですね。我々が何人かもっているものが違うんですね。違うなら違うで、早く差し替えて下さい。はい、ええまあ、村長が、何も無くまあ何とか一生懸命やったんじゃないかと言うことですが、私がちょっと気がついた点といいますか、この監査委員の報告の中で。6ページに、こういうことが監査委員から言われております。下から5、6行目ですが、「経費の削減について、良く検討されているが、ななしまのあり方についてもその位置付け、活用方法、船やエンジンの大きさ、及び起債の繰上げ償還も視野にいれ、改善を検討されたい。」と、これはどのような事だというふうに受けておられるかお尋ね致します。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

「ななしま」については、なかなか運用がうまく行っていない、その割に収入も少ない。そういうような中で、こうしたことを書いていると、私はこういうふうに受け止めておりまして、改善努力の要があるんじゃないのか、というご指摘を受けているんだと、そういうふうにとっております。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条の但書きの規定によって、特に発言を許可します。

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

村長ね、さっというように感じで、難しいんだと思いますよ。この運営についてはね。だけど、やはり今まででもそうであったように、色々活用法については、ずっと懸念されている訳ですので、ある程度検討していくべき、早めに検討していくべきじゃないかというふうに思います。それから、奨学金のことで少し。18年度は、2名が新規に利用を開始していると、19年度は新規利用者はなかった、というふうに書いてあります。ですから、償還期限が超過した未償還分が8件で2,603千円、回収を務めたいと。これはまた後程、教育委員会の方でお尋ねをして参りたいと思いますが、この基金が27,000千円ですか、今現在あるのが。これは、勿論5年先、10年先、どうなるかは、増えていってこういうものが活用されるということは、勿論望みも希望も持たなくては行けないんだと思うんですが、もしこれが、長期的にこうして積立ててあるんであれば取り崩して、私としては、村民のために何か活用したらどうか、ということも考えるんですが、現時点では、どのように考えておられるか、そういう、他のものについても、そういうところが今後どうだろうかという基金も、いくつかあるんじゃないかと思うんですよね。どのようにお考えなのか、聞かせて頂いて終わりたいと思います。

○議長（日高通君）

会計管理者、福澤章二君。

○会計管理者（福澤章二君）

奨学金の関係の運用について、お答え致します。この決算書の中で、現在の基金の額が27,668千円ですけれども、実際村の通帳に残っておりますのが、19年度末で10,068千円ということで、貸付残高が17,600千円ということですので、20年度この10,000千円近くは19年度までは定期預金にしておりましたけれども、資金が足りないということで、この10,000千円の定期を崩しまして、5,000千円を普通預金に、5,000千円を定期預金に残しております。それで、20年度の現在の状況で行きますと、高校生ばかりではなくて大学に進



学された方等の貸付け額が高いものですから、この今持っている普通預金の5,000千円も、まあ20年度末、償還がなければ20年度末でなくなってしまうと。それで、残った5,000千円の定期をまた崩さないといけない、というような状況にありますので、この奨学資金が余っているという訳では決してございませんので、むしろ、このままで奨学金の貸付制度が維持出来るのかな、ということをご心配しております。以上です。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

本題に関しては、決算審査特別委員会の中で具体的には審議をしたいと思いますが、19年度の、只今村長から説明があり、また概略、目を通させていく中に、歳入に関しては勿論、自主財源、あるいは依存財源という、厳しい状況の中に、住民からの歳出に関して、住民からの要望等にもそれぞれ応えて、歳出等も不用額等がある中でもよく頑張ったなという評価はしたい、というふうに思います。ただ、歳入におかれましては、村税滞納、過年度の分も含めまして、村税以外のものも含めまして額がかなり6,600千円くらいはあると、今後も時代の流れもありまして、先程の国保税の滞納辺りが、少ない額が、大きな奨励金の4,500千円とか、そういう諸々、これが過去3年間また影響してくるということもありまして、この歳入については努力して頂きたい。また、予算執行上の中身をこうして説明を受けまして、本村の今置かれている現状、例えば限界集落というような状況の中、人口対策も思い切った対策をとって行かなければ、このままで現状の予算執行状況では、目の前のことだけに対応するだけが精一杯の状況だと、今後10年後、20年後と見据えて、特別会計、国保会計も、介護保険の問題もそう、あるいは船舶特別会計にしましても、船の新船を購入して、入れ替えをしていかなければいけない時期も、そこに間近に来ていると、あるいは、そういう少子化、高齢対策の状況の中で対応して行かなければいけない問題もそこに山積しているんだ、ということに対する対応策が、一般質問でもありましたように、一つ一つをクリアして行かなければいけない問題が、置き去りに何かされているような懸念もするんですね。財政状況も厳しい中で、いっぺんにとは言いませんけれども、目先だけのそういう何ですか、目先だけと言えば言葉がおかしいかもしれませんが、現状に対するそのクリアだけで、将来においてのその物がそこに見えてこないという面も事実だろうと思います。19年度の決算審査をしていく中に、もっともっと深く掘り下げて、今後審議をして、あと21年度の予算にそれを展開していくような方向性をもって行くべきだろうと、私はそういうふうを感じるんですが、そういう点については、村長の19年度の決算の状況を見て、また、今現在おかれている本村の状況、道州制も踏まえて世の中がどう変わっていくかもわからん、そういうことも踏まえて、まあ考えがあれば一言伺って、これで質問を終わります。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

全く、ご指摘の通りでありまして、特に人口対策については、過去現在色々な施策をやって来た経緯がありますが、なかなか思うような実績があがっていない、せっかく定住したものが出て行ってしまう。そういうようなことを検証しながら、やはり皆様の知恵も頂きながら、どうして行けば1番理想なのか。まあ期待するものは、やはり交流人口であろうと思っております、来年の皆既日食、あるいはブロードバンドが出来た後の対応、そこらにかかってくるのではないのかなと、そんなふうに思っているところでもあります。また、そういう期待もしながら、日々そうしたものの等の検査にも務めていると、そういう考え方をもっているところでもあります。それから、船の関係。課題は本当に一杯ありまして、何が先よというようなこと等も考えられますけれども、船も、もう8年が経過しましたので、先日の課長会でも、そういうのもボツボツ考えて行かなければいけないよ、というような話し合いもしたところでもあります。皆様からも、先の議会でも、そういう指摘も受けておりますので、それらについての取り組み辺りも早々考えていく必要がある。次年度の予算編成については、ご指摘のような対応策を、出来るものから考えて行かなければならないと、我々も同感であるということでございますので、議会の皆様からも、これらをやはり先にやるべきでは

ないかというものがあれば、そういうものもお聞かせ頂ければありがたいと、そういうふう思っております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

お諮りします。

本件につきましては、6人の委員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して、審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、本件につきましては、6人の委員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して、審査することに決定致しました。

お諮りします。

只今、設置されました「決算審査特別委員会」の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配布しました名簿の通りに指名したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、「決算審査特別委員会」の委員は、お手元に配布しました名簿の通り選任することに決定しました。

これから、「決算審査特別委員会」の正副委員長を互選していただきます。委員会は、委員会条例第8条第2項の規定によって、委員長及び副委員長は、委員会において互選することになっており、更に同条例第9条第1項の規定によって、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

これから、直ちに、正副委員長を互選していただきます。

委員会の場所は、第一会議室と定めます。

しばらく休憩いたします。

休憩

○議長（日高通君）

休憩以前に引き続き会議を開きます。

只今、「決算審査特別委員会」の正副委員長が、決定した旨通知を受けましたのでご報告いたします。

決算審査特別委員長に永田和彦君、同副委員長に用澤満男君と決定致しました。

○議長（日高通君）

これより10分間休憩致します。

5時20分にお集まり下さい。

休憩

○議長（日高通君）

休憩以前に引き続き会議を開きます。

## △日程第 18 同意第 3 号 副村長の選任についての件

### ○議長（日高通君）

日程第 18、同意第 3 号、副村長の選任についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

### ○村長（敷根忠昭君）

本案につきましては、十島村副村長の選任でございますが、ご承知の通り副村長の任期が平成 20 年 10 月 24 日で満了するということで、再任のお願いをした次第でございます。私が申すまでもなく、福満征一郎につきましては過去 4 年間本村の行財政、あるいは地域振興に大変努力をしてきたと、私はそういうふうに彼の実績を認めております。副村長として、村長の補佐を立派にやってきた。そういうふうに理解をしております。なにせ、こうした時勢の中でそれぞれ個人差はありますけれども、彼のやはり強みというのは過去上級官庁におった、そういうような一つのこの人材をつかんでいることが一番大きな要因ではないのかなとそういうふうに思っております。いろんな難しい問題にも、そうした人たちの意見等も聞きながら対処してやってきておりまして、村にとっては大変ななければならない人かなと思っておるところでありまして、そうした彼の今までの業績等も踏まえて、お願いをする次第であります。どうか一つ議員の皆さん方の絶大なるご理解をいただきまして、福満征一郎を再び副村長としてご選任くださいますよう、心からお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

### ○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

### ○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

### ○1 番（日高助廣君）

副村長の選任の件でありますけれども、私も住民の目で選任を見て参りました。その中において、ブロードバンド、そしてまた関係当局等の繋がりもありまして、実績は認めるところでありますけれども、住民の目からいろんな意見があります。もう少し現場の方にも目を向けて欲しいと。住民との触れ合いがあんまりないようなきらいがあると聞いております。それともう一点はですね、職員のですね指導監督、マネジメントの面ですけれども、現在も病気で 2、3 の職員が入院等を致しております。昨日もですね、永田議員の方から質問があった通りですね、もう少し職員のそうしたフォローとか、そういうのも副村長の責任ではないかと、私は感じております。そういうことも踏まえまして、本日選任ができた折には、くれぐれもそういうことを指導のほど、お願いを申し上げます。以上です。

### ○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

### ○村長（敷根忠昭君）

ご指摘は、非常にありがとうございます。私は私の見方でのことでありますけれども、やはり住民からの見方ではいろいろまたあるんだと思います。その辺については、私のほうからしっかり指導はしていきたいと思っております。よろしくお願いします。

### ○議長（日高通君）

5 番、平田傳義君。

### ○5 番（平田傳義君）

私も、あまり詳しいことはわかりません。経歴等から言えば、当然この提案者がどうこうという方ではないということは理解をいたします。私は、今後十島村という地方公共団体がこのまま道州制等々進んでいくんだと思いますけれども、どの程度までこの十島村という公共団体がね、そうした組織でいけるのか全く分かりませんが 4 年後、もしくははまた 8 年後、考えた場合にですね、敷根

村長もそうであったように職員の皆さんの中にはやはり、勿論私がやりますとは言わないと思うんですが、常々、やはり将来のことについて教育を兼ねたことをして、今回も、いろいろな条件があると思います。この役職に就くためにはですね、年齢と、本人の意思も勿論そうですが、あるとは考えますが。やはり先ほど申し上げた通り、敷根村長がそうであったように、また、その前もそうだったよう気がするんですけども、やはり一生懸命やっている職員の中から引き上げて、そして育てていくと。そして、十島村の将来を背負って立ってくれるような、そういう教育をしていってもらいたいというのが、今提案された方についての考えを持っておりますが、村長として、理由の中でいろいろと申し上げておりました。確かに仕事を一生懸命されている方だとは思いますが、そのことについて、とにかく4年後には、いずれにしても大変失礼な言い方だとは思いますが、4年後は敷根村長が出られるのか出られないのか分かりませんが、そう言うことを考えた場合にやはり島内出身、今ここにおられる課長等々を、次期将来の村長というあれに育てていただければな、という思いはしていますが、村長は村長の考えを理由の中で述べた通りだと思います。そういうことについて自分もそうであったように、何か考えがあればお聞かせ願えればと思います。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

本来なら、最初からその方が一番理想的なことなであります。しかし、その時期、こんなことを言っただけは失礼かも知れませんが、村長を選ぶ関係ではあながち助役をしたからとかを、私はそういうものには関係ないのではないかと、今一生懸命やっている姿は誰が見ても職員の中で、あれは本当によくやっているよね、という人材の見方はあるでしょうし、また、そうした人材の少ない中で特別職に引っ張りあげていくと、職員の今度は中の方がやっぱりつたなさが出てきたりします。そういう一面もありまして、確かに議員がおっしゃるような姿が一番理想ではあります。しかし、そうした見方もまたあるわけですので、そこらは私は心配いらないと、そういうふうに思っております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

私もこの人事案件につきましては、過去4年間の福満副村長の実績等を考えた場合、何ら異論を挟むところはありませんが、ただ一つ気になるのがですね、ここにもあります通り、住所地在串良町の方になっていると。そういった関係でなんらかの災害等、有事時というか、そういったことがあった場合の危機管理体制ですね、役場内における対策本部の立ち上げであったりとか、そういったこと、何かことがあった場合の、そういった危機管理体制の中で迅速なそういう対応が出来るのかなと、かねがねやはり気にかかっているところであります。そこら辺についても、個人の住所地ですから、なんとも言えない部分はあるのはわかるのですが、そこを上手くフォロー出来る体制を役場の組織内でしていただきたい、そのように思います。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

一応、あの、住所が串良町ということで、皆さんそうした面での心配もあろうかと思いますが、出来るだけ私は鹿児島市に住所を移して欲しいと、そういうことで最初からそういうことはしてきた訳ですけども、残念ながら奥様がちょっと病気がちなものですから、そういう面もありますが、普通の日ではですね、出来るだけ向こうに、何か週に3回ぐらい人工透析をやっておりまして、週に3回ぐらいあるそうなのです。やはり、そういう時が心配だというようなことですので、それ以外の時は鹿児島に泊まれというようなことも言っておりまして、連絡についてはですね、密にしていきたいと思っております。最悪の場合、そうした、もし何かある時には陸上でも来れる訳ですので、そこら辺はしっかりして対応しておかないといけない、と思っております。皆様に心配をかけますが、彼もそうした意向は前から言っておる訳ですので、ご理解を頂きたいと思っております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第 18、同意第 3 号、副村長の選任についての件を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場を閉める）

○議長（日高通君）

ただいまの出席議員数は 7 人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 32 条 第 2 項の規定によって、立会人に 2 番 永田和彦君、及び 3 番 前田功一君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は、「賛成」と、反対の方は、「反対」と記載願います。

（投票用紙の配布）

○議長（日高通君）

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

（「漏れなし」との声あり）

○議長（日高通君）

「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（日高通君）

「異状なし」と認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票願います。

( 投 票 )

○議長（日高通君）

投票漏れはありますか。

(「漏れなし」との声あり)

○議長（日高通君）

「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

永田和彦君、及び前田功一君。開票の立会いをお願いします。

( 開 票 )

○議長（日高通君）

開票の結果を報告します。

投票総数 7 票、有効投票 7 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、賛成 6 票、反対 1 票。

以上の通り賛成が多数です。

したがって、日程第 18、同意第 3 号、副村長の選任についての件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場を開く)

○議長（日高通君）

ここで、村長から発言を求められております。

これを許可します。

村長、敷根忠昭君。

(村長登壇)

○村長（敷根忠昭君）

皆様方のご賛同をいただきまして、福満征一郎が再び副村長として就任することになりましたことに対しまして、心から厚く御礼申し上げます。先程来、本人に対する注意事項等も指摘をいただきましたので、その辺はしっかり私の方で指導と共に、また、お互いに話し合って、より良い方向で皆さんの地元にも、やはり活かせる工夫もして参ります。確かに、人それぞれの関係もありますけれども、我々にしても何かことが無いとなかなか島に行こうとしない。そういう癖があつてはいけませんので、出来るだけ暇があれば島に赴く、これが我々のやはり努めであろうと思っております。そういうようなことで、住民からのいろんな話を引き出すのも我々の一つのまた村政に対する

振興のやり方だろうと思っておりますから、私の方で十分管理をしてやりたいと思いますので、どうか一つ今後ともよろしく、また皆様の方からもご指導をお願いしたいと思います。有難うございました。

○議長（日高通君）

それでは、ただ今、副村長の選任に同意されました、ご本人、福満征一郎君がいらっしゃいますので、発言を許可します。

副村長、福満征一郎君。

（福満征一郎君 登壇）

○副村長（福満征一郎君）

ただ今、副村長の選任につきまして、同意をいただきまして、十島村の大変難しい行財政運営に携わることになりまして、大変身の引き締まる想いであります。先の6月議会で、敷根村長が3つの目標とする地域像を掲げて政策を述べております。この政策の実現に向けて、微力ながら努力していきたいと思っております。また、最近の十島村を廻る行財政の動向は、大変厳しいものがあります。特異条件下にある十島村は、この動向に対してどう対応し、どう決断していくかと、大変難しい問題があると認識をしております。また、最近の国政、あるいは中央政治において、マニフェスト政治になっております。このマニフェスト政治は、どうしても有権者の多い都市政策が重点化されております。そうしますと、十島村みたいな特異条件下にある自治体は、過去は国や県の護送船団方式の指導について行けば良かった。しかし、地方分権下化になって、地方と国は対等、あるいは県と市町村は対等という時代になってきました。そうなりますと、この極小規模自治体の十島村は何を主張し、何を国に求めていけばいいか、あるいは県に求めていけばいいかという、そういう時代になって参りました。そういう意味でも、大変難しい時代になってきております。特に小規模組織、あるいは少人数のこの組織で、職員の皆さん方も大変苦勞しておられますし、国や県のいろいろな諸々の基準が十島村に合致していない。そういう中で、いかに十島村のための国や政策を引き出してくるか。このことが、一番大事なことだろうと思っております。そういう意味で、十島村住民の皆様方の幸せのために、敷根村長の下で副村長としての責務を果たしていきたいと思っております。どうか一つ、今後とも、皆様方のご指導を頂きたく、お願い申し上げまして挨拶いたします。

△日程第19 同意第4号 教育委員会委員の任命についての件

○議長（日高通君）

日程第19、同意第4号、教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

同意第4号について、理由をご説明致します。本案につきましては、教育委員会委員の任命の同意でございますが、本村の教育委員会委員の制度につきましては、過去は大きい本校を基準にしてやっております、平島と悪石島の方から交互に出すと、こういう経緯がありました。ところが、皆様方の方からの要望もありまして、やはり各島から、それぞれ出したらどうなんだ、というようなご意見もありまして、現在はそうした形でやって来ておりますが、今回、平島と悪石島から4年間の任務を終えて、更に口之島と諏訪之瀬島から任命をして頂こうと、こういうことで、任期満了に伴う委員の後任としてお願いをする訳ですけれども、まず同意4号につきましては、十島村口之島91番地の永田幸男様、生年月日が昭和22年1月6日でございますが、私が申すまでもなく、この方は1回教育委員会をやった経緯がありまして、教育委員としての任務も殆んど経験者である

ということから、お願いをすることにしました。勿論、口之島の方には集落の会長さんを通じて、こうした人をお願いするということで賛同を頂いておりますので、その辺をお汲み取り頂きまして同意を頂きますよう、宜しくお願い致します。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから日程第 19、同意第 4 号、教育委員会委員の任命についての件を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場を閉める）

○議長（日高通君）

ただいまの出席議員数は 7 人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 32 条 第 2 項の規定によって、立会人に 4 番 平泉二太君、及び 5 番 平田傳義君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は、「賛成」と、反対の方は、「反対」と記載願います。

（投票用紙の配布）

○議長（日高通君）

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

（「漏れなし」との声あり）

○議長（日高通君）

「配布漏れなし」と認めます。

投票箱の点検を致します。

（投票箱の点検）



○議長（日高通君）

「異状なし」と認めます。  
ただいまから投票を行います。  
1 番議員から順番に投票願います。

（ 投 票 ）

○議長（日高通君）

投票漏れはありませんか。

（「漏れなし」との声あり）

○議長（日高通君）

「投票漏れなし」と認めます。  
投票を終わります。  
開票を行います。  
平泉二太君、及び平田傳義君。開票の立会いをお願いします。

（ 開 票 ）

○議長（日高通君）

開票の結果を報告します。  
投票総数 7 票、有効投票 7 票、無効投票 0 票です。  
有効投票のうち、賛成 7 票、反対 0 票。  
以上の通り、賛成が多数です。  
したがって、日程第 19、同意第 4 号、教育委員会委員の任命についての件は、同意することに決定しました。  
議場の出入口を開きます。

（議場を開く）

## △日程第 20 同意第 5 号 教育委員会委員の任命についての件

○議長（日高通君）

日程第 20、同意第 5 号、教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

同意第5号について、ご説明申し上げます。本案は、教育委員会委員の任命についての同意でございます。同意第4号で申し上げましたように、十島村教育委員会委員の任期満了に伴いまして、後任の委員についての同意をお願いするものでございます。先程も申し上げましたけれども、経過については省略をさせていただきますが、お願いする委員の住所につきましては、十島村諏訪之瀬島50番地、氏名が矢澤孝雄、昭和29年5月15日生まれでございます。本人はもとより、諏訪之瀬島の集落会長さんにも私は直々に電話を致しまして、そうしたことで同意のお願いを致しましたところ、快く引き受けて頂きましたので、どうぞ一つ、皆様のご同意を宜しく申し上げます。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第20、同意第5号、教育委員会委員の任命についての件を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場を閉める）

○議長（日高通君）

ただいまの出席議員数は7人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条 第2項の規定によって、立会人に6番 用澤満男君、及び7番 有川和則君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は、「賛成」と、反対の方は、「反対」と記載願います。

（投票用紙の配布）

○議長（日高通君）

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

（「漏れなし」との声あり）

○議長（日高通君）

「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（日高通君）

「異状なし」と認めます。  
ただいまから投票を行います。  
1 番議員から順番に投票願います。

( 投 票 )

○議長（日高通君）

投票漏れはありませんか。

(「漏れなし」との声あり)

○議長（日高通君）

「投票漏れなし」と認めます。  
投票を終わります。  
開票を行います。  
用澤満男君、及び有川和則君。開票の立会いをお願いします。

( 開 票 )

○議長（日高通君）

開票の結果を報告します。  
投票総数 7 票、有効投票 7 票、無効投票 0 票です。  
有効投票のうち、賛成 7 票、反対 0 票。  
以上の通り、賛成多数です。  
したがって、程第 20、同意第 5 号、教育委員会委員の任命についての件は、同意することに決定しました。  
議場の出入口を開きます。

(議場を開く)

#### △日程第 21 議案第 58 号 村有財産の処分についての件

○議長（日高通君）

日程第 21、議案第 58 号、村有財産の処分についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 58 号について、ご説明申し上げます。本案につきましては、村有財産の処分についてでございます。既にご承知の通りでございます。本村の住宅貸付資金請求訴訟事件の和解によります、代物弁済で引き取った、元・松田和徳氏所有の土地、建物、備品類を処分するにあたりまして、議会の議決をお願いするものでございます。処分する物件につきましては、中之島ゲロウ 1 3 3 番地の 2 2 の土地、及び建物、備品類等で、契約の方法につきましては、随意契約でございます。村有財産売買契約の内容につきましては、第 1 条の売買で土地、建物、家財、什器類の区分、それから数量を明示してあります。第 4 条で契約保証金を定めております。更に、第 11 条で、公序良俗に反する使用等の禁止を定めております。第 12 条で違約金を定めてあります。別表に家財、什器類の備品類を明示してございますので、参考にして頂きたいと思います。この契約につきましては、売買価格を 9, 4 5 0 千円、うち消費税相当分が 4 5 0 千円ということで、契約の相手方は鹿児島郡十島村中之島 1 2 8 番地の伊東秋人君でございます。先程も申し上げましたが、契約の方法は随意契約ということでございますので、どうぞ一つ宜しくご審議の方をお願い申し上げます。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2 番、永田和彦君。

○2 番（永田和彦君）

この物件に関しましては、貸付の残高、1 4, 8 5 0 千円だったと思うんですが、これについて代物弁済を昨年 1 2 月議会だったですか、認めた訳なんです。今回この契約により 9, 4 5 0 千円で売払うとなった場合の元金の部分については、5, 4 0 0 千円欠損が出る訳ですが、その点について、どのような処理をしようと考えているのか、その点について伺いたい。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

今、議員が言われますように、1 4, 8 5 0 千円とその物、つまり財産ですね。財産と代物弁済で、もう既にそこで終了している訳なんです。件数的、数値的には確かに 5 百何万円の住宅資金の中では欠損という形で出るかも知れませんが、事実的に昨年度の 1 2 月の議会の場の中で、結局お金であります 1 4, 8 5 0 千円と、その物の方では既にそこで整理がついている訳ですので、必ずしもその差額分の 5 百何万円との比較というものではないということになるんじゃないかと思うんです。結果として、その裁判所を経由して和解という形で、そういうような措置を昨年の 1 2 月議会の段階で整理している訳ですから、必ずしもそれが 1 4, 8 5 0 千円と対比するものではないという理解の中で、私共はここに来ている状態です。確かに、それをもって今回の一般競争入札には付した訳なんです。事実として相手方が、申出人の方が 1 人しかいなかったということと等で、随意契約という措置をとった訳です。以上です。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

2 番、永田和彦君。

○2 番（永田和彦君）

今、総務課長がおっしゃる部分は分かったという努力はしたいんですが、ただなかなか、結局住宅資金の元金自体を減らしたという事実はあると思うんですよね。そのことについて、やはり将来的に考えた場合に、何らかの形で住民に不利益を被るのではないかと。例えば、新たに住宅資金を借受けたという方が出てこられた場合に、この 5, 1 4 0 千円の欠損という部分で、そういった部分の不利益を被ることがあるとなると、それはやはり誰かが何らかの形で責任というか、ないのかなというふうに、私はやはり引がかかるんですが。例えば、これについて、今回一般競争入札と

いう形をとった訳ですよ。それについても私個人の考え方だったんですが、極端な話、1番良い解決方法としては、こういうことを議会の場で言って良いのか分かりませんが、1番良いのが村長に買い取ってもらうのが1番良いんじゃないのかなと私は考えた訳ですよ。貸し付けた当時の責任、最高責任者ですよ。今現在もそうですけれども。そういった中で、そうしてもらうことが1番村にとっては、住民にとっては不利益を被らないんじゃないのかなと、貸し付けた残額です。それをまた、処理をして頂くのは買い取られた方の責任でやってもらえば良いかなという考え方をするぐらい、やはりこの原資を減らしたという事実に対しての責任というか、そういった部分について、まあ住民、どのような形で今後説明を求められた場合にするのか、その点について伺いたい。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

確かに、その返済を目的に貸し出した訳ですので、そこの履行はしっかりしてもらわなければいけなかった。それはもう事実であります、不幸にも借受者が死亡した。そういう中で、始めての村ではケースだったと思っております。そういうような中で、議員が指摘することについては分からない訳ではありませんけれども、先程総務課長が話しましたように、裁判にかけて和解という措置をとった。本来なら和解の段階で、売れた残りをその保証人あたりが弁済するとか、そういう方法もあったのかもしれませんが、弁護士の判断としては、その保証人の皆様が保証能力がないと、そういうような形での話し合いだったんだと、私はそういうふうに理解をしております。こういうことが続いてあるということ的前提とすれば、本当は貸出は到底出来ないことになる訳ですので、やはりこれからの貸出については、やはり保証能力等もしっかりしてやらないと、こういう結果を生むんだと、我々も確かに勉強になったと、そのように思っております。あまり、気安く本当にこうしたもの等をやるということは、危険なことであることはよく承知しておりますが、まあ当時は民宿をやって、健康にも私は大丈夫だと思っておりましたけれども、あにはからんや、ああいう結果になったと、そういうようなことで、これはもうやむを得ない手段であろうと、そういうふうに思っております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

本件に関しては、私も流れをある程度把握しておりまして、話もした経緯もあります。本村の民宿事情等も考えますと、お客様が泊まる所が無い状況もあったりする村の現状。そしてまた、1人でも定住を促進していこう、というような意味合いも含めて考える中に、こういう事例があるから、もう今後はかなり厳しくして窓口を広くしない、ということがあつては、また一つ問題かなと。勿論、十島村の村民である人達が、国庫金あたりが自由に借りることが出来れば、また違う角度で判断が出来ますが、そういう面においては窓口を広くもって、またそういう返済等も計画的にちゃんとするような、後はその保険の問題も含めて、貸付をした場合の補償の問題、死亡した時の保険の契約あたりも、今後はちゃんと充実させていく必要があろうかと思えます。この伊東秋人様においては、今現在、中之島では自宅は持っていないと判断して良いのか、それとも、この住宅を購入して民宿業を営もうとしているのか、それともただ、自分の住処として使おうとされているのか、その辺はどのように解釈しているか伺いたいと思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

この伊東秋人様であります、自宅はちゃんとございますけれども、その自宅が地滑り地帯に入っていて、今実際、家も傾いている状況で、玄関等もしっかり閉まらない状況にあります。中も見させて頂いたんですが、例えば、ボールなんかを置いたりすればコロコロ転がっている状況で、立て替えようかどうかどうしようかなと、随分前から悩んでいたそうでございます。それで、伊東秋人様がこうして手を挙げて下さって、今回この案件になった訳でございますけれども、民宿そのものは経営する等はない、ということでございますが、山海留学を是非、引き受けたいと、そういうこと

なんかもありまして、この方が購入して頂ければ、将来また学校の児童生徒なりが増えるんじゃないかなと。この入札をするにあたりまして、期日までに入札の参加申込をして下さい、ということで、その中に色々民宿経営をすると、そういうのを書いてもらったんですけど、その中にはっきりと山海留学を受け取りたい、というふうに書いてありますので、そういうことなんかを緩和すれば、是非といいますか、本当人口の少ないところにこういう方がいらっしゃれば、この物件も活用出来るんじゃないのかなと思って判断しました。

○議長（日高通君）

5 番、平田傳義君。

○5 番（平田傳義君）

この貸付時から言えば、確か私も見て、色々話をだしておったと思います。その中で、やはり 7 番議員が言われた通りに、保険の適用、生命保険のですね。これも、大いに議論された記憶があります。しかしながら、それらがされていない。また、今後死亡のみならず、様々な今の社会状況から言えば、そういう希望で民宿でもしようかなと思って、やはり来る方が、I ターンにしろですね、あるかも分かりません。今後、今言う 5, 0 0 0 千円近い金が説明によると、1 2 月でそれを全部引き取ってそれに替える、ということだと思うんですけども、弁護士のことを考えた場合は、そういうものをきちんと入れるんだということを、是非、検討じゃなくて、分かりませんよ。1 5, 0 0 0 千円、もしくは 2 0, 0 0 0 千円程度の。勿論、これは返してもらえば良い訳ですから。それは、本人というか、私が知っている限りでは家を買う、借金をする、借入れをする。その中に入っているんですよね。入っているですよ。ちょっと金額は分かりませんけれどもね。そういう中で、役場がそれくらい出すぐらいのことをしても、僕は損はしないと思うんですよね。どのくらいの金額になるか分かりませんよ。それで行くと 2 0 年ですかね、返済計画は。それで、万が一の時はそれで補償をしてもらおう、という形を取らないと、今後そういうのは死亡に関わらず、人間だから分かりませんよ。様々なことを今後は考えて行かないと、放置といいますか、逃げ出すということも考えないといけないし。その辺、どうですかね、検討しているのか。いわゆる、生命保険ですよ。担保に、ということは考え、難しいんでしょうか、十島村の場合。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

火災保険の方につきましては、貸付の必須条件という形で、火災保険には加入させております。ところが、生命保険につきましては、保証人という形で、村の場合、見ている訳です。保証人制度。結局、金額によって保証人を 3 年以上、あるいは 5 年以内とかですね。その中で担保している訳なんです。保証人でですね。生命保険で、その後の自分の借金がチャラになるということ等は、それは保証人制度いりません。ところが、この本村の場合の、こういうような貸付制度に、保証人を受けてくれる、保険を受けてくれる保険会社があるということが、なかなか無いです。そういう実態からしまして、一応、保証人ということ等は、一応、確保しようということでの制度を残すと。それと、火災保険については、今回は産業資金も住宅資金についても、貸付の条件ということではとっております。

○議長（日高通君）

5 番、平田傳義君。

○5 番（平田傳義君）

確かに、私もその分は忘れておりました。その代わり、保証人はいない、ということで生命保険は入る、ということだったと、私も記憶しております。でも、何らかの方法を考えないと、これが勿論、度々起こるということは無いんでしょうけれどもね、ちょっと私、貸付の規約を見ていないんですが、村内居住ですかね。5 名のうちの 2 名か何か入るようには、なってませんか。ああ、なっていない。そういったことで、これは今 2 番議員も言われるように 5, 0 0 0 千円近い金、それから弁護士料等を考えた場合、馬鹿らしい金だと思うんですよね。今の本当に、緊迫している我々の。しかし、これは 1 2 月に皆さんが議会でそういうふうにしたということなんで、私もどうも言えませんがね。やはり、何らかの方法は無いのかなと、1 円でも 2 円でも先にと

ってもらえないのかな、というふうに考えるんですけども、それも皆さんがそうやって決めたことでしょうか、とやかく、今から言っても仕様がないうことだろうと思います。ということは、伊東さんはこれを我々が承認すれば、もうこれはお金を払っているんですよね。即、入居という形でしょうか。それから、この中の小さな土地、建物以外の物々は、勿論、本人もちゃんと見て、付くか付かないのか、使えるのか使えないのか、それを含めて考えているのか。とやかく後で、ということは無いですでしょうけど、その辺については特に問題無いんでしょうか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

入札を行なう前に、既に入札保証金として500千円のお金を入れてもらって、それから契約した段階で契約金額の1割。それは入札保証金も含めて1割ですので、あと450千円、これを入れてもらう。それで30日の間に、この契約の中身を履行しなければならないということで、30日の間に、ということであります。それから、その中の備品その物は既に見ております。ちゃんと、開放してですね。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

最後、確認なんです。本来なら前回、代物弁済の時に確認しておくべきことであったんですが、答えが頂けるなら答弁頂きたいと思っているんですが。先の12月議会の時に確認した部分で、この連帯保証人についての補償の償還能力の部分で、結局、執行部側の説明の中では、今現在、連帯保証人にはその償還能力はないという説明の元に、代物弁済を認めざるを得ないだろうということで認めた訳なんです。今回この資料要求の元に提出して頂いた中に、要するに、昨年の和解の段階での償還能力がないよ、というのを証明する資料というのは、客観的に、明らかに無いですね、というような物は無かったのですか。どうなんですか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

私の方が、裁判そのもの全部立ち会っておりません。お願いした和田弁護士の方で話し合っ、そして、そこの口頭弁論とか、そういう中身でもって色々な資産とか、そういうのを調べた結果でもって、能力がないと判断したということで、書面に残るものはありません。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから日程第21、議案第58号、村有財産の処分についての件を採決します。お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第21、議案第58号、村有財産の処分についての件は原案の通り、可決することに決定致しました。

○議長（日高通君）

これで、本日の日程は、すべて終了しました。  
明日、明後日は休日のため、休会となります。

#### △日程報告

##### ○議長（日高通君）

9月29日月曜日は、午前10時から会議室において、決算審査特別委員会を開催する旨、決算審査特別委員長より通知を受けております。

審査内容は、一般会計の総務課関係、及び住民課所管の特別会計であります。国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、及び介護保険特別会計の介護事業勘定、サービス勘定の審査であります。

#### △散会

##### ○議長（日高通君）

本日は、これで散会致します。  
ご苦労様でした。



10月3日（金）

## △開議宣告

### ○議長（日高通君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布しました議事日程表の通りといたします。

- |       |       |                                    |
|-------|-------|------------------------------------|
| △日程第1 | 認定第1号 | 平成19年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についての件       |
| △日程第2 | 認定第2号 | 平成19年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件 |
| △日程第3 | 認定第3号 | 平成19年度十島村老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件 |
| △日程第4 | 認定第4号 | 平成19年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定についての件   |
| △日程第5 | 認定第5号 | 平成19年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件   |
| △日程第6 | 認定第6号 | 平成19年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についての件   |

### ○議長（日高通君）

お諮りします。

日程第1、認定第1号、平成19年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、日程第6、認定第6号、平成19年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についての件まで、6件を一括議題とすることにしたいと思いますが、一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

### ○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第1、認定第1号、平成19年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、日程第6、認定第6号、平成19年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についての件まで、6件を一括議題といたします。

9月25日の本会議において、設置された決算審査特別委員会に付託した案件について、決算審査特別委員長長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、永田和彦君。

### ○決算審査特別委員長（永田和彦君）

平成20年9月26日に決算審査特別委員会に付託されました、認定第1号、平成19年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、認定第6号、平成19年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についての件までの6件の決算認定についての審査の経過、及び結果について、ご報告いたします。まず、委員会の会議状況について報告いたします。本決算審査特別委員会は平成20年9月26日に設置され、同委員会委員は、議長及び議会選出監査委員を除く6人で構成されました。委員会の会議は、9月29日から10月2日までの4日間、会議室において担当課毎に日程を定め、村長、副村長、教育長、総務課長、担当課長、室長、及び担当者出席を求めて行いました。審査の経過、及び結果については次の通りです。

それでは、一般会計について報告いたします。

まず、総務課関係について報告します。

#### 村税等の正しい申告の啓蒙活動の成果について

正しい申告の啓蒙活動を行なうよう昨年度のこの場などで要望し、そのように税務署などと協力し実施された。その結果はどうであったかとただしたところ、18年度宝島、19年度中之島、20年度平島・口之島に鹿児島税務署による税務調査が入った。19年においては各島で税の申告研修会も実施したが、特に牛の申告についての質問が多かった。その結果、20年度の申告では大多数の方が正しい申告をしているように感じた。その成果として、税構造の変更による影響もあるが、住民税で180万、国保税で200万の税収が上がってきている という答弁であった。

#### 交付税減少に伴う今後の村づくりについて

厳しい財政状況であるが、どのようなことを念頭に村づくりを進めるのかとただしたところ、1割の自主財源である。19年度までに約5億円交付税が減少している。20年度は地域対策の関係で増加した。今回の補正予算で住民要望の半数程度は対処できた。財政指標的には早期健全団体となる25には依然として近い状況である。これら指標の基礎数値は交付税である。従って、ここ数年は不安要因が残る。19年度は起債の繰上げ償還、借換などを行なっているので20年度決算に反映されてくるものと思う。しかし、見通しが不透明なため村長の独自の政策を出しにくい面がある という答弁であった。

#### 経費の節減について

監査意見書に経費節減の実施状況について触れられている。この節減対策による弊害は出ていないか。旅費も削減しているときいている。回数が減少しているのであればなおさら役場職員が島に来る情報などは出せないのかとただしたところ、経費節減について個人に対する補助金制度が減少したが、そのことで特段苦情はきいていない。組織改革にともなう弊害については、組織改正というよりも人員削減による職員の業務量が増えている という答弁であった。

#### 貸付資金等の長期滞納分の扱いについて

非常に長期にわたっている滞納がいくつかある。収納の見込があるのか。どこかで線を引く時期がきているのではないか。町村会弁護士に相談したところ村の貸付態勢が不備ということのようでもあったときいている とただしたところ、かなり過年度分の未済がある。監査委員からも不納欠損処分 of 時期にきているのではないかという指摘もある。職員が不納欠損処分するための調査する時間がないという問題もある。十分な調査なしに安易に処分はできないが、状況によっては可能なものは不能欠損処分を実施してみたい。旧庁舎の家賃については、監査委員から次回定期監査に調査資料を提出するよう求められている という答弁であった。

次に、住民課関係について報告いたします。

#### 診療所一部負担金の未収について

その要因は何か とただしたところ、ほとんどが県外者である。当日収納出来ないと云うことで納付書発行しているが納入されなかった。また、住民であっても地元になかった関係者も一部いる。大部分が20年度になって収納されている。最も古いものは18年度の東京の方である という答弁であった。更に、外来者への対応については、来年の皆既日食への対応の仕方もきちんとしておかなければならないが いかがかとただしたところ、日食については、経済課とも協議している。レセプト点検業者に一時期役場に待機してもらう、あるいは外国人に対しては現金徴収するなど検討中である。可能な限り即時に徴収できる体制をとっていきたい という答弁であった。

#### 社会福祉協議会について

村からの敬老祝金のほかに、社会福祉協議会から記念品があったが、その財源は何か。また、法人化する必要もあるのではないかとただしたところ、村からの補助もないのでこの決算

にはでてこない。社会福祉協議会は法人化もされていないので規約もない。香典返しや募金などで運営している。法人化すると各世帯からそれなりの負担がでてくる。負担できるのか、法人化した場合にそれだけの事業があるのかなどの問題がある。香典返しの寄付については広報している。決算については報告していないので20年度決算から報告するようにしたい という答弁であった。更に、事務には十島村職員が従事している。それならばチェック機能システムを考えるべきであるがいかがか とただしたところ、職員が任意団体の会計を預かっているものがある。18年度末で1回確認検査を実施した。他団体での不祥事もあり議会終了後にも2回目を実施する予定でいる。印鑑は課長、通帳は担当が管理するなどの対応もとっている という答弁であった。

#### 医師確保について

上4島に医師常駐といわれても一泊して帰るわけで、住民としては従来の感覚となんらかわらない。例えば同じ島にずっとではなくてもこの島に1ヶ月、次の島に1ヶ月というようなことは検討すべきではないか。そこには医師住宅の整備の問題もあるがこのままで良いとはとても思えないがいかがかとただしたところ、常駐医師については、中之島に常駐し、その他の島は月2回派遣、下3島は赤十字病院から同様に月2回派遣する取り決めである。口之島・平島・諏訪之瀬島について常駐ではないといわれればそのとおりである。下3島についても機会あるごと要請している。また、1ヶ月あるいは2ヶ月単位での島の移動が可能かどうか確認・検討もしてみる という答弁であった。更に、医療についても足、船便の問題が重要である。船の運航についても医療面も交えた交渉をしていただきたい とただしたところ、県の医師の状況は、十島村三島村のために4名派遣している。常駐医師2名、2名が巡回医師である。医師不足で従来の自治医大とは別に鹿児島大学にも地域医療に携わる医師を要請するために資金貸付制度を創設している。この制度の負担金を納めても新たな医師は派遣されないが負担せざる得ない状況である。現在は地域振興局、知事との対話などの機会を通じて要望はしている。3回の巡回診療の要請なども検討してみる という答弁であった。議長から、現在の状況は満足のいく診療体制でないということはハッキリしている。村からもしっかりと要請して欲しい。担当課の問題としてではなく村長・副村長の大きな仕事だと思う という意見が述べられた。

#### 定住促進対策事業について

この事業については、生活費助成の方が効果的と思う。また、根本的な対策が必要と思うがいかがか。過去においてもプロジェクトチームの必要性も指摘したが、具体的な動きがない。本庁舎に定住の看板を掲げるほどの意気込みも感じられない。年間の具体的目標を定め取り組む必要がある。役場移転で地域活性化を図ろうというのであれば、それに要する20億、30億なりを投資して地域活性化・定住対策をやる考え方があっていいのではないかとただしたところ、人口問題は一番の課題である。定住政策は地域の特殊性があってそれぞれの自治体で様々な施策がとられている。生活助成金については、生活保護世帯を呼び込むような施策でありなかなか取り組むことには問題もある。島に魅力を感じさせる政策、そして、住宅などは具体的に付帯する政策となるであろう。子どもを持つ若い世代の定住については、高校へ出せるだけの生活費を稼ぐだけの産業なり、本人に技術がなければなかなか難しい という答弁であった。更に、定住対策は住民課で実施しているが、施策は助成金のみである。本来の定住対策は経済課地域振興室の産業・観光であり、定住促進対策としては機能していない。これをどうするのか とただしたところ、本来は以前の企画などが活動しなければならない。組織改正のなかで地域振興室の事務量が多いことから定住対策自体を住民課の所管とした。情報の提供についてはイベント参加よりもインターネットでの情報提供が効果的と思う という答弁であった。また、更に、もう少し危機意識を持つべきだ。具体的な目標設定が必要である とただしたところ、皆さんの意見を参考にしながら部内で検討し、議会とも時期をみて協議したい という答弁であった。

次に、経済課関係について報告いたします。

#### 水産振興について

過去においても何度も議論しているが、いつも先の見えない議論で終わっている。好漁場はある、県外漁船はきている。漁業従事者がどのようなスタイルの漁業をして、年間何日従事すると収入がいくらかなど具体的な取組みが必要ではないのか とただしたところ、漁業再生資金を活用して今年度も夜光貝の種を配布した。市場出荷して生計をたてている者は2－3名、遊漁船も同程度。ほかは、島内消費である。後継者育成はなかなか厳しいものがある。定置網も過去に実施した、漁礁設置も行なったがうまく行かなかった という答弁であった。更に、5年後、10年後どうなるのか、投入した金額で成果があがらなかったのなら反省もすべき。過去において漁業振興に不足しているとして船溜りが無いという理由があった。それも整備された。燃料高騰による漁業者への影響調査などなにもなされない。このままでいいのか とただしたところ、役場として、現状を十分に認識していない面もあり、今後どうするのかという対策も難しい。大型漁船を導入するという貸し付け申請があり実施した。理論的には大変正しいものであったが現実問題としてあまりうまくいっていないように聴く。行政としては全住民対象にしたような政策をとるのが本来である。しかし、そのようなやり方では十島村では成功しないような感じを受けている。やる気のある人と一緒にやる政策が必要である。十島村の現状を分析しその対策をとって徐々に改善されてきているのが畜産であろうと思っている という答弁であった。 また、更に、毎日、危機意識をもってやれとはいわないが、人口問題がそこにあるのに手をこまねている。来年の決算においても今年と同じような状態では困るとただしたところ、 いわれることは判る。農業・水産業同様である。役場職員が専門的知識をもっていけばそれなりの指導もできる。将来的にどうなのかということよりも、今の現実の改善にも取り組んで欲しい。例えば、トビウオ漁の研修を受けているがその結果も聞いていない。研修を受けたのであればそのような技術も身に付けて欲しい。実績のあるトラノオなどはそれなりの農家の努力取組みの結果でもある。行政と農家・漁家の連携が必要。生産者からの提案も必要である。言いたかったことは、最重要問題として人口問題がある。船溜まりもある、あとはその施設を生かすだけだ。そこに IU ターンをどうやって呼び込もうかという仕掛けを考えるのが行政ではないのか とただしたところ、定住については、様々な関連がある。仕掛けは大事である。その知恵は職員が出していかなければならない という答弁であった。

#### 畜産等職員のバックアップ体制について

畜産でも新人1名が配属された。非常勤2名、臨時2名である。今後のバックアップ体制についてただしたところ、 退職者が連続であった。1人は自己都合、1人は仕事上での行き詰まりと思われる。現在は職員1名、非常勤2名の3人体制で行なっている。以前のような状況にならないよう今の体制を崩さずにすすめたい という答弁であった。更に、現体制で機能しているのもわかる。臨時職員等の身分保障のこともあり、将来的には不安定である。責任についても不安な部分がある。組織としての人員削減問題もあるが将来的にはどのように考えているのか とただしたところ、責任だけから考えると正規職員しかない。過去は、職員2名、非常勤1名、臨時職員1名で行なっていた。現在の臨時職員1名分については畜産組合がメインで雇用し、村が不足分を対処している。将来において、職員2名体制となった場合には非常勤職員2名のうち1名をどう扱うかは未定である という答弁であった。

次に、教育委員会関係について報告します。

#### 十島会館廃止後の対応について

十島会館が廃止された後、現在の入寮生にどのような措置を施すのか とただしたところ、現在悪石島の生徒2名が入寮している。今後について具体的なことは総務課とまだ協議していない。廃止になったとしても現在の寮生については卒業まで村で財政的な補てんを考えている。来年度の募集はしていない。寮生本人にはまだ伝えていない。総務と委託者との関係が整理され次第ということになる という答弁であった。

#### 給食調理員報酬について

規則で中之島と小宝島しか月額報酬でないのはなぜか。また、就業規則はないのか とただしたところ、島によって実情が異なる。就業規則も島によって実情によって作成の必要があると考えている。今年実施した研修の中でも調理員には就業規則を制定する旨説明している という答弁であった。また月額、日額が混在している経緯について説明がなされた。

次に、国民健康保険特別会計について報告します。

#### 収納率100%と収入未済について

県内での収納率100%達成市町村はどこかとただしたところ、県内での100%は19年度は三島村のみで、十島村は収納率は県内2位である という答弁であった。更に、交付金に頼らざるを得ない考え方、例えば人を増やすなど、より本腰を入れていくべきだと考える。過去においては、非常に厳しい対応で徴収されたということもあったように聞いている。そのことが住民と職員の関係を悪化させているケースもある とただしたところ、人口対策は一番考えないといけないと思っている。全国各地で人口減少しており、現状の定住対策だけでは対策になっていない。転入者は大事にしなければいけないが考え方が安易な方もある。そのため転入はいくらあるもののまた転出してしまう。定住をしてもらうためには何をすればいいのか。まず、島に来てもらうこと。交流人口を増やしその中から定住してもらおうと願っている。国保税徴収については、すぐに払えない人もある。そういう方からはそういう感情もでてくるのであろう。定住については、当面、皆既日食でどのようにトカラがとらえられるのか、あまり期待できないかもしれないが一生懸命取り組んでみたい という答弁であった。また、19年度滞納者への対処状況と財政調整交付金の制度システムについてただしたところ、滞納者は島外に出ており12月に住所がわかり文書を出した。携帯電話にも掛けたがでることは無かった。連絡がついたのは島に戻ってきてからである。交付金のシステムについては、今回のケースで言うと、19年度完納でないで20年度交付金0円。20年度完納であれば21年度150万円交付。更に22年度完納であればプラス300万円されるので450万円の交付となる という答弁であった。

#### 給付費減少の要因について

歳出で給付費がかなり削減されてきているがその要因はなにか。保健師の採用、予防事業の効果なのか。住民課としてどのように分析しているのかとただしたところ、給付費は平成17年度をピークに減少している。要因について保健師とも話し合っているが、各個人が医療の意識が芽生えてきているのではないかとされる という答弁であった。

次に、老人保健医療特別会計について報告します。

#### 老人保健と後期高齢者医療とのサービスの相違について

この2制度にサービス、負担額の違いはないかとただしたところ、サービスに違いはない。保険料についても、減額率の変更などで単身では減額となっている。夫婦世帯でも千円程度安くなってきている。保険料率は2年ごとの見直しとなっており、どのようになるかは医療費の推移次第である という答弁であった。

次に、船舶交通特別会計について報告いたします。

#### 抜港、ランプウェイ使用制限について

平島においては抜港、ランプウェイ使用制限が年間を通して何便程度あるのか。その制限によって地元が受ける経済的損失も大きいものがある。それには様々な問題もあるからであると理解する。しかし、最小限に留めるべきである。例えば放送のぎりぎりまで島と連絡をとってからにするなど。地域では相当の苦情があがっている。住民への配慮、乗客への配慮をどのように考えて制限しているのかとただしたところ、基本的には各港の状況、翌日の気象情報

を取得し運航管理者が船長と協議して出港を決定する。情報収集には前日から当日の朝、行なっている。気象情報については通常の天気図のほかに高層天気図も採っている。判断としてまず接岸できるかどうか、次にランプウェイの使用の可否、そして抜港については以後の運航に影響がある場合にやむを得ず行なっている。7, 8時間乗船したあと抜港というので乗客に申し訳なく、乗客の利便性を考慮して事前に予測放送している。データの記録はあるが集計はしていない。データ整理には時間を要するので今議会中には提出できないので了解いただきたいという答弁であった。

#### 東之浜港の進捗に合わせた仮接岸について

港湾担当の話では、接岸バースは20年度で切石港と同じに確保できる。仮接岸させる考えはないかとただしたところ、仮接岸の前提として、接岸が完全にできるということがある。ビット、防舷材など図示して提出する必要がある。幅員150mは必要である。東之浜を使用する場合には風が強い場合であろうことから十分な条件がそろう必要があると考える という答弁であった。更に、南と東の港の状況の比較による。室長がいうように南が悪い時は東も風が強いということでは経験から一概にそうでもない。その点のデータもとって申請すべきである。地元としては当初予定から3年送れている。更に、室長のいうような幅員150mを確保するには今後3年もかかるようなので仮接岸できるのであれば検討して欲しいとただしたところ、最もだと思う。150mはベストであり、120mなら大丈夫なのかどうなのかということであろう。また、ランプウェイの板、コンテナの置場、車の置場、コンテナの移動などクリアしなければならぬ問題もある。それができるのであれば申請したい。バース長が確保されたからすぐに仮接岸というわけにはいかない という答弁であった。

次に、介護保険特別会計について報告します。

#### 地域包括支援サブセンターについて

どのようなサブセンターとしての取組みがなされているのかとただしたところ、業務として①高齢者相談事業 ②新予防給付事業 ③特定高齢者支援事業の3つがある。①は従来も診療所で実施、②は程度の軽い要支援者へのサービスとなり、計画については松下ケアサービスが作成し、診療所はその作成のなかで意見を述べている。③特定高齢者支援については個別の程度把握・プラン作成・介護事業所のサービスとなる。十島村の場合はデイサービス、デイケアなどの特定のサービス提供がないので診療所にきてもらい運動機能のアップなどを行なっている。ただ人数が少ないためにトカラいきいき教室に来てもらってその中で一緒に実施してもらい、看護師はその対象者に特別に目をかけているような状況である という答弁であった。

#### 介護保険（サービス事業勘定）について

##### ヘルパー研修について

過去実施したが今後予定はあるのか、また、ヘルパーの活動状況についてただしたところ、養成費用として年額10万円程度確保している。村単独ではできず松下ケアサービスに組み入れて実施するようしてもらっている。養成期間は実際は1ヶ月程度かかるが、十島村は特例で2週間で養成研修してもらっていた。現在のところ松下ケアサービス自体の養成もないが、サービス会議でも必要という意見であり今後も養成していきたい。活動状況については、全島で15名の要資格者がおり、口之島・中之島・平島に利用したいという方がいるが、実際ヘルパー活動しているのは中之島の1名のみである。中之島では多いときは3名であったが入院などで利用者が1名である という答弁であった。更に、養成には10万円程度かかる。村で研修費を出した方が従事していない例がある。それを活用することが前提の村費助成であるはずである。そのように活動できない場合など返納させるべきではないのかとただしたところ、諏訪之瀬島でヘルパーを2名養成したが、2名とも島外に出ていってその免許で活動している。それでいいのかという質問を受けた。今後は免許取得後の業務について十分納得してもらおうなどしっかりとした助成をしていきたい という答弁であった。

次に、簡易水道特別会計について報告します。

#### 水道使用料の収入未済について

その経緯と滞納者に対する措置についてただしたところ、滞納者はほとんどが島外者である。決算時の未納は10,235円であったが、現時点では4,450円の未収で転出者3名分である。滞納措置として給水をとめることはしていない。将来的にも悪質でない限り給水停止措置は取らず、あくまでも納入を促していきたいという答弁であった。

#### 改良工事の工期の短縮について

残りの島も多いが工期短縮できないのかとただしたところ、宝島・口之島、そして淡水化施設整備時に実施した小宝島は終了している。島ごとに工事内容・規模も異なり、また、起債の関係もある。悪石島は2500万円の事業費ベースでいくと5年を要すると思われるという答弁であった。

総括質疑。

各課毎の質疑の後、総括質疑を行ないました。

#### 出張員について

最近の勤務実態、日報の報告書の提出はさせているのか。口之島、宝島では早朝出勤があると思うが、8時間以内の勤務で実施していると思う。本人の了解はあるのだろうか、これでいいのか、何か考えるべきではないのかとただしたところ、業務報告書を毎月5日までに提出させている。早朝出勤については、1日の勤務8時間の範囲で調整させている。当然窓口に掲示するよう指導している。非常勤職員についての手当支給はできない。するとすれば支給額そのものの上乗せをするしかないが、この場で回答することはできないという答弁であった。

#### 十島会館の廃止、跡地問題について

十島会館の廃止について、ほかに対策案はないのか。また、跡地利用など2案で検討して欲しいとただしたところ、土地利用についても検討した。解体に3000万円かかる。その後同等施設を建設する場合には千万から億円を投入する必要がある。現在で一般財源をそれだけ出すことはできない。十島会館は村の区域外ということで起債もできない。これまでの利用の経緯を考えると心苦しい面もあるが、今後の負担を考えた時に廃止が結果的には住民サービスとなる。40年頃の建築であり、コンクリートも爆裂している。数年で朽ち果てる。放置すると苦情がでる。十島会館の機能を廃止し、その後処分を考えている。57坪ある。坪100万円とした場合5000万円程度の収入となる。この財源で住民サービスを提供する考えもあるという答弁であった。委員から利用の議論が少ないのではないか。もっともっと議論していくべきということだと思ふなどの意見が出され、1年以内の結論を目処に別途協議することとした。

#### 16年度の住宅貸付資金問題について

今までどおりの貸し付け方法でいくのか。検討策はあるのかとただしたところ、事件後、期限の利益の喪失という規定を設けた。また連帯保証人の年収を重点におき、貸付金額に対応する年収の確認を行なっているという答弁であった。更に、本人死亡では対処が困難である。本人了解のもとに生命保険をかけるなど対処が必要。なんら反省、検討もされていない。村長の見解をただしたところ、経済課審査時に指摘もいただいたので、今後協議をすすめたいという答弁であった。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、別段討論もなく、採決に入りました。採決は、簡易採決で行いました。採決の結果、認定第1号から認定第6号までの6件については、特段意義もなく、原案の通り、認定することに決定致しました。以上で、決算審査特別委員会の審査の経過と、

結果の報告を終わります。

○議長（日高通君）

決算審査特別委員長の報告が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

<認定第1号採決>

○議長（日高通君）

これより、日程第1、認定第1号、平成19年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

認定第1号 平成19年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についての件は、委員長の報告の通り認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（日高通君）

起立多数です。

したがって、日程第1、認定第1号、平成19年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についての件は、認定することに決定しました。

<認定第2号採決>

○議長（日高通君）

これより、日程第2、認定第2号、平成19年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告の通り決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（日高通君）

起立多数です。

したがって、日程第2、認定第2号、平成19年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件は、認定することに決定しました。



### ＜認定第 3 号採決＞

#### ○議長（日高通君）

これより、日程第 3、認定第 3 号、平成 19 年度老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長報告の通り決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

#### ○議長（日高通君）

起立多数です。

したがって、日程第 3、認定第 3 号、平成 19 年度老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件は、認定することに決定しました。

### ＜認定第 4 号採決＞

#### ○議長（日高通君）

これより、日程第 4、認定第 4、平成 19 年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

認定第 4 号、平成 19 年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定についての件は、委員長報告の通り決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成起立）

#### ○議長（日高通君）

起立多数です。

したがって、日程第 4、認定第 4 号、平成 19 年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定についての件は、認定することに決定しました。

### ＜認定第 5 号採決＞

#### ○議長（日高通君）

これより、日程第 5、認定第 5 号、平成 19 年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

認定第 5 号 平成 19 年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件は、委員長の報告の通り決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

#### ○議長（日高通君）

起立多数です。

したがって、日程第 5、認定第 5 号、平成 19 年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件は、認定することに決定しました。

#### <認定第 6 号採決>

##### ○議長（日高通君）

これより、日程第 6、認定第 6 号、平成 19 年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

認定第 6 号 平成 19 年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についての件は、委員長の報告の通り決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

##### ○議長（日高通君）

起立多数です。

したがって、日程第 6、認定第 6 号、平成 19 年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についての件は、認定することに決定しました。

#### △日程第 7 議案第 59 号 十島村高速観光船「ななしま 2」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件

##### ○議長（日高通君）

日程第 7、議案第 59 号、十島村高速観光船「ななしま 2」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

##### ○村長（敷根忠昭君）

議案第 59 号について、ご説明申し上げます。本案につきましては、十島村高速観光船「ななしま 2」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。まず、近年の燃料費の高騰によりまして、現行の使用料、及び借上げ料の改正を行おうということで、お願いをしておりますが、別表をつけておりますが、それを 1 つ参考にさせていただきたいと思っております。新旧対照表で申し上げますけれども、まず、別表 1、7 条関係ですが、これにつきましては、住民が使用する場合の料金でありまして、燃料高騰による料金引き上げの流れに反するようですが、過去においても、島民に対する適用がほとんどでありまして、島間交流をより促進する意味から、現行の使用料から全体的に引き下げたということになります。したがって、この島間の金額を、例えば、口之島から中之島、中之島から平島、それぞれ一律 1,300 円にしております。島をいくつか経由する場合におきましては、区域毎に 1,300 円の半額を加算したということになります。それから、奄美と屋久島につきましては、宝島と口之島、したがって宝島～奄美か、口之島～屋久島間を十島間の使用料、いわゆる、統一した 1,300 円の 2.5 倍に相当する 3,250 円として、それぞれ宝島、口之島から島が遠くなるにつれて 650 円を加算する、ということにしたものでございます。それから、次の、第 7 条の 2 項ですかね。これにつきましては、第 2 表になります。こ

れにつきましては、区間に応じた燃料費に人件費、減価償却費、区間遠方の回航料を加算した額を片道料金とするものでありまして、往復する場合は片道料金の5割増ということにしておりますが、これにつきましては、殆んど村民外のチャーター料ということで、この分については若干引き上げをしております。条例の公布の日から施行を致しまして、改正後の第7条、第1項の別表2の規定は、平成20年11月1日から適用をするということで、お願いをしております。説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

この改正は、たぶん決算にもちょっと公平感、均衡が取れてないということ等もあったような気がするのですが、それについて触れたものかなというふうに理解をします。島内の料金が安くなったということは、住民も島内間の交流が安くなるという意味では、大変村民にとっては良いことではないかと思います。決算の方で出ておりました、均衡が取れてない、運賃がどこかが格差があるようなことがあれば、この分に教えていただきたい。この団体なんです、島民以外ということで、かなりの金額があがってますが、住民もやはり万が一の時は利用をしてると思いますが。勿論、原油高等々話があることについても、考えなければいけないことがあるんですが、どうなんでしょうか。この金額的に、どういう積算をしてこういう50千円近い改定がされるのか分かりませんけども、その辺、どういう積算をしたのか、こういう金額になったのか、説明を願いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

その決算審査で格差があると、その意味が私、分からないんですけど。今、それから、2番目の積算の件でございます。皆さんにお配りしている、参考資料というのがございます。その基面を裏の方を見ていただければ、経費積算資料というのがございます。それに、右から3番目に改定借上料というのが、一番上を見てもらえば、ここに宝島～名瀬間が167,300円と書いてあります。この積算を、どういう式で積算したかと言いますと、1番左から2番目の燃料消費額76,073円でございます。それから、5番目の回航燃料消費額、括弧して遠方、76,073円と、それから、減価償却費、区間あたりでございます、それで4,590円でございます。それから、1番上の方に人件費として「G」と書いてあるのが、表の枠外にあると思います、これが10,537円とあります。この4つを合計した金額が、167,300円でございます。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

決算書だったかどうか、ちょっと私も分からないんですが、島間で近いのに高いというような表現の文言が出ておりました。そのことだったんですけど、とにかく、島間が安くなるということですね。けども、これが何かこっちに転嫁されたような気がしますし、積算の方ですと、全てこれを足したものがこういう金額になった、ということのようなんですけども、それでチャーター関係が落ちないか、というような気がしますが、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

このチャーターを通常利用される方は、旅行会社とかそういう関係の方が主です。その旅行会社そのものの方が、これだけの料金を示せば、旅行者の方に運賃が上乗せされるんじゃないかと思いますが、旅行会社そのものというのは、やはり島を見たいために来る方が多いので、あまりそんなに料金を上げたから、今まで通りの旅行会社の方が減るとは考えておりません。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

補足しますけど、今の経済課長が経費積算資料の表側に、内規による島民が利用（チャーター）した場合の料金ということではありますが、これは島民がチャーターした場合の料金、というふうに解釈してください。さっきの、別表 2 のチャーターとは異なって、別に定めているということで、これの解釈は、それぞれの島に行く料金の 1 2 名分を、1 つのチャーター料の基本ということにしております。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

2 番、永田和彦君。

○2 番（永田和彦君）

この住民が利用する際の、料金の設定の考え方なんですけど、例えば、中之島の住民が諏訪之瀬島まで利用したいとなった場合の料金設定が、この表でいくと 1, 950 円という考え方ですよ。例えば、そうなった場合、実際に走る距離数として考えた場合は、平島に行くより諏訪之瀬島の港間の距離は短い訳ですよ。そこら辺の考え方が、これだとなのかなと思うのですが、基本的な考え方というのは、おそらく、今のフェリーとしまの運賃の考え方が元にあるの料金設定じゃないのかな、という気がするんですけど、そこら辺について、中之島からを起点にした場合の平島、諏訪之瀬島の問題だったりとか、平島から諏訪之瀬島と悪石島の。確かに、平島～諏訪之瀬島と平島～悪石島間では、若干悪石島の方が長いというのは分かるんですけど、そこら辺がどうも、この 1, 950 円という設定の仕方というのが、どうなのかなと思うのですが。

○議長（日高通君）

審議途中でありますけれど、これより休憩致します。

休憩

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 7、議案第 59 号、十島村高速観光船「ななしま 2」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、日程第 7、議案第 59 号、十島村高速観光船「ななしま 2」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案の通り可決することに決定致しました。

これより、11 時 15 分まで 10 分間休憩を致します。

休憩

○議長（日高通君）

休憩以前に引き続き会議を開きます。

△日程第 8 議案第 60 号 特定離島ふるさとおこし推進事業交通安全施設整備工事請負契約の締結についての件

○議長（日高通君）

日程第 8、議案第 60 号、特定離島ふるさとおこし推進事業交通安全施設整備工事請負契約の締結についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 60 号につきましては、特定離島ふるさとおこし推進事業交通安全施設整備工事請負契約の締結についてでございます。9 月 26 日に指名競争入札で 12 社を指名し、執行を致しております。指名業者につきましては、本村の建設工事指名競争入札参加者等の指名基準に基づいて行ったものでございまして、入札の執行結果は、配布致しております資料の通りであります。工事内容につきましては、平成 21 年 7 月 22 日に観測されます皆既日食に、国内外からの多数の観測者の入村が予想されることから、本村の道路につきましては、ご承知の通り、急勾配で曲線、半径も小さく、また、道路幅員も狭いことから、島の道路に不慣れなドライバー等により脱輪等の事故等の発生も予想されると。そういうことから、観測者、及び地元住民の安全交通を確保する必要性から、側溝蓋、あるいは道路反射鏡、防護柵等を整備するものとしております。基本的には、観測ポイント、及び観測者の宿泊施設と港を結ぶ道路に限定して整備をするということにしております。各島における詳細内容につきましては、別紙で資料を差し上げていると思いますので、参考にさせていただきたいと思います。契約の相手方は、吉留建設産業株式会社 代表取締役、吉留由美子、契約金額は 94,500 千円でありまして、契約期間につきましては、20 年の 10 月 3 日から 21 年の 3 月 25 日までの 174 日間を予定しております。また、先般の決算審査の折にも、この工事の遅れについてご指摘を受けましたが、ここで改めて、遅くなったことについてお詫びを申し上げたいと思います。以上で、説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

只今、本件に関しては村長の方から説明がありましたが、お詫びという形で説明があった訳ですが、当初、3 月定例会の中で選挙前だということもありまして、当初、予算にあげることがどうなのか、あるいは外部からの指摘もあり、その中で本村の地域雇用ということで、公共事業等が無いということもありまして、そういう状況であれば 3 月予算の中に組み入れて、そして、事業執行を急ぐんだと。本来の特定離島の予算執行になると、8 月、9 月、10 月以降というような、遅くなってしまうからという、そういう理由の中で、当初、予算に組み入れた経緯があると思うんですが、この遅れた理由は、それなりの理由があるろうか、というふうに思います。私が思うに、本当に地域の実情を、村内の実情を危機意識を持っていて、それに対する行政サービスをどのように進めようとしているのかというのが、映ってこない面もあります。今後の課題として、このようなことがあつ

てはならない、というふうに考えるのですが、その遅れた理由、それからまた、その理由についての今後の改善策等を伺いたいというふうに思います。それと、この工事の内容につきましても、当初、予算審議の中でこの中身の調査等については、どのような調査がされたのか。個人的に見るところ、地域の誰々もよく分からないという流れの中で、私が知らない間に行政の担当職員が来てチェックをされたのか。そういうようなことも若干指摘もしたり、考えたりもしたんですが、この平島地区の中で当初もロードミラー、道路反射鏡が必要な所に無いんじゃないかというような話もしたきりなんです、その件に関しては、再度どのような調査をされて、必要無いというふうに判断されたのか、その点についても伺いたいと思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

執行の遅れた理由でございます。これは3月頃に、3月予算編成時に早期に発注しなくてはいけないということで、慌てて入れさせた状況でございます。その時はまだはっきり言って、現地の測量とかそういうのを完全に把握をすることが出来ませんでした。まだ、本事業そのものというのが、この事業で測量資金費が計上することが出来ないことから、村独自で設計も組まなくてはいけないということで、4月以降に各島の出張員さん、それから総代さんをお願いしまして、整備箇所等を点検してもらった訳でございますが、実施設計をする段階において、やはり現地調査が必要じゃないかなと。実際、実施設計を組む時において、そのまま実績を組めたのが悪石島と、それから、小宝島、宝島。これは出張員さん、総代さんの報告によって、今設計は組まれています。いずれも、する必要はございませんでした。後の島においては、職員が出向いて、必要な所の箇所とか、そういうのを点検して実績を組んだ訳でございます。平島におきましては、カーブミラーが無いということでございましたけれど、これは、あくまでも基本的には観測ポイントと、それから観測者の宿泊施設、または港を結ぶ道路に限定して整備する、ということがありましたことから、この平島の場合は、ポイントが反射鏡の設置が無かったということを知っております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

まず最初に発注が送れた理由、それはあまりはっきりしたことが私に伝わってこないんですよ。そういう状況であれば、何故7月にできなかったのか、発注できなかったのかということ、はっきり私に伝わってこない。そういう面で、再度明確に遅れた理由等を説明を願いたい。今の説明ですと、今後も同じようなパターンが出てくるだろうと思うのですが。こうこういう理由だ、ということで。当初の概算金額を出すのに、ある程度の資料が配布され、そしてロードミラーが何個、側溝が何mというのが、ある程度出されていたような記憶にあるんですけど、私の記憶違いかな。その流れからして、「急がない」という意識があるのであれば、意識があっても、どうしても今日に至ったというような説明に聞こえんたんですが、その点について再度伺いたい。また、平島地区のこの件に関しては、現在までロードミラーが海岸から、あるいは宿泊所、あるいは観測地点までの間にロードミラーがあったやつが倒れたままで、そのままで放置してあるというところもあります。その点についての確認等はされたのかどうか、ということも含めて、再度伺います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今回このような全島に渡って同じ事業で整備するというのは初めてです。整備をするとなれば、どこか1か島を、この島を整備するという。今度は、今回この補助申請をするに当たっては、七か島全部、一緒に挙げなくては事業費の中に含まれておりません。そのために、通常一か島ですと、道路とかそういうのなんかは測量とか何とかしてすぐできますけど、また、そういう形で発注ができますけど、七か島全部を一緒に発注するというのは、やはり担当としても一か所だけは、もう何か所かは済んでたけど、ここのところがよく分からないと、その島に赴いて調査、測量しなくてはならない訳ですけど、また他の補助事業とか、そういうのなんかも絡みがございまして、国庫

補助事業そのものを、経済課としましては、早めに発注する状況にあるものですから、今回こういう形になって、それで全島、全部というのが、やはり資料そのものが揃わない状況にありました。それでもって、今までになってしまった訳でございます。それから、平島のカーブミラーの欠損してるそのことについて、また私の方では報告があがってませんが、担当の方とまた検討してみます。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

言わんとしていることは、なんとなく分かるような気がします。この事業だけじゃなくて、他の国庫補助の事業もあって、こうこうだというふうに理解は出来るのですが、当初、予算を審議する中で、再三あれだけ言われながら、しかも、外部からの指摘もあったと。そら見ろと、言われても仕方が無いんじゃないのかなと、私はそういう面で特に心配をするんですが、そういう意識も本当に働かなければ、議会の中であれだけ皆さん全員が同じように口を揃えて言ったんですよ。そのことに対して、そうであればこの時間の掛からない、島半分でも良い、3分の1でも良い。そういう面で早く発注してあげる、という方法もあったんじゃないかなろうかと、私はそういう思いもしますので、次も同じようなことがあってはならない、という思いがするのですが、次もまた同じような国庫補助の事業があったり、それから約束してもまた同じような形になってしまうと、そういうふうに理解しても宜しいですか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先程も答弁しました通り、全島を地区として計上したために、分割発注とかそういうのが出来ない訳であります。全部が全部の設計書が揃わないことには、今回の場合は出来ませんでした。そのために、何か島かは設計書があがってたんですけど、再度行かなくてはならないということで、分割発注そのものをまたしてしまえば、それだけ諸経費率も上がります。なるべく、工事費そのものというのは一本でした方が、諸経費率も下がって、一発で入札が出来る訳ですので、そういう事務の手續きとかそういうのもございます関係上、今の時期になってしまったということでございます。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

各島毎に排水路、防護柵、反射鏡があがっているんですけど、島単位の基準ですね、何処にはどんだけの金額で、というのは出してないんですかね。それがわかったら、教えてもらいたいということですね。それとですね、今朝の新聞に県の落札率の記事が出ておりました。本村におきましても、入札に関しましては指名入札となっておりますが、今後、一般競争で行う予定があるのかということですね。今日言いましたのは、私は先週の本会議でも申し上げましたけれど、この12社の金額をずっと見た時に、あまりにも数字が綺麗なんですよ。これが本当の入札ではないと、私は思っております。ですから、こういう疑問を抱くような入札であってはならない、と私は考えます。それで、住民に対して理解を求めるには、やはり一般競争でやった方が良いんじゃないかと考えております。ですから、裏付けがありませんから、何とも申しようがありませんけれども、今後、こういう入札の方法は、私は決して宜しくないと考えております。数字があまりにも綺麗過ぎます、ということです。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

各島の整備する金額等の資料要求ですか。それはまた、後ほど提出します。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

殆んど契約につきましては、一般競争入札はこの自治体でもそうなんです、基本です。その

他に指名競争入札、それから随意契約というものがある訳なんです、一般競争入札を導入した時に、職員の負担というのがかなり出てくるということ等で、今経済課の方でも、他の自治体との分も見ながら、一応、導入するにはかなり職員の負担が、そこに労力が伴うということ等で、なかなか踏み込めない、踏み切れないということが、なんか、あるみたいです。今、鹿児島県と46市町村と合わせて、電子入札に取り組もうということ等で、今、県の方が主体となって取り組んでおります。おそらく、鹿児島県の方が既にそれに取り組んで、一部の事業については取り組んでいるんじゃないかと思いますが、大きな市、鹿児島市辺りも一部取り組んでいるということを知っております。本村の方も、それに電子入札の方を導入しようということ等で、今、経済課の建築担当の者を中心に作業に進めさせております。早ければ今年度中に、どの程度のものが出来るのか、思考的にやってみようということで、一応、島に港湾を抱える億の事業を抱えております。参考ですけど、一応、港については取り組んでみる必要もあるんじゃないかということで、私も担当者に話してきたのですが、まだそこまで事務処理が追いついていないから、もうしばらく様子を見させてほしい、ということがあるものですから、一般競争入札というよりも電子入札制度の方に、県の方と一緒に取り組もうということでの、そっちの方を先行することになっていくんじゃないかなと、思っているところです。確かに、ちなみに、入札の結果はそこに配布しております通り、一般的に言われますのは、予定価格に対して応札額、あるいは入札額そのものが95%を超えるというものにつきましては、限りなく談合に近いということ等で、報道番組によく言われますけれど、放送の場合は、その数字を分析しておりませんけれども、談合対策とそのものについては、予定価格の設定については、入札当日の朝、村長の方で起債するということ等で、予定価格の漏洩を防ぐというのを取っております。それから、指名業者を発注した時には、それぞれの指名発注業者が分からないように、閲覧についてはそれぞれの会社毎に、業者毎に、閲覧ものに記載させるという形を取っておりますので、入札の当日までは、その指名業者が何社あるのかということ等は、その関係業者も分かりづらいんじゃないかと思っているところです。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

入札方法に関しましては、今後、透明性があるような方法で行ってもらいたいと考えております。ちなみに、今回のこの契約の落札率は何%ですか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

あの、ちょっと、計算しなければいけないので、また後ほど。予定価格が分かりませんので。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

分かりましたら、後でまた、お知らせをお願いしたいと思います。以上で、終わります。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君の本件に関する質疑はすでに3回になりましたが、会議規則第55条の但書によって特に発言を許可します。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

私は質疑の仕方が下手なものですから、回数を若干重ねますが、当初、この工事内容につきまして、当初、3月定例会で概算として出た工事内容と、それから自治会会長宛てに送った工事内容と、今現在ここに出されてる工事内容とは違いがあるような感じもします。違いがあっても当然なんでしょう。私は地元では、あそこも足りない、こっちも足りない、というような話の中から、まだ、危険な箇所があれば、増やすことは可能な話を聞いたということで、自治会長辺りにもそういう説明をしてきた訳ですが、当初の概算を出す時と、それから自治会の方へ送り込んだ平島はこれでやりますよという説明をしたその内容と、どういうふうになったのか、減ったのか、その点を伺いた



い。どこかで調整をされてるような気がしてならないんですよ。その点について、詳しく、そこで分かれば説明を求めます。また、もし予算上で、ここはこう削ったとか言わないだろうとは思いますが、減らした理由なり、そういうのがあれば、詳しく説明を求めます。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今、ここにお示ししているものと、以前お示したものと資料がございませんので、即答ができませんので、また、後ほど提出させていただきます。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

もし、地域の状況を見て、当初、自治会宛てに送った中身よりも削られている。それが、安全対策として、もし、これが欠けるというようなことがあれば、後の予算措置辺りはもう出来ないというふうに考えて宜しいんですか。私が気になるのは、そこなんです。はっきり、その測量辺りをどういうふうにして、何処が必要でなくなったのか、増えたのか、ということが明確でない限り、どこかで予算調整をする中で、本来の安全対策になってないという問題が起きた場合に、追加の安全対策そのものがどこかで補えるかどうかの問題ですよ。その点について伺います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

この特定離島ふるさとおこし推進事業の入札の執行残が出ておりますが、この執行残の追加ということは出来ませんが、どうしてもその場所が必要である、落とすことが出来ないということがあれば、部内で検討したいと思います。

○議長（日高通君）

只今、6番議員あるいはまた1番議員から先ほど要望がありました資料等については、経済課長の方で準備願いたいと思います。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第8、議案第60号、特定離島ふるさとおこし推進事業交通安全施設整備工事請負契約の締結についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、日程第8、議案第60号、特定離島ふるさとおこし推進事業交通安全施設整備工事請負契約の締結についての件は、原案の通り可決することに決定致しました。

これより、昼食のため休憩致します。午後は1時にお集まり下さい。

休憩

○議長（日高通君）

休憩以前に引き続き会議を開きます。

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

午前中にご質問があった落札額でございます。これは、うちの方は予定価格を発表してませんので、表は控えさせていただきまして、口頭でご説明申し上げます。吉留建設の落札率は93.75%です。

△日程第9 議案第61号 特定離島ふるさとおこし推進事業口之島フリー岳展望台施設整備工事  
請負契約の締結についての件

○議長（日高通君）

日程第9、議案第61号、特定離島ふるさとおこし推進事業口之島フリー岳展望台施設整備工事請負契約の締結についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第61号について、ご説明を申し上げます。本案につきましては、特定離島ふるさとおこし推進事業口之島フリー岳展望台施設整備工事請負契約の締結についてでございます。9月26日に指名競争入札で12社を指名し、執行を致しております。指名業者は、本村の建設工事指名競争入札参加者等の指名基準に基づいて行っております。入札の執行結果につきましては、配布致しております資料の通りであります。工事内容につきましては、昨年度施設道路600m、うち舗装区間が160mあった訳ですが、これを施行致しております。本年度は、施設道路新設延長が320m、舗装延長を760m、それから、遊歩道整備延長が477mと兵舎跡地の整備、それから、監視哨跡整備、展望台整備、北緯30度線モニュメント整備を計画しております。契約の相手方は、吉留建設産業株式会社、代表取締役、吉留由美子、契約金額は74,550千円、契約期間は平成20年10月3日から平成21年3月25日までの174日間を予定しております。説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

新設の部分なんですけれども、当初は450mという設計だったように覚えているんですが、130mぐらい短くなっておりますけれども、どのような経緯でこのような320mになったのか、説明をお願いします。それと、モニュメント整備の一式工事の概要が分かれば、説明をお願いします。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

ちょっと、工事の内容が詳細に渡っておりますので、担当をお呼びして宜しいですか。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

僕は工事のこの件については特段異論はありませんが、確認したいのは、例えば、こういった新たに観光施設であったりとか、道路の新設にあたって、本村においては県立自然公園の特別指定地域ですかね。そういったものが指定されている区域があると思うのですが、そういった部分が今回のこの整備される範囲内に関係するのかなどなのか。仮に関係するとした場合、例えば、県の許可とか、そういったもの等についての、そういった問題点等は生じないのか。そこら辺について伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

この口之島フリイ岳につきましては、県立自然の指定には入ってなかったと思います。もし、そういうのがあれば、勿論、県と協議しまして、解除するなり、そういう手続きが出てくるのではないかと思います。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

今の説明によると指定区域であった場合は、そういう形で県との協議等が必要だということで理解します。こういった形で、行政が整備をする部分については、そういった形でされるんだと思いますが、仮に、例えば、住民有志が何らかの構造物等を造りたいと、その観光客向けのための何らかの施設等を造りたいとかいう話とか、そういったものが出た場合に、そういった部分の許可等については、やはり同様に、県に対して求めざるを得ない部分が出てくると思うんですけども、そこら辺について、村としてはどのような形でそういった方々に対して、指導なりを行っていくように考えるか。実際、中之島について一部そういった話を最近聞いてるんですが、そこら辺の指導等についてどのように考えてるか伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

それは規模等によってだと思います。どの程度のやつをするか。勿論、県の方に伺い立てて、完全に解除しなければいけないのかとか、そういう形に。勿論、地域に指定される所があれば、1回村の方に相談に来てもらえば、うちの方で、それなりの県の方の担当窓口を照会するという形になると思います。

○議長（日高通君）

これより、しばらく休憩致します。

休憩

○議長（日高通君）

本会議に戻します。

経済課、松田室長。

○経済課地域整備室長（松田清徳君）

質問は、新設が450mの所が320mになってるのは何故かということと、モニュメントの内容について説明せよということですが、全体計画で920mが新設の所で、昨年600m開設、ナンバー1010まで新設をしております。ですから、残りが320mということになります。450というのは、私もそういう説明をした記憶が無いんですけども。それから、モニュメントにつきましては、当初はフリイ岳の山頂に山展望台を造って、それにロープをということで計画をしてあったんですけど、そこまで行く道路を造るのも、また、膨大なお金がかかるし。それから、そこに

資材を運ぶのも、また、大変なことだし。また、道路を造っても起伏が激しいために、なかなか危険な状態になるんじゃないかと。それと、人があんまり行かなければ、管理上も大変なものになるんじゃないか、という懸念もございまして。県の方と交渉致しまして、観光客、住民がすぐ、常時と言いますか、通行可能な道路がその西側の麓の方にあると。そこに北緯30度線を出しまして、北緯30度線の表示の方を致しまして、そこに北緯30度線に関する説明の看板を設置する、ということと計画をしております。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

新設のメートルは、当初と変更はないということですね。30度の位置が、8月の何日でしたかね。計測した結果、当初の今出してる位置より390m西寄りに変更になりました。が、正しい30度の位置だそうです。そのモニュメントを造る場合、上の方に造るのか、海岸の方に造るのかですね、海岸側で理解して良い訳ですか。

○議長（日高通君）

経済課、松田室長。

○経済課地域整備室長（松田清徳君）

この件に関しては、今座標関係の資料を求めています。10月6日から作業に入るということでございますので、それが出来次第、中身について県の方と交渉したいというふうに思います。今現在の時点で出されている部分につきましては、赤瀬の道路改良に絡んできますので、そこら辺は別途、また考慮しないといけないのかな、というふうに考えます。そうした場合、フリー岳の展望台より南側に位置するという、大体の余地があるようでございますので、遊歩道の部分にそういうモニュメントを設置するかどうか、県の方とこれから折衝をして位置の変更ということになるかどうかと思います。

○議長（日高通君）

しばらく、休憩します。

休憩

○議長（日高通君）

本会議に戻します。

ほかに質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第9、議案第61号、特定離島ふるさとおこし推進事業口之島フリー岳展望台施設整備工事請負契約の締結についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、日程第9、議案第61号、特定離島ふるさとおこし推進事業口之島フリー岳展望台施設整備

備工事請負契約の締結についての件は、原案の通り可決することに決定致しました。

## △日程第 10 議案第 62 号 十島村地域イントラネット基盤施設整備工事請負契約の締結についての件

### ○議長（日高通君）

日程第 10、議案第 62 号、十島村地域イントラネット基盤施設整備工事請負契約の締結についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

### ○村長（敷根忠昭君）

議案第 62 号について、ご説明を申し上げます。本案につきましては、十島村地域イントラネット基盤施設整備工事請負契約の締結についてでございますが、本村の高速ブロードバンドの整備につきましては、先の議会、ならびに村政座談会等でも説明をして参りました。そして、予算に計上しているところでございますが、本村地域のブロードバンドの解消と致しまして、総務省の補助 3 分の 2 を受けて整備しようとするものでございます。事業内容につきましては、兼ねて申し上げますように、中之島、悪石島、小宝島、宝島の公共施設、出張所、診療所、学校、公民館等と、役場本庁間を光ケーブル、あるいは無線で結んで、ブロードバンドのネットワークを構築する、というものでございます。ご承知の通り、本村には N T T 西日本の光ファイバーケーブルが、中之島、悪石島、宝島に陸揚げをされておりますが、その陸揚げされているケーブルを利用致しまして、今回のブロードバンドが実現するものであります。中之島が大体 8 か所、悪石島で 4 か所、小宝島で 4 か所、宝島 4 か所の公共施設に光ケーブル、あるいは無線でやる予定にしておりますが、中之島、悪石島、宝島につきましては、光ファイバーをケーブルを地下埋設にして接続し、小宝島へのネットワークは宝島から無線で結ぶ、という方法となる予定であります。また、それぞれの施設にパソコン、プリンターを配備しまして、映像システムやテレビ会議システム等を本庁と出張所、あるいは診療所、学校に導入したいという計画であります。その結果、本年度末から本庁を含め、21 か所の公共施設から高速インターネットの利用が可能となる予定でありまして、本庁と出張所で映像を見ながらの行政事務、あるいは住民の行政相談。診療所と赤十字病院間での医師等による患者の様子やデータ等を見ながらの遠隔健康相談、あるいは健康、医療の関係。それから学校間、あるいは村外学校との遠隔授業等々が実現することになります。本村は本事業を執行するにあたりまして、事業の性質、それから目的等から競争性に適さないと判断を致しまして、民間事業者からの企画提案方式として、指名型プロポーザル方式で執行を致しました。指名業者につきましては、本村に指名願を提出のある通信事業者の中から、過去の受注実績、あるいは地域性等を考慮致しまして、6 社を決定したところであります。業者からの企画提案書等の提出期限を 9 月 8 日までと定めたとところでございますが、同日までに 5 社から辞退届が提出されまして、最終的に提案のあった業者は西日本電信電話株式会社 1 社のみであります。この結果を受けまして、9 月 16 日に事業者選定委員会を開催しておりますが、メンバーとしては委員に鹿児島大学学術情報基盤センターの升屋教授、それから県の企画情報政策課の池堂課長、村から副村長と総務課長、経済課長を立てまして、開催を致しております。提案のあった関係資料を審査の上、西日本電信電話株式会社を請負契約交渉に掛かる優先候補者と決定致しまして、9 月 30 日付の総務省の補助事業決定を待って、10 月 1 日付で仮契約を行ったところでございます。総務省の国庫補助対象事業費は、497,490 千円で、うち、補助決定額が 331,660 千円であります。契約請負金額につきましては、457,684,500 円で、補助対処事業費に対し、39,805,500 円の減額となっております。工期につきましては、21 年の 3 月 21 日までの 166 日間を予定したところでございます。以上で、説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

本案件に関しましては、過去においてから地域の活性化、あるいは医療の充実と、村に抱える重要な政策が、これによって、また弾みを増すということで、非常に感激もしております。問題があるのは、この事業に対する国の補助のあり方。と申しますのは、残された地域の事業を、どういうふうに展開していくのかということでは、今までの説明であります、国の方の、そういうきちんとしたものがまだ無いと、来年度、この次の年度に出来るかどうか分からない、というような状況の中で、この事業を進めるというふうに理解してはるんですが、今、村の方として、勿論、来年度の皆既日食に向けての、いろんなこういう呼びかけもしてきて、やっとこれができたというような経緯もあるんですが、来年度の皆既日食に対するインターネットのサービスが出来るように進めるためには、残りの地域の分はどのように対応できるのかな、というふうに考えてはるんですが、その点について、次年度の残された地域に対するこの事業の可能性と、それから皆既日食の来年の中での、そういうインターネットの対応をどういうふうに考えているのか、というのを伺いたいと思います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

国の補助事業そのものは単年度主義でございますので、本年度は4か島を整備し、また21年度で残りの3か島の申請につきましては、近々国の方にもあげるという形になるかと思います。それから、今回の場合は公共施設間でのネットワークということになります。もし、仮に21年度、残りの3か島が整備されたときでも、公共施設間でのネットワークでございますので、住民が参加するということになった場合には、もう1年かかる可能性があるんじゃないかと。そこら辺につきましては、補助事業が別枠の地域ITC事業ということ等での、国の方の3分の1補助ということ等で、私共と今NTTとの間での資産枠は約100,000千円ぐらい、その事業に必要なになってくるだろうということになるかと思います。私共の窓口につきましては、九州相互通信局の方が窓口になっております。その事務所の方も、再三私共との情報連絡のやり取りをやっておりますので、21年度につきましても、継続した形でこの事業は進められるだろうとは思っています。ただ、住民を巻き込んだ形で住民参加のインターネットにつきましては、今のところはっきりしないということになるかと思います。それから来年度、皆既日食の関係につきましては、この4か島につきましては、今年度末には公共施設間での共用は開始されますので、何ら問題なく対応出来るかと思えますけれども、残りの3か島につきましては、補助事業が間に合わないということを考えれば、現在の不自由をしている状況もありますけど、モノでしか対応は無理なのかなとは思っておいてください。

○議長（日高通君）

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

現在の状況で残りの島は、対応せざるを得ない。公共施設は、完全に出来る。その中で、過去の本会議でも話をしましたが、今現在総務省の費用で研究用の事業ですか、鹿大の先生がやっている。それが現在インターネットが繋がるようにできてるのが、2か島か3か島あるように聞いています。そうすると、教授の話だと2か年の契約だということで。期限からすると、今年一杯か途中で期限が切れるんじゃないかなと、私もはっきりしたことは分かりませんが、そうした時に、それがそのまま残されて、皆既日食等もそういう形で外部者が来てもインターネットが出来るというような、そういうことも考えていかなきゃいけないのかなと思ひまするんですが、その点に関してはどのように、村としては対応をしようとしてるのか、その点についても伺いたいと思います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

今議員が言われますのは、平成17年からだったと思うんですけども、鹿児島大学の升屋先生を中心に学術研究センターという所が動いてやって頂いている訳なんですけど、この間先日、先生と会う機会があった時に、総務省の事業がそろそろ終わるんだけど、どうされる予定なんですかということに対して、おそらく総務省の方はその後どうしようということに動きは無いから、まだ今のところはっきりしていないと。ひょっとしたら、こういう言い方で言って良いのか分かりませんが、あげても良いのかな、というような言い方もされた訳ですね。先生としても、あくまでもあれは国の事業でやっている関係がありますので、村がそこに入るとなった場合には、その財産の引取りということになりますので、そこはまた、時間が必要なのかなと思っております。それから余談だったんですけども、もし島外地域で必要ということであれば、月額十数万の管理費をランニング費用というのでしょうかね、そのあたりを負担してもらえれば残しても良いよということ等は、私は直接聞いてないんですけど、うちの担当の話だとそんな話もされていたという話を聞いております。そうしますと、今の諏訪之瀬島、それから平島につきましてはそういう形で、場合によってはカバー出来るかもしれませんが、口之島の方については、対策は何も講じられていない訳ですね。そうすると口之島の方は、1年間は今の状況の方が続くのではないかなと思っております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

そうであれば、可能なのか不可能なのか分かりませんが。総務省の事業の延長というのですか、皆既日食がある間だけでも、そんなに経費をかけてやってる訳じゃないというような、はっきりした額は分かりませんが。インターネットができていない、繋がらない島々の対応としてどうしてもこれでは間に合わないという所は、その事業の延長なんかあたりでお願いして、やってみる必要があるのかなと想いもするのですが。その点については、何ら話をした経緯はないのかどうか、もし、それが出来るとした場合に、あるいはあくまでも仮の、仮説というのですか、そういう形でやってもらって、費用あたりがどのくらい発生するのか分かりませんが、それに対する少額であれば、あるいは村の方も少しは遠慮してもいいのかなという想いもしますが。その点についてはどのように考えているか伺います。あくまでも、インターネットが繋がるということは、外部から入ってくる人たちへの、1つのサービスでもある訳ですね。そういう意味からすると、そういう努力も必要なのかなという想いもするのですが、その点についてはどのように考えているのか伺います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

この本村の地域イントラネット事業に、升屋先生の方も業者センターの委員という形で参画してもらっております。これは今年度に限らず、21年度も同じ形で関わってもらえるだろうと思っておりますので。議員が言われますようなこと等につきましては、先生とも、これからも再三会う機会がありますので、何らかの形を見て、また話をしてみたいと思います。

○議長（日高通君）

これより、しばらく休憩致します。

休憩

○議長（日高通君）

本会議に戻します。

ほかに質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「討論なし」との声あり)

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。  
それではこれから、日程第 10、議案第 62 号、十島村地域イントラネット基盤施設整備工事請負契約の締結についての件を採決します。  
お諮りします。  
本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。  
従って、日程第 10、議案第 62 号、十島村地域イントラネット基盤施設整備工事請負契約の締結についての件は、原案の通り可決することに決定致しました。  
これより、5 分間休憩致します。

休憩

○議長（日高通君）

休憩以前に引き続き、会議を開きます。

△日程第 11 発議第 2 号 十島村議会会議規則の一部を改正する規則についての件

○議長（日高通君）

日程第 11、発議第 2 号、十島村議会会議規則の一部を改正する規則についての件を議題とします。  
会議規則第 38 条の規定により、職員に議案を朗読させます。  
議会事務局書記、日高尚子君。

○議会事務局書記（日高尚子君）

提出の理由。先の地方自治法の改正で、法第 100 条第 12 項に「議会は会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」の規定が新たに設けられたことから、全員協議会を法律上の正規の議会活動として位置づけるため、及び法第 100 条第 13 項に規定する「議員の派遣」に関する規定を会議規則に規定するものである。  
十島村議会会議規則の一部を改正する規則。  
十島村議会会議規則（昭和 62 年議会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。  
第 1 21 条を第 1 2 3 条とする。  
第 1 5 章を第 1 7 章とし、第 1 4 章の次に次の 2 章を加える。  
第 1 5 章 全員協議会  
(全員協議会)  
第 1 2 1 条 法第 1 0 0 条第 1 2 項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行なう場として、全員協議会を設ける。  
2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。  
3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。



## 第16章 議員の派遣

### (議員の派遣)

第122条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

### 附則

この規則は、平成20年10月3日から施行する。

#### ○議長（日高通君）

本件は、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

#### ○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、本件は趣旨説明を省略することに決定致しました。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

#### ○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

#### ○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第11、発議第2号、十島村議会会議規則の一部を改正する規則についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

#### ○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第11、発議第2号、十島村議会会議規則の一部を改正する規則についての件は、原案の通り可決することに決定しました。

## △日程第12 陳情第3号 「新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書を求める陳情書」の件

#### ○議長（日高通君）

日程第12、陳情第3号、「新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書を求める陳情書」の件を議題とします。

陳情書の朗読を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

#### ○議長（日高通君）

「異議なし」と認め、陳情書の朗読を省略いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

#### ○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 12、陳情第 3 号「新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書を求める陳情書」の件を採決いたします。

お諮りします。

陳情第 3 号を採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、日程第 12、陳情第 3 号「新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書を求める陳情書」の件は、採択することに決定致しました。

### △日程第 13 発議第 3 号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の件

○議長（日高通君）

日程第 13、発議第 3 号、「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の件を議題とします。

意見書（案）の朗読、及び発議の趣旨説明は省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認め、意見書（案）の朗読及び趣旨説明を省略いたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、発議第 3 号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第 13、発議第 3 号、「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の件は、原案の通り可決することに決定しました。

### △日程第 14 陳情第 4 号「郵政民営化法の見直しに関する陳情書」の件

○議長（日高通君）

日程第 14、陳情第 4 号、「郵政民営化法の見直しに関する陳情書」の件を議題とします。

陳情書の朗読を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認め、陳情書の朗読を省略いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第14、陳情第4号、「郵政民営化法の見直しに関する陳情書」の件を採決いたします。

お諮りします。

陳情第5号を採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第14、陳情第4号、「郵政民営化法の見直しに関する陳情書」の件は、採択することに決定致しました。

#### △日程第15 発議第4号 「郵政民営化法の見直しに関する意見書」についての件

○議長(日高通君)

日程第15、発議第4号、「郵政民営化法の見直しに関する意見書」についての件を議題とします。

意見書(案)の朗読、及び発議の趣旨説明は省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認め、意見書(案)の朗読及び趣旨説明を省略いたします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、発議第4号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第15、発議第4号、「郵政民営化法の見直しに関する意見書」についての件は、原案の通り可決することに決定しました。

#### △日程第16 議員派遣の件

○議長(日高通君)

日程第16、議員派遣の件を議題とします。

派遣目的、派遣期間、派遣場所、派遣議員等につきましては、お手元に配布した通りですので、口答説明は省略します。

これから、日程第 16、議員派遣の件について採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第 16、議員派遣の件については、原案の通りとすることに決定しました。

#### △日程第 17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（日高通君）

日程第 17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長より、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### △閉会宣告

○議長（日高通君）

これで、本日の日程は、すべて終了しました。

会議を閉じます。

平成 20 年第 3 回（9 月）十島村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

平成20年10月3日

十島村議会議長 日高 通 殿

決算審査特別委員長 永田和彦

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された 認定第1号、平成19年度十島村一般会計歳入歳出決算、認定第2号、平成19年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第3号、平成19年度十島村老人保健医療特別会計歳入歳出決算、認定第4号、平成19年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算、認定第5号、平成19年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算、認定第6号、平成19年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算は、審査の結果、下記のとおりと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

| 事件の番号 | 件 名                       | 審査の結果 |
|-------|---------------------------|-------|
| 認定第1号 | 平成19年度十島村一般会計歳入歳出決算       | 認定    |
| 認定第2号 | 平成19年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算 | 認定    |
| 認定第3号 | 平成19年度十島村老人保健医療特別会計歳入歳出決算 | 認定    |
| 認定第4号 | 平成19年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算   | 認定    |
| 認定第5号 | 平成19年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算   | 認定    |
| 認定第6号 | 平成19年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算   | 認定    |